

**平成 26 年度
地下水質測定結果**

平成 27 年 1 月

環境省 水・大気環境局

目 次

I. 平成 26 年度地下水質測定結果について	1
1. はじめに	1
2. 調査内容	1
3. 調査実施状況	1
4. 調査結果	2
5. 過年度からの調査結果の推移	3
6. 汚染原因等	4
7. 環境基準超過井戸の存在状況	4
8. 環境省の地下水の水質保全に係る取組について	4
表 1 調査井戸数	7
図 1 調査井戸数の推移	7
表 2 概況調査の結果	8
表 3 汚染井戸周辺地区調査の結果	9
表 4 継続監視調査の結果	10
図 2 概況調査における環境基準超過率の推移	11
図 3 継続監視調査における環境基準超過井戸本数の推移	11
図 4 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（揮発性有機化合物）	12
図 5 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（重金属等）	13
図 6 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）	14
参考資料 1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組	15
参考資料 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準	17
参考資料 3 地下水質測定における調査区分について	18
参考資料 4 都道府県別調査実施状況	21
参考資料 5 項目別・都道府県別調査結果	22
参考資料 6 項目別・年度別地下水質測定結果	32
参考資料 7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況	45
参考資料 8 要監視項目の測定結果について	55
II. 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について	56
1. 調査について	56
2. 地下水汚染事例件数とその判明の状況	58
3. 地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況	70
4. 汚染範囲の把握及び継続監視の実施状況	72
5. 汚染原因の状況	75
6. 工場・事業場を原因とする地下水汚染対策の状況	80
7. 廃棄物を原因とする地下水汚染対策の状況	86
8. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の状況	87
9. 地下水浄化等の対策の実施状況	90
10. 地下水汚染の公表の実施状況	93

・平成 26 年度地下水質測定結果について

1.はじめに

地下水の水質（以下、「地下水質」という。）については、水質汚濁防止法第 15 条第 1 項及び第 2 項に基づき、都道府県知事が水質の汚濁の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告することとされている。平成元年度以来、都道府県知事が毎年度作成する水質測定計画に従って、国及び地方公共団体によって地下水質の測定が実施されている。

本報告は、平成 26 年度に実施された地下水質の測定結果を取りまとめたものである。

2.調査内容

(1) 調査対象項目

調査対象項目は、環境基本法第 16 条に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下、「環境基準」という。）が定められている以下の 28 項目である。各項目の基準値については参考資料 2 を参照。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(2) 調査区分

地下水質の調査は、その目的によって以下の 3 つの調査区分に分類される。各調査方法については参考資料 3 を参照。

① 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査

② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査又は事業者からの報告等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査

③ 繼続監視調査

汚染が確認された地域について、継続的に監視を行うための調査

※ 本調査区分は、平成 21 年度から適用。各調査区分は、それぞれ従来の「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」、「定期モニタリング調査」に相当することから、各調査区分の経年的な比較は、それぞれの相当する区分に対応させて比較した。

3.調査実施状況

(1) 調査対象市区町村数

平成 26 年度に調査が行われた井戸が存在する市区町村数は、以下のとおりであった。

- ・概　　況　　調　　査： 1,041 市区町村（全市区町村数の 60%）
- ・汚染井戸周辺地区調査： 139 市区町村（全市区町村数の 8%）
- ・継　　続　　監　　視　　調　　査： 802 市区町村（全市区町村数の 46%）
- ・全　　調　　査　　区　　分　　総　　計： 1,272 市区町村（全市区町村数の 73%）

(日本の全市区町村数は、平成 26 年 3 月 31 日現在 1,741 市区町村（総務省データ）)

なお、概況調査は、分割した調査区域を順次調査して数年間で地域全体を調査する「ローリング方式」を採用している地方公共団体が多く、単年度で全地域を調査しているとは限らない。

(2) 各調査の実施状況

平成 26 年度に調査が行われた井戸数は、以下のとおりであった。（表 1）

- ・概 態 調 査： 3,405 本（前年度から 275 本減、前年度比 93%）
- ・汚染井戸周辺地区調査： 1,213 本（前年度から 259 本減、前年度比 82%）
- ・継 続 監 視 調 査： 4,525 本（前年度から 22 本減、前年度比 100%）

また、平成 5 年度からの調査井戸数の推移を図 1 に示す。

概況調査の調査井戸数は、前年度から 7 % 減少した。汚染井戸周辺地区調査の調査井戸数は、前年度から 18 % 減少した。継続監視調査の調査井戸数は、前年度とほぼ横ばいである。

都道府県別の各調査の実施状況を参考資料 4 に示す。

4. 調査結果

(1) 概況調査

概況調査の結果を表 2 に示す。

調査を実施した井戸 3,405 本のうち、211 本の井戸においていずれかの項目で環境基準超過が見られ、全体の環境基準超過率（＝何らかの項目で環境基準を超過した井戸数／全調査井戸数）は 6.2 % であり、前年度（5.8 %）から増加した。なお、前年度とは調査対象の井戸が異なるため、単純な比較はできないことに留意する必要がある。

項目別の環境基準超過率は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2.9 %）が最も高く、次いで、砒素（2.5 %）、ふつ素（0.9 %）、テトラクロロエチレン（0.3 %）、ほう素（0.3 %）、鉛（0.3 %）、トリクロロエチレン（0.2 %）、塩化ビニルモノマー（0.1 %）の順であった。前年度の項目別の環境基準超過率と比較すると、ふつ素、砒素が 0.4 ポイント、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが 0.1 ポイント増加した。一方、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 0.4 ポイント、塩化ビニルモノマーが 0.1 ポイント減少した。

なお、概況調査で地下水汚染が発見された井戸については、その後、概況調査の対象から外れ、汚染井戸周辺地区調査や継続監視調査の対象となり、継続して汚染の状況が監視される。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査結果を表 3 に示す。

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びその分解生成物に限定して行われることが多く、この調査の実施状況は、新たな汚染発見の傾向と見ることができる。

調査を実施した井戸 1,213 本のうち、いずれかの項目で環境基準超過が見られた井戸は 144 本であり、前年度の 152 本から 8 本減少した。

調査項目別の環境基準超過井戸の本数は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（42 本）が最も多く、次いで、砒素（29 本）、トリクロロエチレン（25 本）、テトラクロロエチレン（18 本）、ふつ素（12 本）、塩化ビニルモノマー（8 本）、1,2-ジクロロエチレン（7 本）、総水銀（6 本）、ほう素（5 本）、四塩

化炭素（3本）、鉛（2本）、1,4-ジオキサン（2本）、1,1-ジクロロエチレン（1本）の順であった。前年度との比較では、トリクロロエチレンが16本増加、塩化ビニルモノマーが7本増加、ふつ素が5本増加、1,2-ジクロロエチレンが3本増加、1,4-ジオキサン・総水銀が2本増加、1,1-ジクロロエチレン・テトラクロロエチレンが1本増加し、砒素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は18本減少、鉛が2本減少、ベンゼン・ほう素が1本減少した。

（3）継続監視調査

継続監視調査結果を表4に示す。

継続監視調査は、概況調査等で汚染が確認された後に継続的に監視することを目的に実施され、汚染が改善されれば調査対象から除かれるため、継続監視調査の結果から現在の汚染の存在状況を見ることができる。

調査を実施した井戸4,525本のうち、いずれかの項目で環境基準超過が見られた井戸は2,043本であり、前年度の1,964本から79本増加した。

項目別の環境基準超過井戸の本数は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（733本）が最も多く、次いで、テトラクロロエチレン（417本）、砒素（361本）、トリクロロエチレン（279本）、ふつ素（167本）、1,2-ジクロロエチレン（143本）の順であった。前年度との比較では、トリクロロエチレンが122本増加、砒素が29本増加、ふつ素が5本増加、総水銀が4本増加、塩化ビニルモノマーが2本増加、1,1,2-トリクロロエタン・ほう素・1,4-ジオキサンが1本増加となった。一方、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は27本減少、テトラクロロエチレンが7本減少、1,2-ジクロロエチレンが5本減少、カドミウム・六価クロム・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタンが1本減少となった。

（4）項目別・都道府県別調査結果

概況調査において超過率が比較的高い項目について、都道府県別の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査結果を参考資料5に示す。

5. 過年度からの調査結果の推移

（1）概況調査の環境基準超過率の推移

概況調査において環境基準超過率が比較的高い項目について、それぞれの環境基準超過率の推移を図2に示す。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、前年度より0.4ポイント減少の2.9%であった。砒素及びふつ素については、前年度より0.4ポイント増加し、それぞれ2.5%、0.9%であった。トリクロロエチレン（※）及びテトラクロロエチレンについては、平成元年度以降減少し、最近数年は0.5%未満で推移している。

（2）継続監視調査の環境基準超過井戸本数の推移

継続監視調査において環境基準超過井戸本数が比較的多い項目について、その推移を図3に示す。

概況調査で最も環境基準超過率の高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、環境基準項目に追加された平成11年度以降環境基準超過井戸本数が増加し続けていたが、平成22年度をピークに4年連続でやや減少している。トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては全体的に緩やかな減少傾向にあるが、平成26年度においては、トリクロロエチレン（※）については増加、テトラ

クロロエチレンについてはわずかに減少である。ふつ素及び砒素については、全体的には緩やかな増加傾向にあり、平成 26 年度においても増加している。

※トリクロロエチレンについては、平成 26 年 11 月 27 日、基準値を 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に改定。

(3) 項目別・年度別地下水質測定結果

環境基準項目別・年度別の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査結果を参考資料 6 に示す。

6. 汚染原因等

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染原因は主に施肥、家畜排せつ物、生活排水からの窒素負荷である。砒素、ふつ素については、主に自然的要因によるものである。テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物については、主に工場・事業場の排水・廃液・原料等によるものである。

調査実施状況、汚染原因把握状況、対策の実施状況等については、56 ページからの「II. 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について」にとりまとめた。

7. 環境基準超過井戸の存在状況

環境基準超過井戸が存在する市区町村図を図 4 ~ 6 に示す。これは、過去 5 年間（平成 22~26 年度）の全調査区分において、環境基準の超過井戸が存在する市区町村を、揮発性有機化合物、重金属等、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 分類別に示したものである。集計対象を 5 年間としたのは、概況調査にローリング方式を採用している地方公共団体が多く、その一巡期間が概ね 3 ~ 5 年であるためである。

過去 5 年間で環境基準を超過した井戸がある市区町村数は以下のとおりであった。

- ・揮発性有機化合物：355 市区町村（全市区町村数の 20%（前年度調査 21%））
- ・重金属等：353 市区町村（全市区町村数の 20%（前年度調査 23%））
- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：461 市区町村（全市区町村数の 26%（前年度調査 29%））

8. 環境省の地下水の水質保全に係る取組について

地下水の水質保全に係る施策体系と環境省の最近の取組について以下に示す。またこれまでの取組を参考資料 1 に示す。

(1) 地下水汚染の未然防止のための制度の創設

平成元年の水質汚濁防止法の改正により有害物質の地下浸透規制等に関する規定を整備するなど、地下水質の保全を推進してきた。しかし、近年においても、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されていること等から、こうした地下水汚染を未然に防止するため、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成 23 年 6 月 22 日に公布され、平成 24 年 6 月 1 日に施行された。その際、既設の施設については、改正法施行後 3 年間は構造等に関する基準の適用が猶予されていたが、平成 27 年 5 月末日をもって、猶予期間が終了した。

改正後の水質汚濁防止法においては、有害物質を貯蔵する施設等を届出の対象に追加するとともに、有害物質を使用、貯蔵等する設置者に対し、有害物質の地下浸透防止のための施設の構造、設備及び

使用の方法に関する基準の遵守、定期点検の実施、結果の記録及び保存を義務付ける規定等が新たに設けられた。

改正法の円滑な施行を図るため、環境省では構造等に関する基準や定期点検に係る事項の解説等を盛り込んだ運用のためのマニュアルを、平成 24 年 6 月に策定した（平成 25 年 6 月改定）。

また、平成 27 年 3 月には、地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引きを策定するとともに、管理要領や点検記録表について、作成例を策定し、環境省ホームページにて公開している。

（2）地下浸透規制のあり方検討

水質汚濁防止法第 12 条の 3 に基づく地下浸透基準については、平成元年の「地下水質保全対策のあり方及び事故時の措置について（中央公害対策審議会答申）」において、地下水の飲料水等としての重要性、いったん汚染された場合の影響の長期にわたる継続性、地下水中における有害物質の挙動の複雑性、汚染源の特定の困難性、及び、汚染の回復の技術的困難性、等の観点から、「検出されないこと」を基本とすることとされ、分析法の定量下限値を考慮しつつ、実質的には、多くの有害物質について、環境基準の 1/10 の値に設定されている。

しかし、中央環境審議会の答申（平成 26 年 9 月 11 日）では、「平成 23 年には水質汚濁防止法が改正され、地下水汚染の未然防止のための構造基準等の新たな規制が導入されており、地下浸透基準を取り巻く大きな情勢変化があったことも踏まえ、また、地下における有害物質の挙動は物質によって大きく異なる可能性があること、測定分析技術は常に進歩していること等から、今後、従来の地下浸透基準の設定方法の妥当性について検証が必要である。」とされたことを受け、平成 27 年度から地下浸透規制のあり方について検討を開始した。

（3）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が一定量以上含まれる水を摂取すると、乳児を中心に血液の酸素運搬能力が失われ酸欠になる疾患（メトヘモグロビン血症）を引き起こすことが知られている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は、施肥、家畜排せつ物、生活排水等、汚染原因が多岐にわたり、また、汚染が広範囲に及ぶ場合が多い。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、平成 11 年 2 月に環境基準項目に追加され、平成 11 年度より水質汚濁防止法に基づく常時監視が行われている。概況調査の環境基準超過率、継続監視調査の環境基準超過本数ともに全項目中最多である。

環境省では、これまで硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策として、地域の実情に応じた効果的な窒素負荷低減対策を推進するためのマニュアルや事例集を作成している。また、平成 26 年度に「地下水保全のための硝酸性窒素等地域総合対策制度」を構築し、平成 27 年度から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策に積極的に取り組む地域を対象とし、地域の課題や要望に応じて、その取組に対して支援を実施しつつ、水循環基本計画に記載された地下水マネジメントを推進するための調査検討を開始した。

（4）放射性物質による水質汚濁の状況の常時監視について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が発生したこと为契机に、環境基本法が改正され、放射性物質による環境汚染の防止のための措置に関する適用除外が削除された。

これを踏まえ、平成 25 年 6 月、水質汚濁防止法が改正され、国民の健康及び生活環境の保全の観点から環境大臣が放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、その状況を公表することとされた。地下水については、平成 26 年度より、全国 110 地点において調査を実施し、結果を公表している。

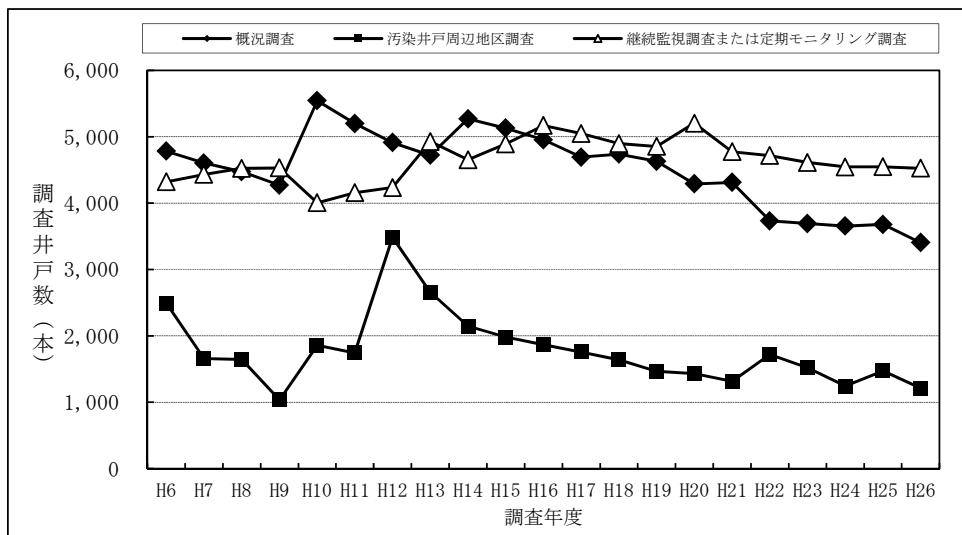
表1 調査井戸数

項目	調査区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査
カドミウム		2,704	20	43
全シアン		2,534	22	58
鉛		2,755	66	197
六価クロム		2,662	58	139
砒素		2,816	301	644
総水銀		2,701	51	104
アルキル水銀		526	27	40
P C B		2,022	23	19
ジクロロメタン		2,823	137	382
四塩化炭素		2,740	156	532
塩化ビニルモノマー		2,495	357	1,374
1,2-ジクロロエタン		2,733	171	516
1,1-ジクロロエチレン		2,723	403	1,647
1,2-ジクロロエチレン		2,831	388	1,758
1,1,1-トリクロロエタン		2,872	225	1,109
1,1,2-トリクロロエタン		2,630	191	535
トリクロロエチレン		2,965	440	1,941
テトラクロロエチレン		2,958	423	1,885
1,3-ジクロロプロパン		2,392	137	234
チウラム		2,263	3	33
シマジン		2,260	3	33
チオベンカルブ		2,260	3	33
ベンゼン		2,751	193	320
セレン		2,533	20	48
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		3,084	266	1,661
ふつ素		2,783	120	422
ほう素		2,676	50	174
1,4-ジオキサン		2,519	149	143
全 体		3,405	1,213	4,525

※備考：平成26年度の調査井戸総数は9,146本である。なお、同一井戸で複数区分の調査を実施している場合がある。

項目	調査区分	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査
(参考) 平成25年度全体		3,680	1,472	4,547

※備考：平成25年度の調査井戸総数は9,625本である。なお、同一井戸で複数区分の調査を実施している場合がある。



※備考：定期モニタリング調査は継続監視調査～調査区分が変更。

図1 調査井戸数の推移

表2 概況調査の結果

	概況調査結果					(参考) H25年度 概況調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	2,704	16	0.6	0	0	2,904	0	0
全シアン	2,534	0	0	0	0	2,736	0	0
鉛	2,755	108	3.9	7	0.3	2,964	9	0.3
六価クロム	2,662	1	0.0	0	0	2,869	0	0
砒素	2,816	321	11.4	69	2.5	3,020	63	2.1
総水銀	2,701	1	0.0	1	0.0	2,900	1	0.0
アルキル水銀	526	0	0	0	0	642	0	0
P C B	2,022	0	0	0	0	2,057	2	0.1
ジクロロメタン	2,823	2	0.1	0	0	3,087	0	0
四塩化炭素	2,740	11	0.4	0	0	2,986	1	0.0
塩化ビニルモノマー	2,495	25	1.0	2	0.1	2,679	5	0.2
1,2-ジクロロエタン	2,733	2	0.1	0	0	2,985	0	0
1,1-ジクロロエチレン	2,723	6	0.2	0	0	2,979	0	0
1,2-ジクロロエチレン	2,831	26	0.9	0	0	3,043	2	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	2,872	11	0.4	0	0	3,136	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	2,630	2	0.1	0	0	2,876	0	0
トリクロロエチレン	2,965	34	1.1	7	0.2	3,235	4	0.1
テトラクロロエチレン	2,958	76	2.6	8	0.3	3,233	7	0.2
1,3-ジクロロプロペン	2,392	0	0	0	0	2,645	0	0
チウラム	2,263	0	0	0	0	2,460	0	0
シマジン	2,260	0	0	0	0	2,457	0	0
チオベンカルブ	2,260	0	0	0	0	2,456	0	0
ベンゼン	2,751	1	0.0	1	0.0	3,010	0	0
セレン	2,533	23	0.9	0	0	2,720	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3,084	2,658	86.2	90	2.9	3,289	107	3.3
ふつ素	2,783	1,084	39.0	26	0.9	2,983	16	0.5
ほう素	2,676	923	34.5	7	0.3	2,891	9	0.3
1,4-ジオキサン	2,519	8	0.3	0	0	2,701	0	0
全 体	3,405	3,031	89.0	211	6.2	3,680	215	5.8

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査井戸の数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表3 汚染井戸周辺地区調査の結果

項目	汚染井戸周辺地区調査結果					(参考) H25年度 汚染井戸周辺地区調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	20	0	0	0	0	24	0	0
全シアン	22	0	0	0	0	26	0	0
鉛	66	10	15.2	2	3.0	215	4	1.9
六価クロム	58	0	0	0	0	43	0	0
砒素	301	71	23.6	29	9.6	383	47	12.3
総水銀	51	8	15.7	6	11.8	68	4	5.9
アルキル水銀	27	0	0	0	0	25	0	0
P C B	23	0	0	0	0	40	0	0
ジクロロメタン	137	0	0	0	0	106	0	0
四塩化炭素	156	3	1.9	3	1.9	182	3	1.6
塩化ビニルモノマー	357	15	4.2	8	2.2	244	1	0.4
1, 2-ジクロロエタン	171	0	0	0	0	122	0	0
1, 1-ジクロロエチレン	403	6	1.5	1	0.2	378	0	0
1, 2-ジクロロエチレン	388	37	9.5	7	1.8	376	4	1.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	225	5	2.2	0	0	207	0	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	191	0	0	0	0	121	0	0
トリクロロエチレン	440	41	9.3	25	5.7	413	9	2.2
テトラクロロエチレン	423	135	31.9	18	4.3	390	17	4.4
1, 3-ジクロロプロペン	137	0	0	0	0	30	0	0
チウラム	3	0	0	0	0	2	0	0
シマジン	3	0	0	0	0	2	0	0
チオベンカルブ	3	0	0	0	0	2	0	0
ベンゼン	193	0	0	0	0	104	1	1.0
セレン	20	0	0	0	0	24	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	266	251	94.4	42	15.8	389	60	15.4
ふつ素	120	71	59.2	12	10.0	113	7	6.2
ほう素	50	28	56.0	5	10.0	67	6	9.0
1, 4-ジオキサン	149	4	2.7	2	1.3	31	0	0
全 体	1, 213	578	47.7	144	11.9	1, 472	152	10.3

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査井戸の数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

表4 継続監視調査の結果

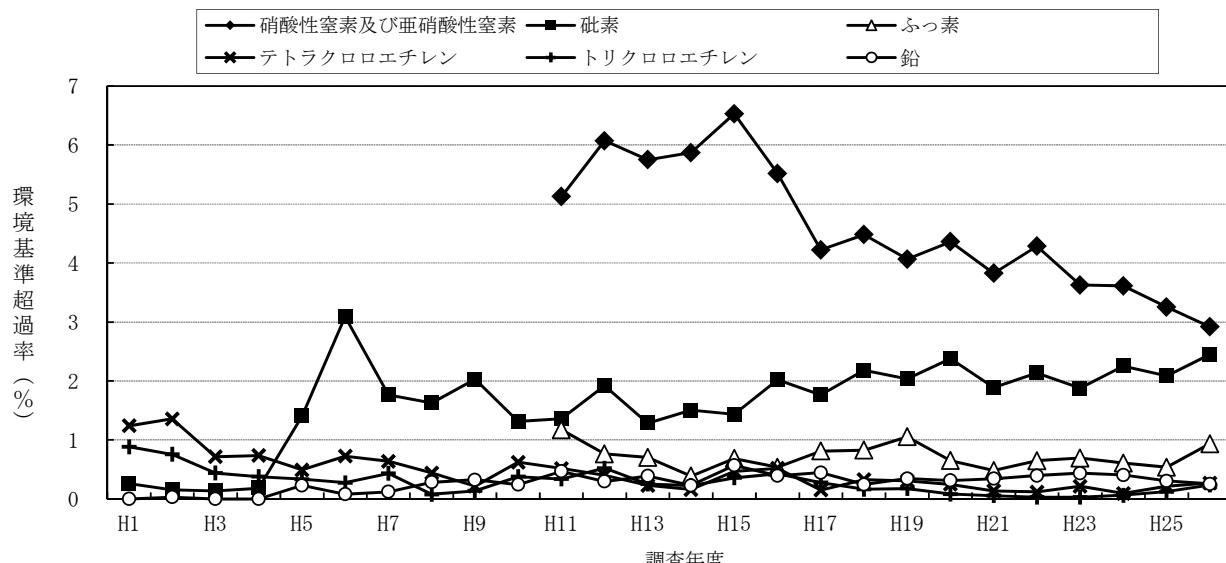
項目	継続監視調査結果					(参考) H25年度 継続監視調査結果		
	調査数 (本)	検出数 (本)	検出率 (%)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)
カドミウム	43	4	9.3	1	2.3	44	2	4.5
全シアン	58	0	0	0	0	55	0	0
鉛	197	61	31.0	13	6.6	205	13	6.3
六価クロム	139	46	33.1	22	15.8	139	23	16.5
砒素	644	494	76.7	361	56.1	647	332	51.3
総水銀	104	27	26.0	24	23.1	113	20	17.7
アルキル水銀	40	0	0	0	0	44	0	0
P C B	19	2	10.5	2	10.5	16	0	0
ジクロロメタン	382	0	0	0	0	360	0	0
四塩化炭素	532	35	6.6	15	2.8	513	16	3.1
塩化ビニルモノマー	1,374	190	13.8	94	6.8	1,381	92	6.7
1,2-ジクロロエタン	516	24	4.7	1	0.2	507	2	0.4
1,1-ジクロロエチレン	1,647	91	5.5	2	0.1	1,689	2	0.1
1,2-ジクロロエチレン	1,758	513	29.2	143	8.1	1,808	148	8.2
1,1,1-トリクロロエタン	1,109	94	8.5	0	0	1,162	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	535	9	1.7	1	0.2	509	0	0
トリクロロエチレン	1,941	602	31.0	279	14.4	1,997	157	7.9
テトラクロロエチレン	1,885	987	52.4	417	22.1	1,945	424	21.8
1,3-ジクロロプロペン	234	1	0.4	0	0	210	0	0
チウラム	33	0	0	0	0	34	0	0
シマジン	33	0	0	0	0	34	0	0
チオベンカルブ	33	0	0	0	0	34	0	0
ベンゼン	320	11	3.4	4	1.3	293	4	1.4
セレン	48	4	8.3	0	0	46	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,661	1,639	98.7	733	44.1	1,629	760	46.7
ふつ素	422	339	80.3	167	39.6	417	162	38.8
ほう素	174	133	76.4	43	24.7	181	42	23.2
1,4-ジオキサン	143	9	6.3	4	2.8	102	3	2.9
全 体	4,525	3,870	85.5	2,043	45.1	4,547	1,964	43.2

注1：検出数とは各項目の物質を検出した井戸の数であり、検出率とは調査数に対する検出数の割合である。

超過数とは環境基準を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

環境基準超過の評価は年間平均値による。ただし、全シアンについては最高値とする。

注2：全体とは全調査井戸の結果で、全体の超過数とはいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数であり、全体の超過率とは全調査井戸の数に対するいずれかの項目で環境基準超過があった井戸の数の割合である。

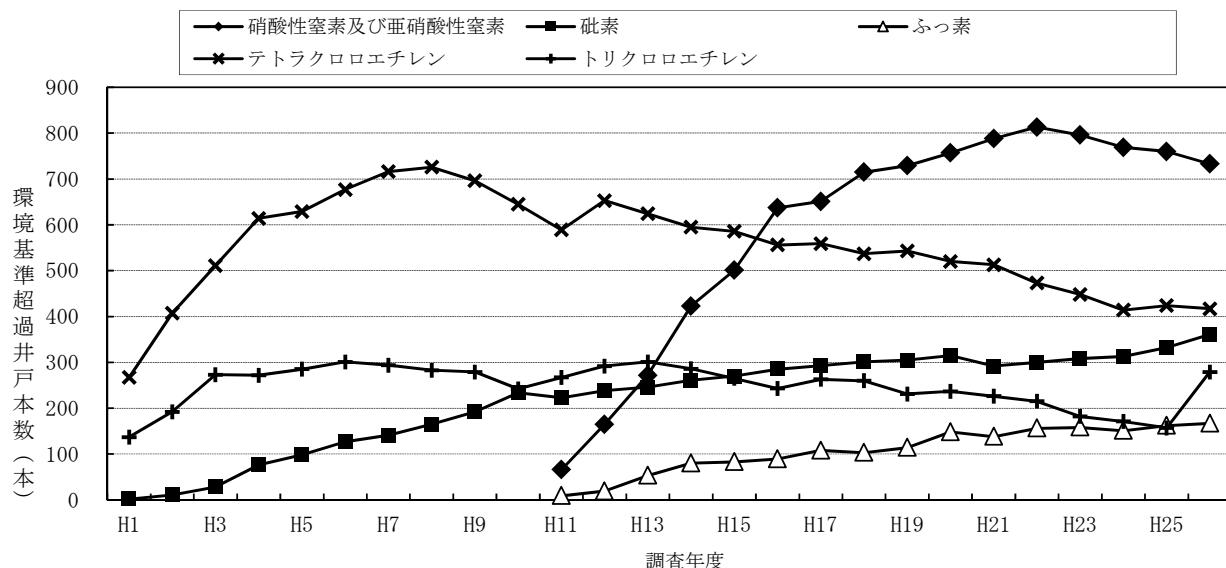


注1：概況調査における測定井戸は、年度ごとに異なる。(同一の井戸で毎年度測定を行っているわけではない。)

注2：地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準とされていた。なお、平成5年に砹素の評価基準は「0.05mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に、鉛の評価基準は「0.1mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。また、平成26年にトリクロロエチレンの環境基準は「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。

注3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素は、平成11年に環境基準項目に追加された。

図2 概況調査における環境基準超過率の推移

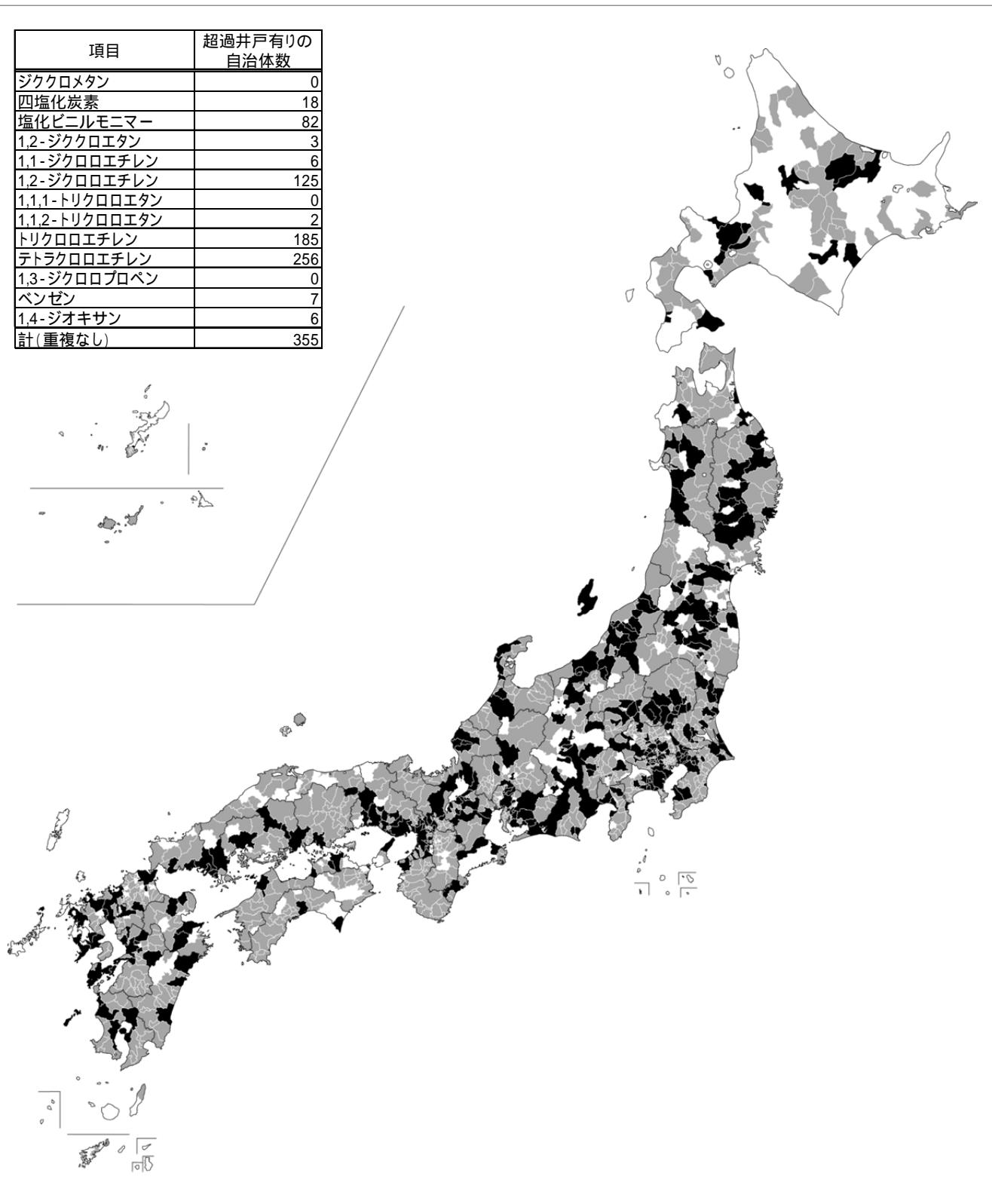


注1：地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は評価基準とされていた。なお、平成5年に、砹素の評価基準は「0.05mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に、鉛の評価基準は「0.1mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。また、平成26年にトリクロロエチレンの環境基準は「0.03mg/L以下」から「0.01mg/L以下」に改定された。

注2：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素は、平成11年に環境基準項目に追加された。

図3 継続監視調査における環境基準超過井戸本数の推移

項目	超過井戸有りの 自治体数
ジクロメタン	0
四塩化炭素	18
塩化ビニルモニマー	82
1,2-ジクロエタン	3
1,1-ジクロロエチレン	6
1,2-ジクロロエチレン	125
1,1,1-トリクロロエタン	0
1,1,2-トリクロロエタン	2
トリクロロエチレン	185
テトラクロロエチレン	256
1,3-ジクロロプロパン	0
ベンゼン	7
1,4-ジオキサン	6
計(重複なし)	355



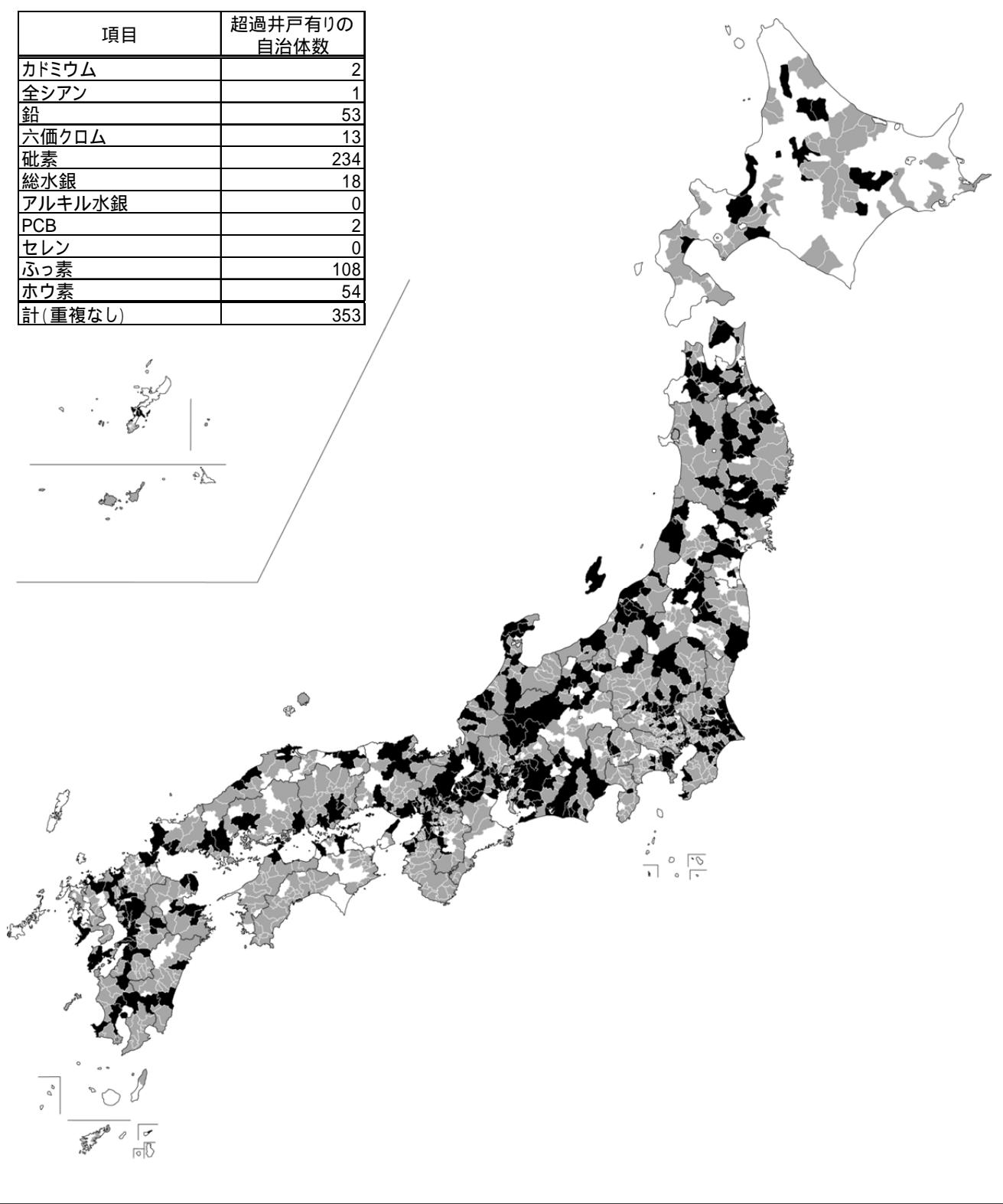
(注) 超過井戸の存在状況を市区町村単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない。

- 調査井戸無し
- 超過井戸無し
- 超過井戸有り

(平成 22 ~ 平成 26 年度の全調査区分における超過井戸の有無)

図 4 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（揮発性有機化合物）

項目	超過井戸有りの 自治体数
カドミウム	2
全シアン	1
鉛	53
六価クロム	13
砒素	234
総水銀	18
アルキル水銀	0
PCB	2
セレン	0
ふつ素	108
ホウ素	54
計(重複なし)	353



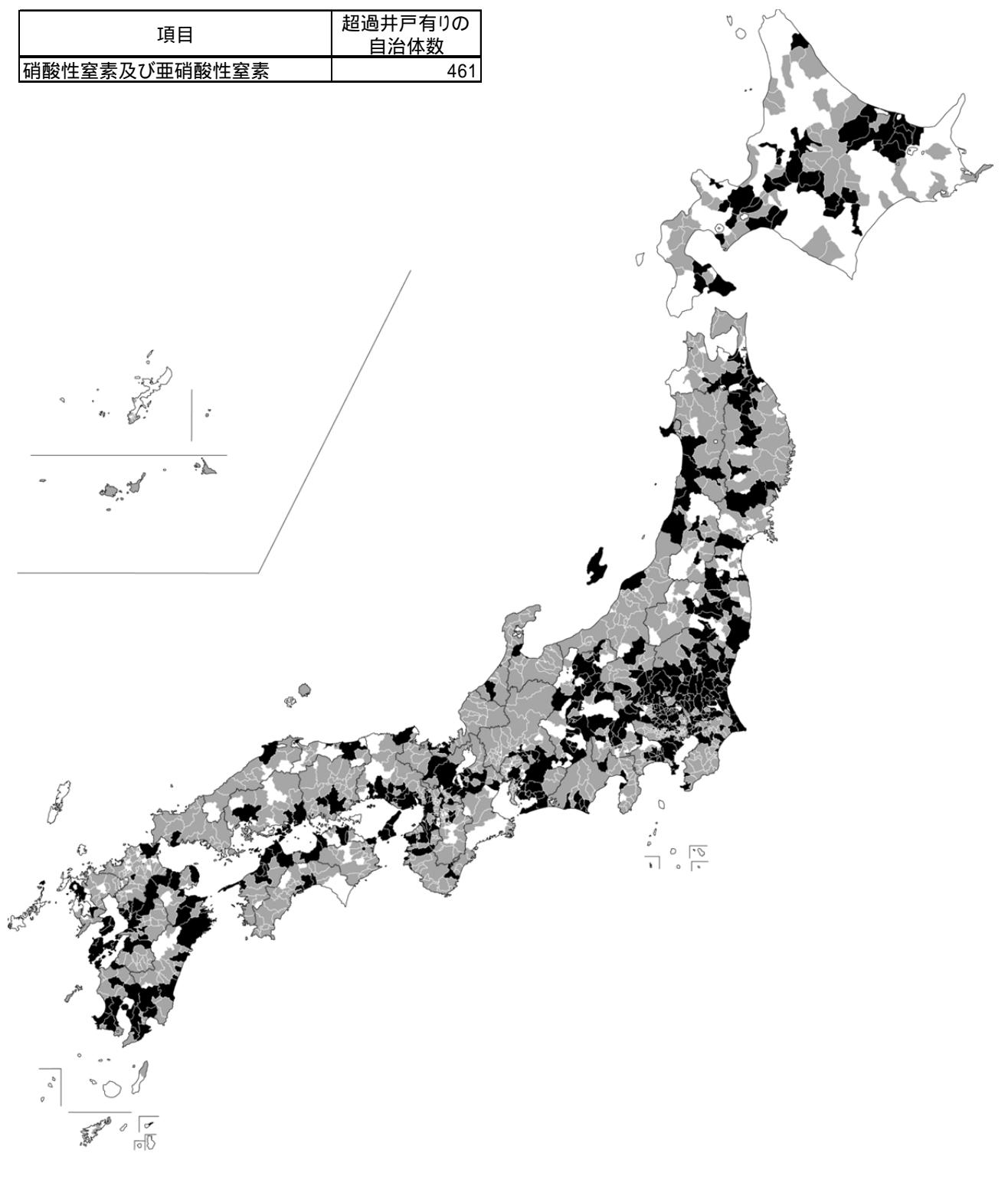
(注) 超過井戸の存在状況を市区町村単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない。

- 調査井戸無し
- 超過井戸無し
- 超過井戸有り

(平成 22 ~ 平成 26 年度の全調査区分における超過井戸の有無)

図 5 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（重金属等）

項目	超過井戸有りの 自治体数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	461



(注) 超過井戸の存在状況を市区町村単位で色付けしたものであり、地下水汚染の範囲を示すものではない。

- 調査井戸無し
- 超過井戸無し
- 超過井戸有り

(平成 22 ~ 平成 26 年度の全調査区分における超過井戸の有無)

図 6 環境基準超過井戸が存在する市区町村図（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

参考資料1 地下水の水質保全に係る施策体系と環境省のこれまでの取組

1. 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定

環境基本法第16条の規定に基づき、28項目について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(環境基準)を設定。(直近の改正:平成26年11月17日、トリクロロエチレンの基準値を0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改定。)

2. 水質汚濁防止法に基づく規制など

(1) 地下浸透規制

有害物質を含む水の地下への浸透を禁止。(水質汚濁防止法第12条の3)(直近の改正:平成24年5月25日、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンの3物質を地下浸透規制等の対象項目に追加。)

(2) 都道府県による常時監視

都道府県知事は測定計画に基づいて地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、その結果を公表。(水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項、16条、17条第1項)

(3) 事故時の措置

特定事業場、指定事業場、貯油事業場等において汚水の流出事故が発生し、地下に浸透すること等により人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合に、事業者に対して応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務付け。(水質汚濁防止法第14条の2)

(4) 凈化措置命令

特定事業場において有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、人の健康被害が生じ、または生ずるおそれのある場合、都道府県知事は特定事業場の設置者に対して浄化措置をとることを命令。(水質汚濁防止法第14条の3)(直近の改正:平成27年10月21日、トリクロロエチレンの基準値を0.03mg/Lから0.01mg/Lに改定。)

(5) 構造等に関する基準の遵守義務

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設における構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等を義務付け。(水質汚濁防止法第12条の4、第14条第5項等)

3. 指針等の策定

(1) 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針(平成11年1月)

土壌・地下水汚染について、調査から対策までの手法を示した指針を策定。

(2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル(平成13年7月)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が常時監視等により判明した場合に、都道府県等が汚染原因の把握や負荷低減対策等を実施する際の調査内容、留意点等を示したマニュアルを策定。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る土壤管理指針(平成 13 年7月)

施肥対策を含めた土壤管理の進め方の手法を示した指針を農林水産省とともに策定。

(4) 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(平成 25 年6月改定)

平成 24 年6月より施行された地下水汚染の未然防止のための制度について、制度の内容、対象となる施設、必要な手続き、制度の内容及びその具体的な対策等に関するマニュアルを策定。

4. 主な地下水質保全施策

(1) 振発性有機化合物等による地下水汚染対策に関するパンフレットの作成(平成 16 年7月)

汚染された地下水を経済的・効率的に浄化する技術の開発・普及を図るため、環境省がこれまで実施してきた地下水浄化技術に関する実証調査の結果を基に、各浄化技術の概要、適用条件、実証実験結果等を整理したパンフレット「地下水をきれいにするために」を作成。

(参照; <http://www.env.go.jp/water/chikasui/panf/index.html>)

(2) 硝酸性窒素による地下水汚染対策事例集の作成(平成 16 年7月)

地方公共団体等による地域の実情に応じた硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策を推進するため、先進的な地方公共団体の窒素負荷低減対策に関する取組事例等を紹介した事例集を作成。

(参照; http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_taisaku/index.html)

(3) 硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査の実施(平成 16 年度～平成 21 年度)

浄化技術について、実際の汚染地域において実証調査を実施し、技術の有効性・経済性・適用条件等を評価し、面的に広がりのある硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を効果的に浄化するための手法を確立する調査を実施。啓発用パンフレット「未来へつなごう私たちの地下水－気づいていますか？硝酸性窒素汚染－」及び実証調査等に係る浄化技術についてとりまとめた「硝酸性窒素による地下水汚染対策手法技術集」を作成。

(参照; http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_taisaku/pamph/pamph_1.pdf)

(参照; http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_kaihatu/index.html)

(4) 硝酸性窒素総合対策モデル事業の実施(平成 17 年度～平成 19 年度)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が認められる地域において、汚染原因の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要となる調査を実施し、総合的な対策の実施を支援する事業を実施。

(5) 硝酸性窒素負荷低減等対策の検討(平成 21 年度～平成 26 年度)

窒素負荷低減のための実効性ある対策促進策等を検討。また、平成 26 年度には、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素対策に積極的に取り組む地域を対象とし、地域の課題や要望に応じて、その取組を技術的及び経済的に支援する「地下水保全のための硝酸性窒素等地域総合対策制度」を構築。

参考資料2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第16条に基づく、地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環告10号、最新改定：平成26年環告127号)で下表のとおり定められている。

表 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目及び基準値

項目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.003 mg/L 以下	平成23年10月基準値変更
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01 mg/L 以下	
六価クロム	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	
総水銀	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	平成21年11月基準値変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	平成21年11月追加
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	平成26年11月基準値変更
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	
シマジン	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	平成11年2月追加
ふつ素	0.8 mg/L 以下	〃
ほう素	1 mg/L 以下	〃
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	平成21年11月追加
(備考)		
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2. 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

参考資料3 地下水質測定における調査区分について

地下水質の調査方法については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」(平成元年9月14日環境庁水質保全局長通知、最新改正：平成20年8月13日)別紙の「地下水質調査方法」によることを基本としており、このことは「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について(平成13年5月31日水環境部長通知、最新改正：平成27年3月31日)」(以下、「処理基準」という。)としても定めている。処理基準に定められた調査地点等の考え方の部分について抜粋し、以下に示す。

なお、当該部分については平成20年8月に改正し、平成21年度からの地下水質測定において適用されている。

調査地点、項目、頻度等については、次によることとする。

①調査地点

ア. 概況調査

利水的に重要な地域等において重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とした定点方式と、地下水汚染を発見するために地域をメッシュ等に分割し調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式のいずれか又は両方の方式により調査する。ただし、汚染を発見するという観点からは、定点方式のみでは汚染を見落とす可能性があることに留意する。

(ア) 定点方式

重点的に測定を実施する地域として、例えば以下の地域を選定する。効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。

- ア) 地下水の利用状況等を勘案し、汚染による利水影響が大きいと考えられる地域
- イ) 有害物質を使用している工場・事業場等の立地状況及び農畜産業の状況等を勘案し、汚染の可能性が高い、または汚染予防の必要性が高い地域（判断の基礎情報として、土壤汚染の状況、廃棄物処分場跡地情報等も重視する。）
- ウ) その他、重点的に測定を実施すべき地域

(イ) ローリング方式

- ア) 地下水汚染を発見するという観点から、平野部では人口密度や工場・事業場等の立地状況を勘案したうえでメッシュ等に分割し、測定地点が偏在しないよう分割した調査区域の中から毎年調査区域を選定して順次調査を行い、数年間で地域全体を調査する。
- イ) メッシュの間隔は地域の特性などを考慮する必要があるが、市街地では1～2km、その周辺地域では4～5kmを目安とする。
- ウ) 調査区域内では、これまでの概況調査結果を参考に、未調査の井戸を優先して測定地点を選定する。地下水の汚染が鉛直方向に広がることに留意し、過去に測定を実施した地域については異なる帶水層の測定を優先的に実施する。
- エ) 必要に応じて観測井を設置することも考慮する。
- オ) ローリング方式の一巡期間は4又は5年以内を目安とし、利水状況や汚染の可能性を考慮しつつ、一巡期間を適宜短縮又は延長することができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 調査範囲の設定に当たっては、帶水層の鉛直分布を考慮しつつ、汚染物質の種類、帶水層の構造、地下水の流向・流速等を勘案し、汚染が想定される範囲全体が含まれるようにする。
- (イ) ただし、(ア)のような検討が困難な場合、まず汚染が発見された井戸から半径500m程度の範囲を調査し、地下水汚染の方向を確認する。調査範囲全体に汚染が見られる場合は、段階的に範囲を広げて調査する。
- (ウ) 地下水の流向がわかっている場合には、その方向に帶状に調査する。
- (エ) 汚染帶水層が判明している場合は、汚染帶水層にストレーナーがある井戸を調査する。なお、汚染が鉛直方向の帶水層にも移行している場合があるので、他の帶水層の測定を検討するもの

とする。

- (オ) 測定地点については、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を重点的に調査する。飲用に供されている井戸については、特段の理由がない限り調査する。なお、調査範囲が広く、対象となる井戸が多い場合は、飲用井戸の調査を優先しつつ、区域を分け順次調査を行う。
- (カ) 既存の井戸を調査することが基本であるが、汚染範囲を的確に把握することが困難となるような大きな空白地区が生じる場合は、観測井を設置することも考慮する。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 汚染源の影響を最も受けやすい地点及びその下流側を含むことが望ましい。
- (イ) より効果的な監視を行うために、必要に応じて観測井を設置することも考慮する。
- (ウ) 汚染範囲や地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には測定地点の変更を検討するものとする。

②測定項目

地下水の水質調査は基本的に地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について実施することとする。また、水質調査を実施する際には、井戸の地点名、位置、深度、浅井戸／深井戸の別、不圧／被圧帶水層の別、用途等の諸元についてできるだけ把握する。さらに、地下水の特性把握に必要な項目については適宜調査を行うものとする。

ア. 概況調査

- (ア) ローリング方式による調査においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (イ) 定点方式による調査において、利水影響が大きいと考えられる地域においては、基本的に全ての環境基準項目について測定を実施する。
- (ウ) 定点方式による調査において、土地利用等から判断して汚染の可能性がきわめて低い項目について、過去2ないし3回連続して定量下限値以下であった場合は、測定計画にその根拠を示した上で、一時的に測定項目から除外することとしてもよい。
- (エ) 定点方式による調査において、汚染の可能性が高い地域においては、汚染の可能性が高い項目と併せて、その分解生成物についても測定することが望ましい。
- (オ) なお、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合のみ測定することとしてもよい。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 測定項目にその根拠を示した上で、周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物に限定して測定することとしてもよい。
- (イ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的要因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、測定項目から除外することとしてもよい。

③測定頻度

ア. 概況調査

- (ア) 年次計画を立てて実施する場合は、当該年度の対象井戸については、年1回以上実施することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 定点方式については、地下水の流動、利水状況及び汚染物質の使用状況等を考慮して、測定計画に根拠等を示した上で、測定頻度を減らすことができる。

イ. 汚染井戸周辺地区調査

- (ア) 汚染発見後、できるだけ早急に実施することとする。1地区の調査は、降雨等の影響を避け、

できるだけ短期間に行うことが望ましい。

- (イ) 地下水の流動状況に変化があったと想定される場合には、再度汚染井戸周辺地区調査を実施することが望ましい。

ウ. 継続監視調査

- (ア) 対象井戸について、年1回以上実施することとし、調査時期は毎年同じ時期に設定することとする。なお、季節的な変動を考慮することが望ましい。
- (イ) 地下水を飲用に用いていない地域や汚染項目の濃度変動が小さい場合など、測定計画に具体的に根拠を示した上で、複数年に1回の測定とすることができる。
- (ウ) 汚染項目、地質や地下水流動の状況等から総合的に判断し、自然的原因による汚染と判断される場合には、飲用指導等が確実に実施されていることを条件に、複数年に1回の測定とする、または、継続監視調査を終了することができる。
- (エ) 汚染源における浄化対策の実施等により継続監視調査を終了する場合には、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たし、その上で、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認することとする。

④その他

地域の井戸の設置状況、地下水の利用状況、地下水の流れ、過去から現在にかけての土地利用や有害物質の使用状況等については、適宜調査を実施し、水質調査に当たって必要な状況を把握しておくことが望ましい。

参考資料4 都道府県別調査実施状況

都道府県名		平成26年度 調査井戸数			(参考)平成25年度 調査井戸数		
		概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査
北海道・東北	北海道	86	28	195	92	51	194
	青森	19	37	106	20	38	114
	岩手	70	6	92	68	12	87
	宮城	44	8	48	44	26	47
	秋田	46	0	27	50	0	36
	山形	32	18	52	36	31	53
	福島	55	40	181	55	8	181
関東	茨城	88	127	285	90	99	255
	栃木	134	0	235	139	0	239
	群馬	151	20	63	151	60	67
	埼玉	88	35	256	139	52	259
	千葉	191	71	132	192	243	137
	東京	65	14	100	65	13	101
	神奈川	212	25	148	399	29	149
北陸・中部	新潟	44	59	80	43	81	85
	富山	75	0	22	76	5	23
	石川	75	97	101	75	28	94
	福井	62	0	92	60	0	100
	山梨	54	0	39	52	5	37
	長野	61	111	176	66	18	168
	岐阜	121	0	51	123	0	49
	静岡	66	28	115	67	34	118
	愛知	119	166	298	122	186	307
近畿	三重	26	0	19	26	0	18
	滋賀	59	53	233	55	54	248
	京都	31	23	67	52	39	64
	大阪	80	31	137	81	59	141
	兵庫	103	15	151	98	3	153
	奈良	67	3	4	68	0	6
	和歌山	67	0	13	67	0	13
中国・四国	鳥取	11	0	41	10	0	41
	島根	11	6	3	11	7	0
	岡山	31	0	8	31	0	13
	広島	34	30	11	43	3	12
	山口	117	0	79	116	0	82
	徳島	44	0	7	44	0	7
	香川	14	0	32	15	1	32
	愛媛	22	0	71	22	5	70
	高知	30	1	20	28	3	19
九州・沖縄	福岡	138	22	79	138	18	76
	佐賀	44	100	43	43	190	39
	長崎	30	26	34	30	28	33
	熊本	249	0	385	253	7	388
	大分	42	5	45	45	8	49
	宮崎	86	0	53	86	0	53
	鹿児島	103	4	83	88	28	76
	沖縄	8	4	13	6	0	14
全体(全国計)		3,405	1,213	4,525	3,680	1,472	4,547

参考資料5 項目別・都道府県別調査結果

(1) 都道府県別調査結果（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	65	0	0	13	3	94	52
	青森	19	1	5.3	8	0	50	27
	岩手	70	0	0	-	-	23	14
	宮城	44	2	4.5	3	0	13	7
	秋田	46	0	0	-	-	6	2
	山形	26	2	7.7	-	-	12	4
	福島	32	0	0	-	-	33	20
関東	茨城	88	7	8.0	32	11	164	100
	栃木	134	4	3.0	-	-	125	42
	群馬	151	17	11.3	-	-	23	18
	埼玉	88	6	6.8	14	5	166	90
	千葉	191	16	8.4	38	17	19	13
	東京	65	2	3.1	5	0	34	17
	神奈川	212	5	2.4	12	2	89	57
北陸・中部	新潟	44	1	2.3	17	1	5	2
	富山	75	0	0	-	-	6	0
	石川	75	1	1.3	6	0	2	1
	福井	32	0	0	-	-	11	1
	山梨	44	0	0	-	-	19	9
	長野	61	1	1.6	1	0	104	32
	岐阜	100	1	1.0	-	-	11	9
	静岡	66	1	1.5	-	-	27	1
	愛知	119	1	0.8	22	3	67	36
近畿	三重	26	1	3.8	-	-	2	0
	滋賀	55	2	3.6	6	0	12	5
	京都	31	0	0	-	-	10	7
	大阪	76	0	0	-	-	24	6
	兵庫	102	1	1.0	9	0	36	10
	奈良	67	0	0	-	-	2	1
	和歌山	66	2	3.0	-	-	10	8
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	9	2
	島根	11	0	0	-	-	2	1
	岡山	31	3	9.7	-	-	1	1
	広島	34	1	2.9	-	-	7	1
	山口	36	0	0	-	-	7	0
	徳島	37	1	2.7	-	-	4	0
	香川	9	0	0	-	-	18	7
	愛媛	22	0	0	-	-	52	19
	高知	30	0	0	-	-	10	3
九州・沖縄	福岡	114	1	0.9	9	0	15	9
	佐賀	28	1	3.6	43	0	-	-
	長崎	30	0	0	23	0	33	13
	熊本	236	5	2.1	-	-	183	60
	大分	39	1	2.6	5	0	34	11
	宮崎	48	1	2.1	-	-	19	4
	鹿児島	90	2	2.2	-	-	67	11
全体(全国計)		3,084	90	2.9	266	42	1,661	733

(2) 都道府県別調査結果(砒素)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	84	0	0	4	1	39	28
	青森	19	1	5.3	14	6	23	3
	岩手	70	1	1.4	5	0	24	13
	宮城	44	3	6.8	-	-	15	14
	秋田	45	0	0	-	-	2	0
	山形	26	0	0	-	-	18	15
	福島	33	1	3.0	12	0	9	1
関東	茨城	88	2	2.3	32	3	49	42
	栃木	134	0	0	-	-	14	5
	群馬	99	0	0	-	-	3	0
	埼玉	88	4	4.5	6	2	35	32
	千葉	191	9	4.7	21	5	22	18
	東京	65	0	0	-	-	5	5
	神奈川	212	1	0.5	4	1	4	2
北陸・中部	新潟	44	5	11.4	5	0	6	5
	富山	75	0	0	-	-	2	0
	石川	75	1	1.3	91	1	22	10
	福井	32	0	0	-	-	18	6
	山梨	45	1	2.2	-	-	5	2
	長野	61	0	0	-	-	8	6
	岐阜	100	2	2.0	-	-	9	7
	静岡	66	0	0	-	-	17	5
	愛知	118	6	5.1	13	1	31	16
近畿	三重	26	1	3.8	-	-	4	1
	滋賀	53	1	1.9	18	3	33	24
	京都	29	0	0	14	1	11	8
	大阪	77	1	1.3	3	0	18	13
	兵庫	98	2	2.0	6	2	49	12
	奈良	67	1	1.5	-	-	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	2	2
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	4	3
	島根	11	1	9.1	6	0	1	1
	岡山	31	3	9.7	-	-	1	0
	広島	34	3	8.8	20	0	7	0
	山口	10	0	0	-	-	1	1
	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	7	0	0	-	-	-	-
	愛媛	22	0	0	-	-	5	1
	高知	30	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	138	14	10.1	5	3	3	2
	佐賀	12	0	0	-	-	2	0
	長崎	30	0	0	20	0	28	1
	熊本	84	5	6.0	-	-	57	29
	大分	28	0	0	2	0	4	4
	宮崎	48	0	0	-	-	7	3
	鹿児島	55	0	0	-	-	19	16
	沖縄	8	0	0	-	-	8	5
全体(全国計)		2,816	69	2.5	301	29	644	361

(3) 都道府県別調査結果 (フッ素)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	56	0	0	-	-	3	3
	青森	19	1	5.3	-	-	21	16
	岩手	2	0	0	-	-	1	1
	宮城	44	2	4.5	1	0	-	-
	秋田	45	0	0	-	-	2	0
	山形	26	0	0	-	-	1	1
	福島	40	0	0	6	0	17	3
関東	茨城	88	0	0	-	-	2	1
	栃木	134	0	0	-	-	8	2
	群馬	99	0	0	-	-	3	0
	埼玉	88	1	1.1	9	1	-	-
	千葉	191	3	1.6	5	0	-	-
	東京	65	0	0	-	-	1	1
	神奈川	212	0	0	-	-	-	-
北陸・中部	新潟	44	0	0	3	0	4	1
	富山	75	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	6	6
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	47	0	0	-	-	6	1
	長野	61	0	0	-	-	7	4
	岐阜	100	0	0	-	-	16	15
	静岡	66	0	0	-	-	5	0
	愛知	119	2	1.7	27	4	36	12
近畿	三重	26	0	0	-	-	2	1
	滋賀	53	3	5.7	16	1	15	8
	京都	29	0	0	-	-	6	5
	大阪	77	0	0	11	0	18	7
	兵庫	98	0	0	-	-	44	16
	奈良	67	0	0	-	-	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	10	5
	島根	11	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	1	1
	広島	34	2	5.9	9	4	7	0
	山口	25	1	4.0	-	-	1	0
	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	6	0	0	-	-	4	2
	愛媛	22	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	91	1	1.1	-	-	1	0
	佐賀	13	1	7.7	11	2	2	1
	長崎	30	0	0	20	0	27	0
	熊本	151	9	6.0	-	-	76	46
	大分	34	0	0	2	0	14	1
	宮崎	55	0	0	-	-	4	1
	鹿児島	60	0	0	-	-	49	6
	沖縄	8	0	0	-	-	-	-
全体(全国計)		2,783	26	0.9	120	12	422	167

(4) 都道府県別調査結果 (テトラクロロエチレン)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	63	1	1.6	11	2	59	26
	青森	19	0	0	-	-	5	3
	岩手	70	0	0	-	-	26	6
	宮城	44	0	0	-	-	15	8
	秋田	45	0	0	-	-	7	2
	山形	32	0	0	3	0	19	3
	福島	42	0	0	34	4	131	17
関東	茨城	88	0	0	59	5	43	28
	栃木	134	0	0	-	-	73	11
	群馬	151	0	0	15	0	31	2
	埼玉	88	0	0	6	0	48	14
	千葉	191	1	0.5	12	1	89	35
	東京	65	2	3.1	9	1	53	20
	神奈川	212	0	0	-	-	48	19
北陸・中部	新潟	26	0	0	24	0	64	7
	富山	75	0	0	-	-	12	2
	石川	75	0	0	-	-	68	5
	福井	62	0	0	-	-	69	4
	山梨	47	0	0	-	-	24	4
	長野	61	1	1.6	110	1	56	14
	岐阜	107	0	0	-	-	7	3
	静岡	66	0	0	28	2	43	7
	愛知	119	1	0.8	77	1	103	25
近畿	三重	26	0	0	-	-	11	2
	滋賀	57	0	0	-	-	161	18
	京都	28	0	0	-	-	37	6
	大阪	79	1	1.3	5	0	74	10
	兵庫	97	0	0	-	-	102	22
	奈良	67	0	0	-	-	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	1	0
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	20	0
	島根	11	0	0	-	-	1	0
	岡山	31	0	0	-	-	4	1
	広島	34	0	0	1	0	10	1
	山口	63	0	0	-	-	65	19
	徳島	35	0	0	-	-	3	0
	香川	9	0	0	-	-	11	4
	愛媛	12	0	0	-	-	21	1
	高知	30	0	0	1	1	8	1
九州・沖縄	福岡	91	0	0	-	-	56	25
	佐賀	43	0	0	-	-	28	2
	長崎	30	0	0	23	0	28	1
	熊本	88	0	0	-	-	81	19
	大分	31	0	0	1	0	9	3
	宮崎	79	0	0	-	-	28	10
	鹿児島	49	1	2.0	4	0	29	7
全体(全国計)		2,958	8	0.3	423	18	1,885	417

(5) 都道府県別調査結果(鉛)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	63	0	0	-	-	3	1
	青森	19	0	0	13	1	10	0
	岩手	70	1	1.4	1	0	13	0
	宮城	44	0	0	4	0	2	1
	秋田	45	0	0	-	-	1	0
	山形	26	0	0	-	-	1	0
	福島	34	0	0	-	-	2	0
関東	茨城	88	0	0	-	-	-	-
	栃木	134	0	0	-	-	5	0
	群馬	99	0	0	-	-	3	0
	埼玉	88	0	0	-	-	1	1
	千葉	191	0	0	-	-	1	1
	東京	65	0	0	-	-	8	0
	神奈川	212	0	0	-	-	3	0
北陸・中部	新潟	44	1	2.3	4	1	-	-
	富山	75	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	-	-
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	47	0	0	-	-	3	0
	長野	61	0	0	-	-	4	0
	岐阜	100	0	0	-	-	-	-
	静岡	66	0	0	-	-	1	0
	愛知	119	0	0	3	0	22	1
近畿	三重	26	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	2	3.8	13	0	7	1
	京都	29	1	3.4	2	0	2	1
	大阪	77	1	1.3	5	0	8	1
	兵庫	99	0	0	-	-	41	5
	奈良	67	1	1.5	1	0	2	0
	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	-	-
	島根	11	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	2	0
	広島	34	0	0	-	-	7	0
	山口	20	0	0	-	-	1	0
	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	8	0	0	-	-	-	-
	愛媛	12	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	99	0	0	-	-	4	0
	佐賀	15	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	20	0	28	0
	熊本	75	0	0	-	-	4	0
	大分	28	0	0	-	-	-	-
	宮崎	51	0	0	-	-	3	0
	鹿児島	51	0	0	-	-	1	0
	沖縄	8	0	0	-	-	-	-
全体(全国計)		2,755	7	0.3	66	2	197	13

(6) 都道府県別調査結果 (ほう素)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	56	1	1.8	-	-	1	1
	青森	19	0	0	-	-	7	3
	岩手	2	0	0	-	-	3	2
	宮城	44	0	0	-	-	-	-
	秋田	45	0	0	-	-	1	0
	山形	26	0	0	-	-	1	0
	福島	41	0	0	-	-	1	0
関東	茨城	88	0	0	-	-	-	-
	栃木	134	0	0	-	-	9	2
	群馬	99	0	0	-	-	3	0
	埼玉	88	1	1.1	9	1	2	1
	千葉	191	0	0	-	-	1	1
	東京	65	0	0	-	-	-	-
	神奈川	212	0	0	-	-	1	0
北陸・中部	新潟	44	0	0	-	-	2	1
	富山	75	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	5	3
	福井	32	0	0	-	-	-	-
	山梨	44	0	0	-	-	2	0
	長野	61	0	0	-	-	3	2
	岐阜	100	0	0	-	-	3	2
	静岡	66	0	0	-	-	5	0
	愛知	119	1	0.8	16	1	15	6
近畿	三重	26	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	2	2
	京都	29	0	0	-	-	3	2
	大阪	77	1	1.3	3	0	7	3
	兵庫	101	0	0	-	-	6	2
	奈良	67	1	1.5	2	1	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	7	5
	島根	11	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	34	0	0	-	-	7	0
	山口	20	0	0	-	-	2	1
	徳島	26	0	0	-	-	-	-
	香川	8	0	0	-	-	1	1
	愛媛	22	0	0	-	-	2	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	91	0	0	-	-	-	-
	佐賀	16	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	20	2	27	0
	熊本	75	1	1.3	-	-	39	2
	大分	27	1	3.7	-	-	-	-
	宮崎	51	0	0	-	-	3	0
	鹿児島	39	0	0	-	-	-	-
	沖縄	8	0	0	-	-	1	1
全体(全国計)		2,676	7	0.3	50	5	174	43

(7) 都道府県別調査結果 (トリクロロエチレン)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	63	0	0	11	3	50	2
	青森	19	0	0	-	-	5	1
	岩手	70	0	0	-	-	26	4
	宮城	44	0	0	-	-	15	2
	秋田	45	0	0	-	-	17	2
	山形	32	0	0	15	1	22	1
	福島	43	0	0	34	3	131	13
関東	茨城	88	0	0	59	1	29	8
	栃木	134	0	0	-	-	89	11
	群馬	151	0	0	20	0	38	2
	埼玉	88	1	1.1	6	0	52	11
	千葉	191	1	0.5	12	0	89	31
	東京	65	1	1.5	9	2	53	7
	神奈川	212	0	0	-	-	51	11
北陸・中部	新潟	29	0	0	24	0	64	6
	富山	75	0	0	-	-	5	1
	石川	75	0	0	-	-	68	1
	福井	62	0	0	-	-	70	19
	山梨	48	0	0	-	-	24	1
	長野	61	0	0	110	0	56	4
	岐阜	107	0	0	-	-	1	0
	静岡	66	0	0	28	2	66	13
	愛知	119	3	2.5	77	12	108	37
近畿	三重	26	0	0	-	-	13	1
	滋賀	57	0	0	-	-	161	15
	京都	28	0	0	-	-	37	0
	大阪	79	1	1.3	5	0	76	12
	兵庫	97	0	0	-	-	102	12
	奈良	67	0	0	-	-	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	1	0
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	20	8
	島根	11	0	0	-	-	1	0
	岡山	31	0	0	-	-	5	1
	広島	34	0	0	1	0	11	2
	山口	64	0	0	-	-	65	4
	徳島	35	0	0	-	-	3	0
	香川	10	0	0	-	-	11	2
	愛媛	12	0	0	-	-	10	0
	高知	30	0	0	1	0	8	0
九州・沖縄	福岡	91	0	0	-	-	52	5
	佐賀	43	0	0	-	-	28	8
	長崎	30	0	0	23	1	28	5
	熊本	88	0	0	-	-	104	10
	大分	31	0	0	1	0	15	3
	宮崎	79	0	0	-	-	28	1
	鹿児島	49	0	0	4	0	29	2
全体(全国計)		2,965	7	0.2	440	25	1,941	279

(8) 都道府県別調査結果 (塩化ビニルモノマー)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	63	0	0	-	-	45	0
	青森	19	0	0	-	-	5	1
	岩手	2	0	0	-	-	17	0
	宮城	44	0	0	-	-	15	0
	秋田	45	0	0	-	-	16	1
	山形	26	0	0	15	0	11	2
	福島	40	0	0	5	1	60	8
関東	茨城	88	0	0	74	0	6	0
	栃木	75	0	0	-	-	93	4
	群馬	75	0	0	-	-	8	1
	埼玉	88	0	0	6	0	50	1
	千葉	191	0	0	12	0	44	13
	東京	17	0	0	-	-	-	-
	神奈川	212	1	0.5	-	-	29	3
北陸・中部	新潟	3	0	0	24	4	64	13
	富山	75	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	39	2
	福井	62	0	0	-	-	70	1
	山梨	48	0	0	-	-	18	0
	長野	45	0	0	110	0	56	0
	岐阜	107	0	0	-	-	-	-
	静岡	66	0	0	-	-	26	1
	愛知	119	0	0	71	2	98	4
近畿	三重	26	0	0	-	-	16	0
	滋賀	57	0	0	-	-	161	3
	京都	28	0	0	-	-	37	1
	大阪	79	0	0	8	0	78	25
	兵庫	97	0	0	-	-	80	4
	奈良	67	0	0	-	-	-	-
	和歌山	66	0	0	-	-	1	0
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	20	0
	島根	11	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	2	0
	広島	31	0	0	1	0	11	0
	山口	4	0	0	-	-	6	0
	徳島	31	0	0	-	-	-	-
	香川	1	0	0	-	-	-	-
	愛媛	22	0	0	-	-	6	0
	高知	30	0	0	1	0	5	0
九州・沖縄	福岡	91	1	1.1	3	1	32	3
	佐賀	11	0	0	-	-	2	1
	長崎	30	0	0	23	0	28	0
	熊本	81	0	0	-	-	100	0
	大分	11	0	0	-	-	-	-
	宮崎	48	0	0	-	-	15	1
	鹿児島	39	0	0	-	-	-	-
	沖縄	7	0	0	4	0	4	1
全体(全国計)		2,495	2	0.1	357	8	1,374	94

(9) 都道府県別調査結果 (1,2-ジクロロエチレン)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	63	0	0	11	3	46	3
	青森	19	0	0	-	-	5	1
	岩手	70	0	0	-	-	26	2
	宮城	44	0	0	-	-	15	1
	秋田	45	0	0	-	-	10	1
	山形	26	0	0	15	0	16	1
	福島	41	0	0	34	2	114	13
関東	茨城	88	0	0	59	0	8	0
	栃木	134	0	0	-	-	93	6
	群馬	99	0	0	11	0	33	3
	埼玉	88	0	0	2	0	49	5
	千葉	191	0	0	12	0	68	5
	東京	65	0	0	9	0	53	5
	神奈川	212	0	0	-	-	40	8
北陸・中部	新潟	28	0	0	24	1	64	9
	富山	75	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	68	2
	福井	62	0	0	-	-	70	2
	山梨	48	0	0	-	-	24	0
	長野	61	0	0	110	0	56	2
	岐阜	107	0	0	-	-	-	-
	静岡	66	0	0	-	-	51	2
	愛知	119	0	0	71	1	114	21
近畿	三重	26	0	0	-	-	16	0
	滋賀	57	0	0	-	-	161	5
	京都	28	0	0	-	-	37	0
	大阪	79	0	0	5	0	80	20
	兵庫	97	0	0	-	-	93	11
	奈良	67	0	0	-	-	-	-
	和歌山	67	0	0	-	-	1	0
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	20	0
	島根	11	0	0	-	-	1	0
	岡山	31	0	0	-	-	5	0
	広島	34	0	0	-	-	8	0
	山口	20	0	0	-	-	48	3
	徳島	31	0	0	-	-	-	-
	香川	8	0	0	-	-	5	1
	愛媛	22	0	0	-	-	10	0
	高知	30	0	0	1	0	8	0
九州・沖縄	福岡	91	0	0	-	-	37	3
	佐賀	33	0	0	-	-	9	1
	長崎	30	0	0	23	0	28	0
	熊本	81	0	0	-	-	100	5
	大分	31	0	0	1	0	15	1
	宮崎	65	0	0	-	-	27	1
	鹿児島	47	0	0	-	-	26	0
	沖縄	8	0	0	-	-	-	-
全体(全国計)		2,831	0	0	388	7	1,758	143

(10) 都道府県別調査結果(1,4-ジオキサン)

都道府県名		概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)
北海道・東北	北海道	63	0	0	-	-	-	-
	青森	19	0	0	-	-	-	-
	岩手	2	0	0	-	-	-	-
	宮城	44	0	0	-	-	15	0
	秋田	45	0	0	-	-	-	-
	山形	17	0	0	-	-	1	0
	福島	32	0	0	-	-	6	0
関東	茨城	88	0	0	-	-	-	-
	栃木	75	0	0	-	-	-	-
	群馬	75	0	0	-	-	3	0
	埼玉	88	0	0	-	-	1	0
	千葉	191	0	0	-	-	-	-
	東京	17	0	0	-	-	1	1
	神奈川	212	0	0	9	2	9	1
北陸・中部	新潟	44	0	0	-	-	-	-
	富山	75	0	0	-	-	-	-
	石川	75	0	0	-	-	-	-
	福井	32	0	0	-	-	7	0
	山梨	44	0	0	-	-	-	-
	長野	45	0	0	110	0	8	0
	岐阜	107	0	0	-	-	-	-
	静岡	66	0	0	-	-	1	0
	愛知	119	0	0	-	-	19	2
近畿	三重	26	0	0	-	-	2	0
	滋賀	53	0	0	-	-	-	-
	京都	28	0	0	-	-	-	-
	大阪	76	0	0	6	0	14	0
	兵庫	102	0	0	-	-	1	0
	奈良	67	0	0	-	-	-	-
	和歌山	66	0	0	-	-	-	-
中国・四国	鳥取	11	0	0	-	-	-	-
	島根	11	0	0	-	-	-	-
	岡山	31	0	0	-	-	-	-
	広島	34	0	0	-	-	-	-
	山口	15	0	0	-	-	1	0
	徳島	28	0	0	-	-	-	-
	香川	1	0	0	-	-	-	-
	愛媛	22	0	0	-	-	6	0
	高知	30	0	0	-	-	-	-
九州・沖縄	福岡	91	0	0	-	-	-	-
	佐賀	14	0	0	-	-	-	-
	長崎	30	0	0	20	0	27	0
	熊本	81	0	0	-	-	-	-
	大分	27	0	0	-	-	-	-
	宮崎	48	0	0	-	-	3	0
	鹿児島	45	0	0	4	0	18	0
	沖縄	7	0	0	-	-	-	-
全体(全国計)		2,519	0	0	149	2	143	4

参考資料6 項目別・年度別地下水質測定結果

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査又は定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
カドミウム	元	1,552	0	0	0	0	52	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	3,258	0	0	17	0	282	0		
	3	3,026	0	0	26	0	477	0		
	4	2,799	3	0.1	34	0	585	0		
	5	2,625	0	0	113	0	641	0		
	6	2,204	0	0	50	0	687	0		
	7	2,122	0	0	86	0	646	0		
	8	2,100	0	0	26	0	680	0		
	9	2,094	0	0	41	0	748	0		
	10	3,102	0	0	50	0	340	0		
	11	3,152	1	0.0	30	0	333	0		
	12	2,997	0	0	35	0	252	0		
	13	3,003	0	0	45	0	237	0		
環境基準	14	3,242	0	0	25	0	298	0	0.01 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
	15	3,591	0	0	31	0	308	0		
	16	3,247	0	0	73	0	246	0		
	17	3,092	0	0	56	0	216	0		
	18	3,166	0	0	27	0	117	0		
	19	3,160	0	0	56	0	154	0		
	20	2,871	0	0	48	0	230	0		
	21	3,185	0	0	24	0	79	0		
	22	2,996	0	0	52	0	54	0		
	23	2,910	2	0.1	76	0	31	1		
	24	2,899	0	0	24	0	49	2		
	25	2,904	0	0	24	0	44	2		
	26	2,704	0	0	20	0	43	1		
全シアン	元	1,561	1	0.1	10	0	55	0	評価基準	検出され ないこと
	2	3,170	0	0	29	0	272	0		
	3	2,961	0	0	24	0	444	1		
	4	2,699	0	0	25	0	554	0		
	5	2,462	0	0	46	0	609	1		
	6	1,995	0	0	32	0	648	0		
	7	2,010	0	0	41	0	626	0		
	8	1,899	0	0	25	0	645	0		
	9	1,909	0	0	45	0	715	0		
	10	2,659	0	0	42	0	282	0		
	11	2,786	0	0	25	0	297	0		
	12	2,616	0	0	26	0	230	0		
	13	2,660	0	0	47	0	225	0	環境基準	検出され ないこと
	14	2,639	0	0	28	2	284	0		
	15	2,870	0	0	50	2	300	0		
	16	2,723	0	0	46	0	236	0		
	17	2,830	0	0	28	0	218	1		
	18	2,904	0	0	40	0	120	1		
	19	2,737	0	0	44	0	155	0		
	20	2,508	0	0	40	0	234	0		
	21	2,904	0	0	21	0	101	0		
	22	2,774	0	0	36	0	73	0		
	23	2,713	0	0	30	0	54	0		
	24	2,642	0	0	27	0	60	1		
	25	2,736	0	0	26	0	55	0		
	26	2,534	0	0	22	0	58	0		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
鉛	元	1,566	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.1 mg/L 以下
	2	3,299	1	0.0	27	0	288	1		
	3	3,043	0	0	36	0	486	2		0.01 mg/L 以下
	4	2,802	0	0	30	0	609	5		
	5	2,627	6	0.2	121	4	667	3		
	6	2,523	2	0.1	58	0	700	6		
	7	2,506	3	0.1	96	0	675	7		
	8	2,483	7	0.3	73	2	709	4		
	9	2,456	8	0.3	71	6	771	8		環境基準 0.01 mg/L 以下
	10	3,312	8	0.2	90	1	374	5		
	11	3,198	15	0.5	84	0	374	7		
	12	3,360	10	0.3	82	3	298	13		
	13	3,362	13	0.4	110	4	275	6		
	14	3,484	8	0.2	149	7	346	8		
	15	3,689	21	0.6	164	6	349	7		
	16	3,566	14	0.4	145	2	344	11		
	17	3,374	15	0.4	162	6	306	10		
	18	3,484	8	0.2	130	2	220	10		
	19	3,466	12	0.3	296	4	283	8		
	20	3,193	10	0.3	232	7	360	10		
	21	3,219	11	0.3	115	1	189	9		
	22	3,041	12	0.4	426	14	173	9		
	23	2,975	13	0.4	282	4	149	16		
	24	2,962	12	0.4	138	2	178	15		
	25	2,964	9	0.3	215	4	205	13		
	26	2,755	7	0.3	66	2	197	13		
六価クロム	元	1,652	0	0	0	0	76	0	評価基準 0.05 mg/L 以下	環境基準 0.05 mg/L 以下
	2	3,361	1	0.0	23	0	301	4		
	3	3,077	1	0.0	24	0	478	0		
	4	2,822	0	0	25	0	616	8		
	5	2,676	1	0.0	81	0	683	5		
	6	2,525	0	0	32	0	717	8		
	7	2,331	0	0	82	0	685	8		
	8	2,306	0	0	25	0	710	11		
	9	2,290	1	0.0	45	0	781	12		
	10	3,232	0	0	60	0	403	11		
	11	3,129	0	0	25	0	376	11		
	12	3,187	1	0.0	49	2	285	9		
	13	3,175	0	0	38	2	264	11		
	14	3,308	0	0	25	0	325	11		
	15	3,562	1	0.0	60	1	334	10		
	16	3,420	0	0	49	0	291	15		
	17	3,286	0	0	58	0	267	14		
	18	3,387	0	0	58	1	173	15		
	19	3,388	1	0.0	74	0	208	15		
	20	3,116	0	0	68	1	294	15		
	21	3,189	0	0	48	27	140	14		
	22	3,015	0	0	43	0	124	21		
	23	2,882	0	0	33	0	117	22		
	24	2,849	0	0	50	0	129	20		
	25	2,869	0	0	43	0	139	23		
	26	2,662	0	0	58	0	139	22		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
砒素	元	1,537	4	0.3	125	7	51	0	評価基準	0.05 mg/L 以下
	2	3,219	5	0.2	316	7	303	3		
	3	2,941	4	0.1	316	8	508	9		0.01 mg/L 以下
	4	2,747	5	0.2	133	4	708	16		
	5	2,561	37	1.4	323	83	794	100		
	6	2,914	91	3.1	689	211	913	130		
	7	2,720	48	1.8	320	79	904	146		
	8	2,648	43	1.6	548	66	975	166		
	9	2,564	52	2.0	264	53	1,059	192		0.01 mg/L 以下
	10	3,424	45	1.3	275	32	688	234		
	11	3,310	45	1.4	186	29	695	223		
	12	3,386	65	1.9	380	83	613	238		
	13	3,422	44	1.3	284	108	626	246		
	14	3,520	53	1.5	255	49	720	261		
	15	3,760	54	1.4	217	32	727	270		
	16	3,666	74	2.0	441	138	727	285		
	17	3,457	61	1.8	411	100	834	293		
	18	3,663	78	2.1	318	66	786	301		
	19	3,591	73	2.0	326	71	693	305		
	20	3,239	77	2.4	394	107	826	315		
	21	3,338	63	1.9	236	43	568	292		
	22	3,088	66	2.1	589	78	580	300		
	23	3,038	57	1.9	440	85	582	308		
	24	3,017	68	2.3	331	67	600	313		
	25	3,020	63	2.1	383	47	647	332		
	26	2,816	69	2.5	301	29	644	361		
総水銀	元	1,547	0	0	0	0	51	0	評価基準	0.0005 mg/L 以下
	2	3,229	4	0.1	66	5	287	0		
	3	2,978	3	0.1	92	9	504	11		
	4	2,781	3	0.1	67	4	622	14		
	5	2,626	3	0.1	129	10	657	15		
	6	2,203	0	0	60	0	726	17		
	7	2,145	2	0.1	76	3	715	11		
	8	2,082	1	0.0	329	31	746	16		
	9	2,102	1	0.0	53	0	809	15		
	10	2,961	1	0.0	68	5	413	15		
	11	3,084	0	0	55	2	383	16		
	12	2,833	2	0.1	43	2	302	16		
	13	2,907	3	0.1	270	34	300	18		
	14	3,253	0	0	44	0	351	15		
	15	3,318	1	0.0	60	0	353	9		
	16	3,235	5	0.2	63	4	289	12		
	17	3,120	3	0.1	108	6	256	14		
	18	3,234	3	0.1	35	3	157	14		
	19	3,233	5	0.2	73	8	197	13		
	20	2,944	2	0.1	71	5	275	25		
	21	3,154	2	0.1	39	4	145	23		
	22	2,999	0	0	45	2	119	24		
	23	2,908	0	0	75	3	107	21		
	24	2,886	1	0.0	46	5	117	19		
	25	2,900	1	0.0	68	4	113	20		
	26	2,701	1	0.0	51	6	104	24		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
アルキル水銀	元	411	0	0	0	0	9	0	評価基準	検出され ないこと
	2	699	0	0	17	0	216	0		
	3	848	0	0	5	0	283	0		
	4	754	0	0	28	0	270	0		
	5	621	0	0	25	0	349	0		
	6	695	0	0	20	0	433	0		
	7	630	0	0	32	0	481	0		
	8	801	0	0	28	0	454	0		
	9	748	0	0	38	0	513	0		
	10	1,315	0	0	21	0	121	0		
	11	1,278	0	0	37	0	85	0		
	12	1,048	0	0	26	0	57	0		
	13	1,075	0	0	43	0	61	0		
	14	1,020	0	0	25	0	108	0		
	15	931	0	0	24	0	106	0		
	16	993	0	0	33	0	52	0		
	17	1,008	0	0	77	0	34	0	環境基準	検出され ないこと
	18	762	0	0	21	0	38	0		
	19	683	0	0	22	0	50	0		
	20	545	0	0	22	0	53	0		
	21	523	0	0	30	0	43	0		
	22	500	0	0	35	0	38	0		
	23	692	0	0	22	0	38	0		
	24	450	0	0	26	0	41	0		
	25	642	0	0	25	0	44	0		
	26	526	0	0	27	0	40	0		
P C B	元	871	0	0	0	0	33	0	評価基準	検出され ないこと
	2	1,823	0	0	3	0	259	0		
	3	1,897	0	0	0	0	359	0		
	4	1,522	0	0	9	0	368	0		
	5	1,512	0	0	14	0	337	0		
	6	1,110	0	0	11	0	492	0		
	7	1,241	0	0	23	0	464	0		
	8	1,196	0	0	7	0	485	0		
	9	1,096	0	0	21	0	548	0		
	10	1,852	0	0	21	0	141	0		
	11	1,930	0	0	25	0	132	0		
	12	1,818	0	0	26	0	113	0		
	13	2,044	0	0	26	0	125	0		
	14	1,738	0	0	25	0	164	0		
	15	1,816	0	0	24	0	148	0		
	16	1,899	0	0	26	0	117	0		
	17	1,883	0	0	30	0	61	0		
	18	1,830	0	0	21	0	53	0		
	19	1,732	0	0	21	0	45	0		
	20	1,685	0	0	48	0	55	0		
	21	2,082	0	0	21	0	30	0		
	22	2,005	0	0	35	0	32	0		
	23	1,946	0	0	23	0	15	0		
	24	1,969	0	0	22	0	20	0		
	25	2,057	2	0.1	40	0	16	0		
	26	2,022	0	0	23	0	19	2		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
トリクロロエチレン	元	3,388	30	0.9	1,861	60	1,118	145	評価基準	0.03 mg/L 以下
	2	5,817	44	0.8	2,838	130	1,916	208		
	3	6,158	27	0.4	2,557	88	2,571	289		
	4	4,762	18	0.4	2,076	72	3,247	293		
	5	4,480	15	0.3	1,286	44	3,658	309		
	6	3,996	11	0.3	1,565	31	3,887	321		
	7	3,918	17	0.4	1,250	39	3,898	313		
	8	3,867	5	0.1	661	16	3,929	310		
	9	3,692	5	0.1	617	19	3,912	279		
	10	4,492	17	0.4	1,251	34	3,301	242		
	11	4,455	15	0.3	916	37	3,338	267		
	12	4,225	22	0.5	846	47	3,054	292		
	13	4,371	11	0.3	586	14	3,070	301		
	14	4,414	10	0.2	436	21	2,954	286		
	15	4,473	16	0.4	457	22	3,001	265		
	16	4,234	18	0.4	457	19	2,922	243		
	17	3,968	11	0.3	370	21	2,704	263		
	18	3,911	6	0.2	346	15	2,490	260		
	19	3,948	7	0.2	314	13	2,331	231		
	20	3,658	3	0.1	431	22	2,470	237		
	21	3,676	2	0.1	411	14	2,220	226		
	22	3,366	1	0.0	464	15	2,123	215		
	23	3,285	1	0.0	387	13	2,049	182		
	24	3,245	2	0.1	468	8	2,021	171		
	25	3,235	4	0.1	413	9	1,997	157		
	26	2,965	7	0.2	440	25	1,941	279		0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	元	3,388	42	1.2	1,861	216	1,121	279	評価基準	0.01 mg/L 以下
	2	5,817	79	1.4	2,847	252	1,936	429		
	3	6,158	44	0.7	2,652	301	2,564	539		
	4	4,762	35	0.7	2,171	137	3,306	651		
	5	4,480	24	0.5	1,303	108	3,678	670		
	6	3,998	29	0.7	1,634	274	3,903	713		
	7	3,916	25	0.6	1,211	68	3,941	766		
	8	3,864	18	0.5	669	47	3,983	762		
	9	3,692	8	0.2	635	40	3,965	696		
	10	4,492	28	0.6	1,255	73	3,362	645		
	11	4,451	23	0.5	921	49	3,376	589		
	12	4,225	17	0.4	825	15	3,104	653		
	13	4,374	10	0.2	620	39	3,072	624		
	14	4,414	7	0.2	435	31	2,945	595		
	15	4,472	21	0.5	431	22	2,992	586		
	16	4,248	22	0.5	477	39	2,950	556		
	17	3,961	6	0.2	328	39	2,710	559		
	18	3,922	13	0.3	346	21	2,509	537		
	19	3,938	12	0.3	323	21	2,327	543		
	20	3,660	9	0.2	411	24	2,472	520		
	21	3,679	5	0.1	405	30	2,186	513		
	22	3,363	4	0.1	453	8	2,083	473		
	23	3,283	7	0.2	393	18	2,004	448		
	24	3,242	3	0.1	430	26	1,967	414		
	25	3,233	7	0.2	390	17	1,945	424		
	26	2,958	8	0.3	423	18	1,885	417		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超えた井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1,1 - トリクロロエタン	元	2,569	2	0.1	1,122	2	929	9	暫定指導指針	0.3mg/L 以下
	2	4,514	1	0.0	2,191	3	1,626	9		
	3	5,135	0	0	2,259	2	2,268	11		
	4	3,952	3	0.1	1,942	5	2,874	12		
	5	3,960	0	0	1,292	2	3,383	5		
	6	3,868	1	0.0	1,431	2	3,663	7	評価基準	1 mg/L 以下
	7	3,827	1	0.0	1,230	0	3,691	4		
	8	3,786	0	0	681	0	3,755	3		
	9	3,603	0	0	612	0	3,636	0		
	10	4,436	1	0.0	1,189	0	3,123	0		
	11	4,362	0	0	879	0	2,987	3		
	12	4,219	0	0	808	0	2,539	2		
	13	4,290	0	0	564	0	2,586	3		
	14	4,270	0	0	377	0	2,379	2		
	15	4,312	0	0	359	0	2,417	2		
	16	3,990	0	0	389	0	2,320	3		
	17	3,739	0	0	207	0	2,123	1		
	18	3,717	0	0	187	0	1,820	0		
	19	3,635	0	0	193	0	1,631	0		
	20	3,473	0	0	172	0	1,608	0		
	21	3,430	0	0	186	0	1,443	0		
	22	3,222	0	0	309	0	1,355	0		
	23	3,189	0	0	239	0	1,212	0		
	24	3,150	0	0	216	0	1,196	0		
	25	3,136	0	0	207	0	1,162	0		
	26	2,872	0	0	225	0	1,109	0		
四塩化炭素	元	990	1	0.1	418	12	62	0	暫定指導指針	0.003 mg/L 以下
	2	2,116	1	0.0	735	5	591	14		
	3	1,965	0	0	576	2	803	12		
	4	2,068	0	0	523	4	1,099	12		
	5	2,383	1	0.0	360	12	1,270	17		
	6	2,808	2	0.1	580	1	1,594	26	評価基準	0.002 mg/L 以下
	7	2,959	1	0.0	373	6	1,706	23		
	8	2,920	3	0.1	456	2	1,781	34		
	9	2,828	2	0.1	253	2	1,843	22		
	10	3,631	2	0.1	388	2	1,376	24		
	11	3,695	3	0.1	372	0	1,413	21		
	12	3,675	2	0.1	291	3	1,272	24		
	13	3,700	0	0	313	2	1,341	22		
	14	3,814	3	0.1	232	5	1,323	22		
	15	3,824	0	0	146	0	1,318	22		
	16	3,661	4	0.1	221	2	1,287	23		
	17	3,554	3	0.1	106	1	1,017	26		
	18	3,628	3	0.1	103	4	888	23		
	19	3,536	0	0	96	0	798	25		
	20	3,379	0	0	72	2	799	26		
	21	3,340	1	0.0	102	1	702	24		
	22	3,120	1	0.0	193	1	653	29		
	23	3,036	0	0.0	153	2	567	21		
	24	3,005	0	0	170	3	556	19		
	25	2,986	1	0.0	182	3	513	16		
	26	2,740	0	0	156	3	532	15		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ジクロロメタン	5	964	0	0	2	0	368	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,639	0	0	88	0	738	1		
	7	2,915	0	0	151	0	705	1		
	8	2,904	0	0	193	0	1,035	2		
	9	2,805	2	0.1	124	0	1,167	0		
	10	3,729	1	0.0	349	0	768	0		
	11	3,740	0	0	223	0	770	3		
	12	3,534	0	0	229	0	744	0		
	13	3,548	1	0.0	280	0	802	0		
	14	3,635	1	0.0	146	0	835	0		
	15	3,865	1	0.0	169	1	890	0		
	16	3,535	0	0	141	0	877	0		
	17	3,381	0	0	52	0	730	1		
	18	3,455	0	0	97	1	627	1		
	19	3,370	0	0	88	0	571	0		
	20	3,276	0	0	72	0	557	0		
	21	3,349	0	0	98	0	486	0		
	22	3,178	0	0	141	0	467	0		
	23	3,121	0	0	145	0	398	0		
	24	3,077	0	0	138	0	389	0		
	25	3,087	0	0	106	0	360	0		
	26	2,823	0	0	137	0	382	0		
1,2 - ジクロロ エタン	5	924	0	0	29	0	399	0	評価基準	0.004 mg/L 以下
	6	2,643	1	0.0	169	0	822	1		
	7	2,853	0	0	271	1	867	0		
	8	2,856	0	0	212	1	1,210	4		
	9	2,762	1	0.0	123	0	1,295	2		
	10	3,580	0	0	328	9	867	5		
	11	3,687	1	0.0	254	0	1,030	7		
	12	3,301	0	0	296	6	959	6		
	13	3,316	0	0	345	1	1,055	12		
	14	3,360	2	0.1	155	0	1,094	11		
	15	3,555	0	0	148	0	1,129	9		
	16	3,267	0	0	172	0	1,104	9		
	17	3,136	0	0	55	0	1,102	7		
	18	3,300	1	0.0	120	1	872	8		
	19	3,198	0	0	112	0	690	10		
	20	3,120	0	0	88	0	650	5		
	21	3,203	0	0	105	0	580	7		
	22	3,025	0	0	177	1	597	4		
	23	2,984	0	0	145	0	535	3		
	24	2,953	0	0	178	0	516	5		
	25	2,984	1	0.0	182	3	513	16		
	26	2,733	0	0	171	0	516	1		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,1 - ジクロロ エチレン	5	1,010	1	0.1	114	0	583	6	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,671	5	0.2	299	5	1,219	13		
	7	2,897	3	0.1	479	13	1,572	31		
	8	2,907	1	0.0	411	21	1,894	32		
	9	2,862	0	0	351	3	2,010	24		
	10	3,594	2	0.1	905	9	1,685	26		
	11	3,727	1	0.0	729	3	1,804	35		
	12	3,650	2	0.1	702	11	1,831	37		
	13	3,668	0	0	535	1	1,964	41		
	14	3,771	1	0.0	244	0	1,967	40		
	15	3,846	0	0	322	2	2,032	38		
	16	3,744	2	0.1	404	2	2,077	39		
	17	3,584	1	0.0	264	4	2,026	46		
	18	3,651	0	0	215	0	1,890	33		
	19	3,567	0	0	225	1	1,843	30		
	20	3,337	0	0	340	0	1,885	31		
	21	3,306	0	0	347	0	1,804	2		
	22	3,078	0	0	468	0	1,764	4		
	23	3,037	0	0	342	0	1,750	3		
	24	3,001	0	0	419	0	1,721	3		
	25	2,979	0	0	378	0	1,689	2		
	26	2,723	0	0	403	1	1,647	2		
1,1,2 - トリクロ ロエタン	5	974	0	0	17	0	368	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,637	0	0	162	0	782	0		
	7	2,843	0	0	226	0	812	2		
	8	2,846	0	0	217	0	1,177	0		
	9	2,836	0	0	123	0	1,264	0		
	10	3,574	0	0	174	0	854	0		
	11	3,679	0	0	239	0	989	6		
	12	3,286	0	0	278	2	962	6		
	13	3,308	0	0	307	1	1,052	4		
	14	3,359	0	0	146	0	1,084	5		
	15	3,590	0	0	148	0	1,120	3		
	16	3,259	1	0.0	191	1	1,107	2		
	17	3,127	0	0	74	0	1,014	4		
	18	3,240	1	0.0	159	2	773	4		
	19	3,136	1	0.0	118	0	715	9		
	20	2,987	0	0	65	2	659	3		
	21	3,170	1	0.0	123	0	583	1		
	22	2,938	0	0	175	0	599	1		
	23	2,878	0	0	153	0	522	0		
	24	2,851	1	0.0	183	0	529	1		
	25	2,876	0	0	121	0	509	0		
	26	2,630	0	0	191	0	535	1		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
1,3 - ジクロロ プロパン	5	908	0	0	15	0	342	0	評価基準	0.002 mg/L 以下
	6	2,359	0	0	114	0	629	0		
	7	2,574	0	0	133	0	549	0		
	8	2,572	0	0	174	0	652	0		
	9	2,586	0	0	93	0	785	0		
	10	3,179	0	0	98	0	368	0		
	11	3,181	0	0	178	0	385	0		
	12	3,039	0	0	162	0	372	0		
	13	2,898	0	0	81	0	412	0		
	14	3,085	0	0	95	0	454	0		
	15	3,082	0	0	115	0	509	0		
	16	3,043	0	0	103	0	520	0		
	17	2,886	0	0	41	0	437	0		
	18	2,940	0	0	71	0	347	0		
	19	2,883	0	0	78	0	294	0		
	20	2,799	0	0	46	0	317	0		
	21	2,922	0	0	89	0	261	0		
	22	2,773	0	0	124	0	270	0		
	23	2,661	0	0	93	0	216	0		
	24	2,646	0	0	116	0	220	0		
	25	2,645	0	0	30	0	210	0		
	26	2,392	0	0	137	0	234	0		
チウラム	5	8924	0	0	0	0	322	0	評価基準	0.006 mg/L 以下
	6	2,307	0	0	5	0	553	0		
	7	2,459	0	0	20	0	514	0		
	8	2,405	0	0	14	0	537	0		
	9	2,376	0	0	16	0	609	0		
	10	2,764	0	0	8	0	195	0		
	11	2,490	0	0	2	0	186	0		
	12	2,528	0	0	10	0	171	0		
	13	2,506	0	0	2	0	201	0		
	14	2,494	0	0	3	0	258	0		
	15	2,625	0	0	2	0	233	0		
	16	2,472	0	0	4	0	204	0		
	17	2,322	0	0	4	0	222	0		
	18	2,411	0	0	1	0	92	0		
	19	2,404	0	0	0	0	81	0		
	20	2,330	0	0	15	0	90	0		
	21	2,585	0	0	0	0	53	0		
	22	2,509	0	0	14	0	47	0		
	23	2,432	0	0	1	0	32	0		
	24	2,451	0	0	1	0	35	0		
	25	2,460	0	0	2	0	34	0		
	26	2,263	0	0	3	0	33	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
シマジン	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.003 mg/L 以下
	6	2,284	0	0	18	0	553	0		
	7	2,445	0	0	22	0	509	0		
	8	2,380	0	0	7	0	534	0		
	9	2,369	0	0	16	0	598	0		
	10	2,826	0	0	41	0	194	0		
	11	2,549	0	0	2	0	190	0		
	12	2,508	0	0	10	0	174	0		
	13	2,638	0	0	7	0	205	0		
	14	2,547	0	0	3	0	258	0		
	15	2,614	0	0	2	0	233	0		
	16	2,628	0	0	4	0	204	0		
	17	2,402	0	0	4	0	222	0		
	18	2,478	0	0	1	0	92	0		
	19	2,471	0	0	3	0	81	0		
	20	2,391	0	0	15	0	91	0		
	21	2,643	0	0	0	0	52	0		
	22	2,563	0	0	14	0	47	0		
	23	2,420	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
	25	2,457	0	0	2	0	34	0		
	26	2,260	0	0	3	0	33	0		
チオベンカル ブ	5	892	0	0	0	0	320	0	評価基準	0.02 mg/L 以下
	6	2,287	0	0	5	0	550	0		
	7	2,444	0	0	12	0	507	0		
	8	2,377	0	0	7	0	532	0		
	9	2,381	0	0	16	0	598	0		
	10	2,759	0	0	8	0	194	0		
	11	2,476	0	0	2	0	186	0		
	12	2,453	0	0	10	0	171	0		
	13	2,575	0	0	2	0	201	0		
	14	2,487	0	0	3	0	258	0		
	15	2,573	0	0	2	0	233	0		
	16	2,539	0	0	4	0	204	0		
	17	2,319	0	0	4	0	222	0		
	18	2,409	0	0	1	0	92	0		
	19	2,399	0	0	0	0	81	0		
	20	2,327	0	0	15	0	90	0		
	21	2,583	0	0	0	0	52	0		
	22	2,506	0	0	14	0	47	0		
	23	2,419	0	0	1	0	32	0		
	24	2,448	0	0	1	0	34	0		
	25	2,456	0	0	2	0	34	0		
	26	2,260	0	0	3	0	33	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
ベンゼン	5	909	1	0.1	36	1	335	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,506	0	0	124	1	659	0		
	7	2,661	0	0	173	6	573	2		
	8	2,618	0	0	186	0	729	2		
	9	2,695	0	0	106	4	815	2		
	10	3,536	0	0	178	4	451	2		
	11	3,610	0	0	243	2	442	0		
	12	3,436	0	0	211	1	425	1		
	13	3,324	0	0	266	1	496	11		
	14	3,563	1	0.0	136	1	544	6		
	15	3,590	0	0	118	0	606	4		
	16	3,524	0	0	107	0	604	3		
	17	3,389	2	0.1	122	1	517	3		
	18	3,485	0	0	96	0	466	3		
	19	3,396	0	0	168	4	410	2		
	20	3,238	0	0	156	0	431	5		
	21	3,277	0	0	139	1	367	4		
	22	3,106	0	0	177	0	353	3		
	23	3,044	0	0	154	0	302	3		
	24	2,999	0	0	158	0	324	3		
	25	3,010	0	0	104	1	293	4		
	26	2,751	1	0.0	193	0	320	4		
セレン	5	940	0	0	0	0	330	0	評価基準	0.01 mg/L 以下
	6	2,263	0	0	38	0	555	0		
	7	2,336	0	0	28	0	518	0		
	8	2,230	0	0	29	0	550	0		
	9	2,229	0	0	46	1	595	1		
	10	2,935	0	0	41	0	198	0		
	11	2,758	0	0	27	0	192	0		
	12	2,634	0	0	36	0	193	0		
	13	2,600	0	0	24	0	203	0		
	14	2,650	0	0	37	1	272	0		
	15	2,919	0	0	24	0	276	0		
	16	2,698	1	0.0	32	0	242	0		
	17	2,599	1	0.0	48	0	218	0		
	18	2,713	0	0	35	0	119	0		
	19	2,830	0	0	46	0	157	0		
	20	2,624	0	0	64	0	208	0		
	21	2,965	0	0	21	0	81	0		
	22	2,818	0	0	49	0	58	0		
	23	2,738	0	0	23	0	47	0		
	24	2,725	0	0	22	0	46	0		
	25	2,720	0	0	24	0	46	0		
	26	2,533	0	0	20	0	48	0		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	11	3,374	173	5.1	650	182	807	66	環境基準	10 mg/L 以下
	12	4,167	253	6.1	1,682	479	988	165		
	13	4,017	231	5.8	1,343	535	1,113	272		
	14	4,207	247	5.9	1,199	296	1,324	423		
	15	4,288	280	6.5	1,101	309	1,504	501		
	16	4,260	235	5.5	928	283	1,750	637		
	17	4,122	174	4.2	714	221	1,815	651		
	18	4,193	179	4.3	789	266	1,732	715		
	19	4,232	172	4.1	608	128	1,654	729		
	20	3,830	167	4.4	461	96	1,945	757		
	21	3,895	149	3.8	500	96	1,713	788		
	22	3,361	144	4.3	691	160	1,723	813		
	23	3,227	117	3.6	427	89	1,677	796		
	24	3,240	117	3.6	401	94	1,625	769		
	25	3,289	107	3.3	389	60	1,629	760		
	26	3,084	90	2.9	266	42	1,661	733		
ふつ素	11	2,049	24	1.2	147	12	268	9	環境基準	0.8 mg/L 以下
	12	3,276	25	0.8	658	112	417	19		
	13	3,558	25	0.7	285	31	839	53		
	14	4,117	16	0.4	207	31	446	80		
	15	3,934	27	0.7	218	29	455	83		
	16	3,542	19	0.5	142	18	441	89		
	17	3,703	30	0.8	270	47	601	108		
	18	3,817	32	0.8	190	41	536	103		
	19	3,890	41	1.1	203	46	376	114		
	20	3,537	23	0.7	185	10	582	148		
	21	3,527	17	0.5	155	5	365	138		
	22	3,088	20	0.6	253	20	380	156		
	23	3,027	21	0.7	184	14	362	158		
	24	2,964	18	0.6	142	5	391	151		
	25	2,983	16	0.5	113	7	417	162		
	26	2,783	26	0.9	120	12	422	167		
ほう素	11	1,752	2	0.1	27	0	219	4	環境基準	1 mg/L 以下
	12	3,210	16	0.5	231	4	314	5		
	13	3,408	14	0.4	141	20	738	9		
	14	3,989	5	0.1	217	12	287	15		
	15	3,819	9	0.2	157	12	297	20		
	16	3,499	8	0.2	92	1	291	26		
	17	3,342	5	0.1	145	9	396	32		
	18	3,396	8	0.2	59	4	301	39		
	19	3,289	6	0.2	71	1	199	35		
	20	3,149	9	0.3	62	2	220	39		
	21	3,068	7	0.2	48	0	203	45		
	22	2,956	9	0.3	176	11	176	44		
	23	2,926	7	0.2	101	11	162	41		
	24	2,868	3	0.1	68	3	176	43		
	25	2,891	9	0.3	67	6	181	42		
	26	2,676	7	0.3	50	5	174	43		

注1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。
地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注2:平成21年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

調査項目	年度	概況調査			汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査又は 定期モニタリング調査		備考	
		調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	調査数 (本)	超過数 (本)	調査数 (本)	超過数 (本)	基準の種類	基準値
塩化ビニルモノマー	21	179	0	0	25	0	23	8	環境基準	0.002 mg/L 以下
	22	2,311	4	0.2	282	5	852	48		
	23	2,764	7	0.3	295	13	1,189	57		
	24	2,716	1	0.0	273	14	1,365	83		
	25	2,679	5	0.2	244	1	1,381	92		
	26	2,495	2	0.1	357	8	1,374	94		
1,2 - ジクロロエチレン	21	138	0	0	107	0	97	8	環境基準	0.04 mg/L 以下
	22	2,935	0	0	325	3	1,833	160		
	23	3,133	3	0	321	5	1,846	162		
	24	3,097	2	0.1	427	13	1,826	154		
	25	3,043	2	0.1	376	4	1,808	148		
	26	2,831	0	0	388	7	1,758	143		
1,4 - ジオキサン	21	226	0	0	22	0	0	0	環境基準	0.05 mg/L 以下
	22	2,456	0	0	52	0	116	0		
	23	2,731	1	0.0	61	1	83	1		
	24	2,672	1	0.0	26	2	92	2		
	25	2,701	0	0	31	0	102	3		
	26	2,519	0	0	149	2	143	4		

注 1:超過数とは、測定当時の基準を超過した井戸の数であり、超過率とは、調査数に対する超過数の割合である。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、平成9年に設定されたものであり、それ以前の基準は、評価基準あるいは暫定指導指針とされていた。

注 2:平成 21 年度から定期モニタリング調査は継続監視調査へ調査区分が変更。

(参考) 平成 6 ~ 10 年度地下水質要監視項目測定結果

調査項目	年度	調査数 (本)	超過数 (本)	超過率 (%)	指針値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6	1,685	47	2.8	10 mg/L 以下
	7	1,945	98	5.0	
	8	1,918	94	4.9	
	9	2,654	173	6.5	
	10	3,897	244	6.3	
ふつ素	6	571	6	1.1	0.8 mg/L 以下
	7	612	3	0.5	
	8	567	7	1.2	
	9	648	4	0.6	
	10	855	14	1.6	
ほう素	6	154	1	0.6	0.2 mg/L 以下
	7	157	1	0.6	
	8	192	0	0	
	9	215	1	0.5	
	10	558	1	0.2	

注：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素は、平成 5 年に

要監視項目として設定され、平成 11 年に環境基準項目に移行した。

その間、平成 6 年度から 10 年度まで要監視項目として行われた測定

の結果をまとめた。超過数は、現在の環境基準値を超過した井戸の

数である。

参考資料7 高濃度検出井戸における汚染原因及び対策等の状況

地下水において環境基準を超える汚染が判明した場合は、都道府県及び水質汚濁防止法政令市によって、人の健康を保護する観点から飲用指導等利用面からの措置、汚染範囲や汚染源の特定等の調査、また、地下水の用途等を考慮しつつ浄化等の対策の推進が行われている。

平成26年度調査結果において環境基準を超過した井戸のうち、特に高濃度であった井戸（及びその周辺）における汚染原因及び対策等の状況についてとりまとめを行った。

（1）対象井戸

水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項に基づく地下水質測定結果において以下に該当する井戸とした。

- ① 環境基準を超過した項目の最高濃度を検出した井戸
- ② 環境基準の100倍以上の濃度を検出した井戸
- ③ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については高濃度を検出した井戸の上位10本の井戸

※濃度は調査区分ごとの年平均値

（2）各欄の記述内容について

環境省が毎年度実施している「地下水汚染に関するアンケート調査」の回答から抜粋又はとりまとめて記載した。調査の回答については選択式としたが、一部、都道府県又は水質汚濁防止法政令市によって補足説明が追加されている。

表の内容の一部について、以下に説明を行う。

○周辺の地下水の用途（汚染判明以前）

汚染が判明する以前の地下水の用途である。水質汚濁防止法第15条第1項及び第2項に基づく測定を行ったその井戸に限らず、その周辺の地下水の用途を示している。

○汚染判明後の飲用指導等の措置の状況

「井戸所有者へ飲用・使用方法指導」

井戸水を飲用しないこと、揮発性有機化合物による汚染の場合は煮沸して飲用すること等、飲用方法や使用方法についての指導内容について記載している。

○汚染原因

汚染原因の把握状況として、「特定」、「推定」、「不明」の選択肢があり、「特定」又は「推定」であった場合は、汚染原因を次の選択肢から選択するようにしている。

- ① 工場・事業場の排水・廃液・原料等
- ② 廃棄物
- ③ 家畜排せつ物
- ④ 施肥
- ⑤ 生活排水
- ⑥ 自然的要因
- ⑦ その他

なお、「特定」と「推定」の別は、回答を行った地方公共団体の定義や判断による。

○汚染原因者業種

汚染原因者が特定又は推定されている場合、汚染原因者の主たる業種について「日本標準産業分類」（総務省）による業種分類から選択されている。

○硝酸性窒素対策

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策について、記載している。

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
カドミウム	1	継続監視 調査	0.0078 (3倍)	福島県只見町蒲生	2011	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	自然由来	—	—	対策の予定はない（自然由 來であるため）	—
鉛	1	継続監視 調査	0.083 (8倍)	兵庫県朝来市生野町 竹原野	1994	利用していない	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	自然由来	—	—	対策の予定はない（近傍に 汚染原因となる工場事業場 等ではなく地質に由来するも のと推定されるため）	—
六価クロム	1	継続監視 調査	4 (80倍)	岐阜県関市旭ヶ丘	2009	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	その他の金属製 品製造業	対応していない（事業所の 敷地内の地下水は基準値を 超過しておらず、過去に集 積していた工場の汚染が推 定されるため）	地下水汚染対策検討中	—
砒素	1	継続監視 調査	0.45 (45倍)	山形県米沢市信夫町	2011	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	自然由来	—	—	対策の予定はない（自然由 來と考えられ、飲用指導に より健康被害の恐れがない ため。）	—
総水銀	1	継続監視 調査	0.022 (44倍)	愛知県名古屋市緑区 池上台三丁目	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（汚染原 因が不明。飲用に用いなけ れば問題なし。）	—
P C B	1	継続監視 調査	0.0039 (—)	宮城県仙台市太白区	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（個人所 有による井戸のため）	—
四塩化炭素	1	継続監視 調査	0.021 (11倍)	北海道奈井江町瑞穂	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない	—
塩化ビニルモ ノマー	1	汚染井戸 周辺地区 調査	3.9 (1950倍)	福島県喜多方市塩川 町新井田谷地	2014	その他	その他（飲用する場合は 市町村へ相談するよう指 導）	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	金属素形材製品 製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染判明年度	周辺の地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の飲用指導等の措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の実施主体
塩化ビニルモノマー	2	継続監視調査	1.7 (850倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	—	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	3	継続監視調査	1.6 (800倍)	栃木県栃木市齒部町4	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	—	対策の予定はない（下流地区における上水道の布設工事及び定期モニタリングを実施）	汚染原因者以外の土地の所有者
	4	継続監視調査	1.3 (650倍)	新潟県上越市新光町	1991	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	対応していない（指導により浄化対策実施中のため。）	地下水揚水処理、土壤ガス吸引処理	環境庁地下水浄化汎用装置開発普及調査の実証試験#4
	5	継続監視調査	1.1 (550倍)	栃木県野木町潤島	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電気照明器具製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	6	継続監視調査	0.65 (325倍)	福岡県福岡市花畠	1983	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	—	行政指導	地下水揚水処理、土壤ガス吸引処理、汚染土壤の処理	汚染原因者以外の土地の所有者
	7	継続監視調査	0.64 (320倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壤の処理	複数の汚染原因者
	8	継続監視調査	0.58 (290倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壤の処理	複数の汚染原因者
	9	継続監視調査	0.4 (200倍)	兵庫県西宮市下大市東町	2008	利用していない	特に対応していない（観測用井戸のため）	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	対応していない。（土壤汚染地域回復モデル事業として実施）	地下水揚水処理	震災による土壤汚染対策

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策		
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体	
塩化ビニルモノマー	10	継続監視調査	0.35 (175倍)	大阪府堺市美原区今井	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	—	—	—	—	—	
	11	継続監視調査	0.22 (110倍)	神奈川県川崎市川崎区堤根	1998	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物(最終処分場・不法投棄)	—	—	対策の予定はない(汚染原因者不明のため効果的な対策がとれない状況)	—	
1,2-ジクロロエタン	1	継続監視調査	0.0044 (1倍)	大阪府高槻市唐崎中	1981	工業用水	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	洗濯業	行政指導	対策の予定はない(人の健康にかかる被害が生じるおそれがない。)	—	
1,1-ジクロロエチレン	1	継続監視調査	0.59 (6倍)	千葉県野田市木間ヶ瀬	1993	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	産業廃棄物処理業	行政指導	その他の処理(地下空気汚染対策実施中)	汚染原因者	
1,2-ジクロロエチレン	1	汚染井戸周辺地区調査	68 (1700倍)	福島県喜多方市塩川町新井田谷地	2014	その他	その他(飲用する場合は市町村へ相談するよう指導)	工場・事業場の排水・廃液・原料等	金属素形材製品製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者	
	2	継続監視調査	18 (450倍)	栃木県栃木市菌部町4	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	行政指導	対策の予定はない(下流地区における上水道の布設工事及び定期モニタリングを実施)	汚染原因者以外の土地の所有者	
	3	継続監視調査	11 (275倍)	秋田県由利本荘市大浦	1998	生活用水	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等、廃棄物	—	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者	
	4	継続監視調査	9 (225倍)	千葉県松戸市松飛台	1986	生活用水、工業用水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	—	—	—	地下水揚水処理、汚染土壤の処理	地方公共団体	

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況								
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策		
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体	
1,2-ジクロロエチレン	5	継続監視調査	4.9 (123倍)	大阪府高槻市桃園町	1981	上水道源	特に対応していない	工場・事業場の排水・廃液・原料等	医薬品製造業	行政指導	地下水揚水処理、原位置処理、汚染土壤の処理	複数の汚染原因者	
1,1,2-トリクロロエタン	1	継続監視調査	0.018 (3倍)	宮城県大和町吉岡	1991	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	—	—	対策の予定はない（汚染原因者が特定できない）	—	
トリクロロエチレン	1	継続監視調査	41 (4100倍)	福岡県福岡市香椎駅前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	—	—	—	—	—	
	2	継続監視調査	28 (2800倍)	栃木県栃木市蘆部町4	2011	不明	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、上水道への切り替え	工場・事業場の排水・廃液・原料等	事業場跡地	—	対策の予定はない（下流地区における上水道の布設工事及び定期モニタリングを実施）	汚染原因者以外の土地の所有者	
	3	継続監視調査	19 (1900倍)	大阪府八尾市竹渕西	2011	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	—	—	—	—	—	
	4	汚染井戸周辺地区調査	16 (1600倍)	福島県喜多方市塩川町新井田谷地	2014	その他	その他（飲用する場合は市町村へ相談するよう指導）	工場・事業場の排水・廃液・原料等	金属素形材製品製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者	
	5	継続監視調査	4.7 (470倍)	福井県越前町小曾原（南部）	1998	個人等の飲用水、生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導	工場・事業場の排水・廃液・原料等	電子デバイス製造業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理、原位置処理、土壤ガス吸引処理、その他の処理（バリア井戸の設置）	汚染原因者	
	6	継続監視調査	4.1 (410倍)	新潟県燕市燕	2005	生活用水	井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導、その他	工場・事業場の排水・廃液・原料等	金属製品製造業	水濁法第14条の3の浄化措置命令を背景とした浄化指導	地下水揚水処理	汚染原因者	

項目	順位	調査区分	濃度 (mg/L) (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	地下水汚染の状況			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	1	継続監視 調査	8.6 (860倍)	千葉県松戸市六実	1989	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	—	—
	2	継続監視 調査	5.7 (570倍)	兵庫県明石市魚住町	2002	生活用水、その他	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理、土壤ガス 吸引処理	汚染原因者
	3	継続監視 調査	3.5 (350倍)	福岡県福岡市香椎駅 前	1997	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	—	—
	4	継続監視 調査	3.1 (310倍)	福島県須賀川市南上 町	1993	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	民生用電気機械 器具製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	5	継続監視 調査	2.9 (290倍)	熊本県熊本市向山・ 春竹地区	1985	個人等の飲用水、 生活用水、工業用 水、その他	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	地下水揚水処理	地方公共團 体
	6	継続監視 調査	2.6 (260倍)	福岡県福岡市田島	1988	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	—	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
	7	継続監視 調査	2.3 (230倍)	千葉県船橋市二宮 1 丁目	1989	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理	地方公共團 体
	8	継続監視 調査	1.8 (180倍)	千葉県船橋市二宮 2 丁目	1989	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理	地方公共團 体

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
テトラクロロエチレン	9	継続監視調査	1.4 (140倍)	千葉県千葉市若葉区 若松町	2013	個人等の飲用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	—	—
	10	継続監視調査	1.3 (130倍)	千葉県船橋市二宮2 丁目	1989	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	地下水揚水処理	地方公共団 体
	11	継続監視調査	1 (100倍)	千葉県松戸市紙敷	1988	生活用水、工業用 水、農業用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え、その他	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	洗濯業	行政指導	土壤ガス吸引処理、汚染土 壤の処理	汚染原因者
	11	継続監視調査	1 (100倍)	大阪府高槻市宮田町	1999	利用していない	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	ポンプ・圧縮機 製造業	行政指導	地下水揚水処理、土壤ガス 吸引処理	汚染原因者
	11	継続監視調査	1 (100倍)	福岡県北九州市若園	1990	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	地下水汚染対策検討中（汚 染原因の特定には至ってい ないため、効果的な対策を 講じることができない。当 面の間、定期モニタリング を実施し対応する。）	—
ベンゼン	1	継続監視調査	0.047 (5倍)	福井県越前市家久	2007	利用していない	特に対応していない	工場・事業場の 排水・廃液・原 料等	有機化学工業製 品製造業	行政指導	地下水揚水処理	汚染原因者
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	1	継続監視調査	160 (16倍)	栃木県栃木市藤岡町 藤岡	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（使用方 法の指導と定期モニタリン グを実施）	—
	2	継続監視調査	70 (7倍)	神奈川県横浜市南区 六ツ川三丁目	2007	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対応していない（使用方 法の指導と定期モニタリン グを実施することとした。）	—

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）							地下水汚染の状況				地下水浄化等対策	
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策の内容	対策の 実施主体
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導		
硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	3	継続監視 調査	65 (7倍)	茨城県坂東市小泉	2002	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	対策の予定はない（原因が 特定できないため。モニタ リングを継続する。）	—
	4	概況調査 (ローリ ング方 式)	63 (6倍)	千葉県銚子市黒生町	2014	その他	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	施肥	—	対応していない（原因者の 特定が困難なため）	対策の予定はない（対策の 具体化が困難）	—
	5	継続監視 調査	61 (6倍)	埼玉県深谷市櫛引	2000	生活用水、農業用 水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	施肥	—	—	対策の予定はない（使用方 法の指導により人の健康に 係る被害が生じるおそれが ない）	—
	5	継続監視 調査	61 (6倍)	埼玉県深谷市大谷	1999	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	施肥	—	—	対策の予定はない（使用方 法の指導により人の健康に 係る被害が生じるおそれが ない）	—
	7	汚染井戸 周辺地区 調査	60 (6倍)	北海道旭川市東鷹栖	2013	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（汚染源 不明のため効果的な対策が とれない）	—
	8	継続監視 調査	59 (6倍)	京都府宇治市*	2008	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、その他	—	—	—	—	—
	9	継続監視 調査	57 (6倍)	栃木県小山市鉢形	2014	個人等の飲用水、 生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導、上水道 への切り替え	—	—	—	対策の予定はない（使用方 法の指導と定期モニタリン グを実施）	—
	10	汚染井戸 周辺地区 調査	56 (6倍)	千葉県八千代市米本	2001	個人等の飲用水、 生活用水、農業用 水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（硝酸性 窒素による地下水汚染は、 事例が多く対策が困難）	—

地下水質測定結果（水濁法第15条第1項及び第2項に基づく常時監視）					地下水汚染の状況							
項目	順位	調査区分	濃度（mg/L） (環境基準比)	所在地	汚染 判明 年度	周辺の 地下水の用途 (汚染判明以前)	汚染判明後 の 飲用指導等の 措置の状況	汚染原因及びその対応等			地下水浄化等対策	
								汚染原因	汚染原因者業種	原因者に対する地方公共 団体の対応・指導	浄化等対策の内容	対策の 実施主体
ふつ素	1	継続監視 調査	61 (76倍)	大阪府門真市東田町	2011	生活用水、工業用 水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	対応していない（原因者不 特定のため）	対策の予定はない（原因者 不特定につき）	—
ほう素	1	汚染井戸 周辺地区 調査	30 (30倍)	埼玉県毛呂山町滝の 入	2014	生活用水	井戸所有者への飲用方法・ 使用方法の指導	—	—	—	対策の予定はない（原因者 が不明で、周辺に飲用井戸 がないため）	—
1,4-ジオキサン	1	汚染井戸 周辺地区 調査	0.58 (12倍)	神奈川県寒川町一之 宮	1991	工業用水	その他	—	—	—	—	—

参考資料8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、「人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定された。その後、平成11年2月及び平成16年3月及び平成21年11月に改定され、現在は24項目を設定している。

平成26年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成26年度は、736本の井戸において測定が行われ、エピクロロヒドリン、全マンガン及びウランに指針値超過がみられた。

- ・エピクロロヒドリン (271本中 1本 (超過率 0.4%))
- ・全マンガン (320本中 44本 (超過率 13.8%))
- ・ウラン (253本中 1本 (超過率 0.4%))

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成26年度				平成6~25年度				指針値 (mg/L以下)
	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	調査 井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道 府県数	
クロロルム	589	0	0	24	10,575	0	0	42	0.06
1,2-ジクロロフロバン	482	0	0	21	7,551	0	0	40	0.06
p-ジクロロベンゼン	460	0	0	21	7,400	0	0	40	0.2
イソキサチオノン	280	0	0	19	5,133	0	0	40	0.008
タ-イアシノン	280	0	0	19	5,189	0	0	40	0.005
フェニトロチオン (MEP)	280	0	0	19	5,164	1	0.0	40	0.003
イソプロチオラン	280	0	0	19	5,105	0	0	40	0.04
オキシン銅 (有機銅)	259	0	0	18	4,950	0	0	40	0.04
クロロタロニル (TPN)	280	0	0	19	5,165	0	0	40	0.05
プロピサミド	280	0	0	19	5,133	0	0	40	0.008
E P N	379	0	0	20	9,509	0	0	41	0.006
ジクロルボス (DDVP)	280	0	0	19	5,061	0	0	40	0.008
フェノブカルブ (BPMC)	292	0	0	19	5,055	0	0	40	0.03
イソプロヘンホス (IBP)	280	0	0	19	5,018	0	0	40	0.008
クロルニトロフェン (CNP)	280	-	-	19	5,535	-	-	41	-
トルエン	499	0	0	23	8,013	0	0	41	0.6
キシレン	499	0	0	23	8,017	1	0.0	41	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	225	0	0	17	4,846	1	0.0	40	0.06
ニッケル	323	-	-	21	6,764	-	-	40	-
モリブデン	278	0	0	20	5,419	2	0.0	40	0.07
アンチモン	281	0	0	18	6,479	1	0.0	40	0.02
エピクロロヒドリン	271	1	0.4	14	1,675	0	0	14	0.0004
全マンガン	320	44	13.8	17	3,411	373	10.9	21	0.2
ウラン	253	1	0.4	15	2,299	16	0.7	16	0.002

注1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成6~25年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。

. 地下水汚染事例に関する実態把握調査の結果について

1. 調査について

環境省は、毎年度、都道府県及び水質汚濁防止法政令市（以下、「都道府県等」という）を対象として、全国の地下水汚染事例に関する調査実施状況、汚染原因把握状況、対策の実施状況等の実態を把握するために「地下水汚染に関するアンケート調査」を実施している。本報告は、この調査結果をとりまとめたものである。なお、これまでに報告した地下水汚染事例の結果については、都道府県等によるその後の調査等により変更される場合があるため、本調査結果は昨年度に公表した平成 25 年度末までの地下水汚染事例の調査結果に、平成 26 年度に新規に判明した地下水汚染事例の数を単に追加したものではないことに留意する必要がある。

※水質汚濁防止法政令市…水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という）第 28 条第 1 項の政令で定める 111（平成 26 年度末現在）の市

(1) 調査対象事例

平成 26 年度末（平成 27 年 3 月 31 日）までに都道府県等が把握している、環境基準を超える値が検出されたことがある地下水汚染事例（以下、「事例」という）の全てとしている。

なお、都道府県等が実施する調査によって判明した事例のみならず、事業者による調査の報告等によって判明した事例も全て対象としている。

(2) 事例のカウントの方法

事例は、原則として、汚染原因を同じとする一まとまりの範囲を 1 事例としてカウントしている。広範囲に及ぶ汚染や汚染原因が不明である汚染の範囲は、調査結果等をもとに、各事例を担当する都道府県等によって判断されている。また、以下のことに注意を要する。

- 同一井戸であっても原因が異なる汚染が存在する場合は、別の事例としてカウントしている。ただし、汚染項目が同じで明確に分離できない場合は除く。（例：同地域の施肥と家畜排せつ物による硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染など）
- 同一工場・事業場の複数種類の原材料による汚染、廃棄物による汚染、揮発性有機化合物の分解生成物が存在する汚染など、原因が同じであって複数の項目にわたる事例がある。
- 1 つの事例に複数の井戸が含まれる場合があるため、この集計における事例の件数と常時監視における測定井戸数とは、必ずしも一致しない。

(3) 事例の分類の定義

ア. 環境基準超過状況による分類

この調査では、各事例を環境基準超過状況に応じて以下の 4 つに分類している。このうち、「調査不能事例」は、現在の状況を把握できることから、「4. 2 継続監視調査の実施状況」以降の集計において集計対象外とした。

表 1 - 1 環境基準超過状況による分類

事例分類	内容
超過事例	平成 26 年度末現在、いずれかの項目で環境基準を超過している事例
一時達成事例	最新年度のデータはいずれの項目も環境基準を超過していないが、一時的な達成の可能性があり、恒久的な改善確認はできていない事例
改善事例	過去は環境基準を超過していたが、現在はいずれの項目も超過しておらず、将来的にも環境基準を超過することはないと判断できる事例
調査不能事例	井戸の廃止等により調査できなくなった事例

注：「一時達成」と「改善」の分類は、各事例を担当する都道府県等の判断による。

イ. 項目による分類

この調査の集計では、各事例をその汚染物質によって以下の4つに分類している。

表1-2 項目による分類

項目分類名称	説明
VOC事例 (注1)	<u>次の項目の、単独又は複数項目による事例</u> ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
重金属等事例	<u>次の項目の、単独又は複数項目による事例</u> カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふっ素、ほう素
硝酸・亜硝酸事例	<u>次の項目の、単独による事例</u> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、「硝酸・亜硝酸」という。）
複合汚染事例	<u>上の3分類のうち、複数分類にわたる項目による汚染事例</u> (例) 工場・事業場のVOCと重金属等の複数種類の原材料による事例や、廃棄物による事例など

注1: Volatile Organic Compounds (揮発性有機化合物) の略称。

2. 地下水汚染事例件数とその判明の状況

2.1 事例件数(平成26年度末時点)

全事例について、環境基準超過状況及び項目によって分類した件数を表2-1に示す。

全事例件数は7,589件であった。

VOC事例は2,489件で、その内訳は「超過」が967件(39%)、「一時達成」が411件(17%)、「改善」が906件(36%)、「調査不能」が205件(8%)であった。

重金属等事例は2,005件で、その内訳は「超過」が1,249件(62%)、「一時達成」が253件(13%)、「改善」が311件(16%)、「調査不能」が192件(10%)であった。

硝酸・亜硝酸事例は2,946件で、その内訳は「超過」が1,710件(58%)、「一時達成」が587件(20%)、「改善」が461件(16%)、「調査不能」が188件(6%)であった。

以上より、VOC事例の改善が他の事例より比較的進んでいることがわかる。

表2-1 事例件数

環境基準超過状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
合 計	7,589	2,489	2,005	2,946	149
超過事例 (平成26年度末現在、いずれかの項目で環境基準を超過している。)	4,020	967	1,249	1,710	94
一時達成事例 (最新年度のデータでは環境基準は超過していないが、一時的な達成の可能性がある。)	1,265	411	253	587	14
改善事例 (過去は環境基準を超過していたが、現在、また将来的にも環境基準を超過することはないと判断できる。)	1,708	906	311	461	30
調査不能事例 (井戸の廃止等により調査できなくなった。)	596	205	192	188	11

(1) 項目別事例件数

全事例 7,589 件について、項目の内訳を表2 - 2 に示す。また、超過事例において超過している項目の内訳を図2 - 1 に示す。

超過事例件数が多い項目は、多い順に、硝酸・亜硝酸（1,710 件）、砒素（840 件）、テトラクロロエチレン（551 件）、トリクロロエチレン（421 件）、ふつ素（330 件）、1,2-ジクロロエチレン（182 件）、ほう素（131 件）であった。

超過事例の割合（各項目の事例件数合計のうち超過事例の割合）が高い項目は、高い順に、1,4-ジオキサン（92%）、砒素（69%）、ふつ素（66%）、ほう素（64%）、セレン（64%）、塩化ビニルモノマー（63%）、硝酸・亜硝酸（58%）、であった。このうち、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンの2物質は平成21年から環境基準項目に追加された物質であり、平成21年度から汚染事例の対象として計上したため割合は必然的に高くなる。ふつ素、ほう素、砒素については自然的要因との関連が高く、硝酸・亜硝酸については広域汚染の傾向があり改善しにくいこと等によると考えられる。

一方、改善事例の割合（各項目の事例件数合計のうち改善事例の割合）が高い項目は、高い順にベンゼン（50%）、1,1,1-トリクロロエタン（46%）、PCB（40%）、四塩化炭素（38%）、鉛（38%）、であった。

表2-2 全事例の項目の内訳

項目	合計	件数					
		超過事例 超過して いる項目	現在は超 過してい ない項目 (注2)	一時達成 事例	改善 事例	調査不能 事例	
VOC	ジクロロメタン	57	16	12	10	18	1
	四塩化炭素	108	28	23	14	41	2
	塩化ビニルモノマー	187	118	29	27	10	3
	1, 2-ジクロロエタン	85	26	22	11	21	5
	1, 1-ジクロロエチレン	262	28	112	40	73	9
	1, 2-ジクロロエチレン	342	182	71	54	28	7
	1, 1, 1-トリクロロエタン	123	11	26	20	57	9
	1, 1, 2-トリクロロエタン	40	10	12	10	8	0
	トリクロロエチレン	1, 206	421	145	194	353	93
	テトラクロロエチレン	1, 428	551	71	243	432	131
	1, 3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0
	ベンゼン	299	94	12	28	150	15
	1, 4-ジオキサン	12	11	1	0	0	0
重金属等	カドミウム	17	9	1	2	5	0
	全シアン	49	25	8	4	11	1
	鉛	295	72	29	51	111	32
	六価クロム	73	30	4	19	17	3
	砒素	1, 218	840	20	108	133	117
	総水銀	126	52	4	18	36	16
	アルキル水銀	1	0	1	0	0	0
	P C B	10	4	1	0	4	1
	チウラム	0	0	0	0	0	0
	シマジン	0	0	0	0	0	0
	チオベンカルブ	0	0	0	0	0	0
	セレン	22	14	2	1	3	2
	ふつ素	500	330	15	69	44	42
	ほう素	204	131	11	22	20	20
硝酸・亜硝酸		2, 946	1, 710	0	587	461	188
母 数		7, 589	4, 020	1, 265	1, 708	596	

注1：1事例で複数項目による汚染がある場合があり、各項目の和と母数は一致しない。

注2：超過事例の中の「現在は超過していない項目」とは、過去に複数項目の汚染があった場合で、現在は、他項目において環境基準超過があるものの、当該項目は環境基準を超過していない項目の事例件数をカウントしたもの（外数）。

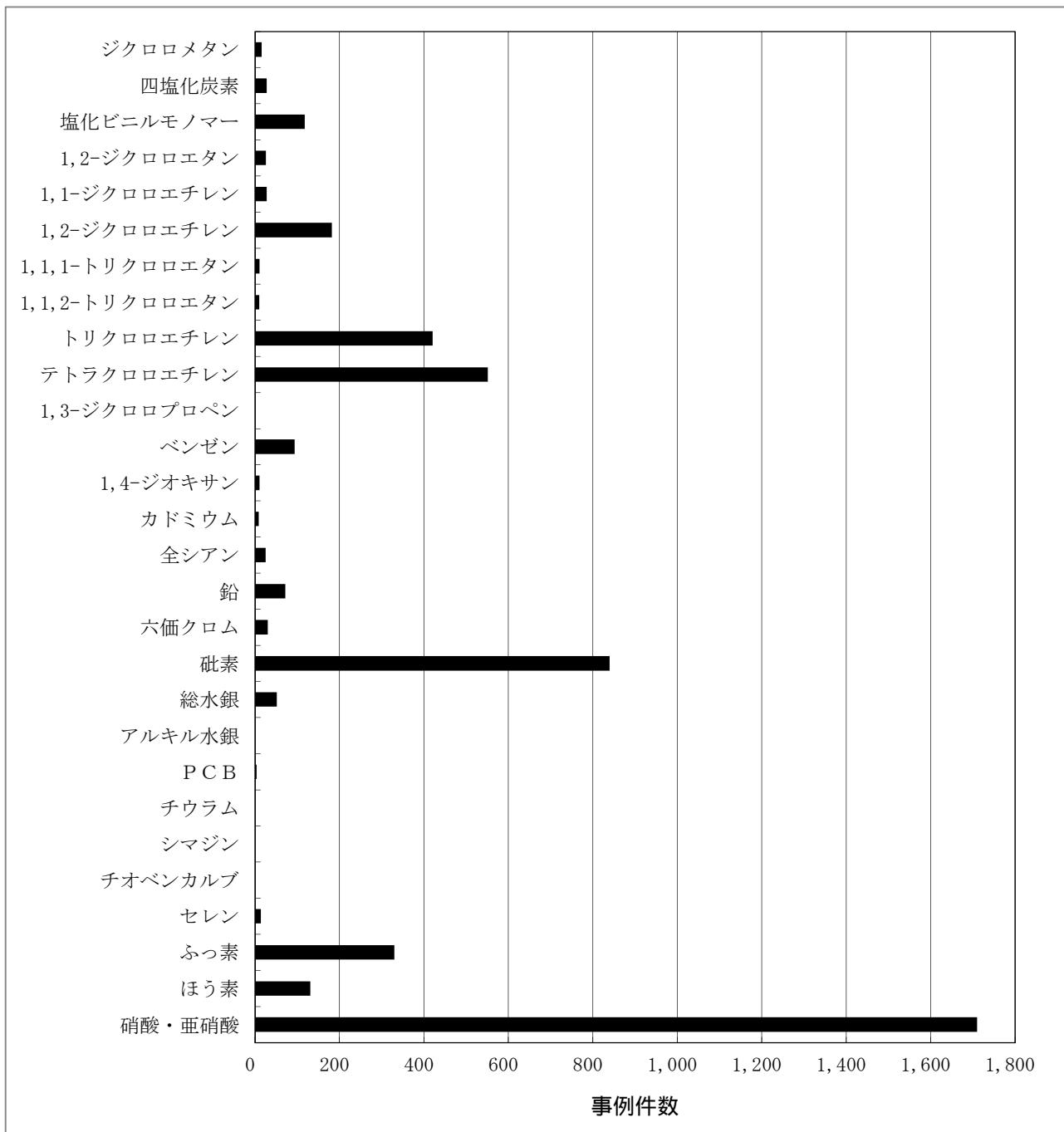


図2 - 1 超過事例の超過している項目の内訳

(2) 都道府県別事例件数

都道府県別の事例件数を表2 - 3 ~ 2 - 6に示す。

ただし、地域ごとに調査井戸数そのものに違いがあること、また、自然的要因による汚染や硝酸・亜硝酸による汚染など面的広がりのある汚染の場合は、都道府県等によって1つの事例と判断する範囲が異なることなどから、地域における地下水汚染の状況について一概に比較することはできない。

表2-3 都道府県別の事例件数(VOCS)

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	52	21	11	14	6
	青森	9	4	1	4	0
	岩手	36	6	6	19	5
	宮城	37	7	3	16	11
	秋田	14	3	2	9	0
	山形	20	5	7	7	1
	福島	95	35	19	31	10
関東	茨城	43	21	2	20	0
	栃木	89	22	7	60	0
	群馬	39	18	8	12	1
	埼玉	153	59	24	55	15
	千葉	297	151	33	89	24
	東京	64	21	16	21	6
	神奈川	217	83	33	85	16
北陸・中部	新潟	91	43	28	20	0
	富山	4	2	1	1	0
	石川	15	4	7	4	0
	福井	26	14	5	7	0
	山梨	24	3	11	8	2
	長野	82	31	15	21	15
	岐阜	35	24	6	3	2
	静岡	49	13	6	30	0
	愛知	262	120	39	93	10
近畿	三重	53	29	12	12	0
	滋賀	39	15	4	20	0
	京都	39	10	4	19	6
	大阪	158	60	20	58	20
	兵庫	72	29	12	19	12
	奈良	12	5	2	5	0
	和歌山	4	0	3	1	0
中国・四国	鳥取	2	1	0	0	1
	島根	4	0	2	2	0
	岡山	44	9	3	26	6
	広島	11	1	5	2	3
	山口	18	8	3	7	0
	徳島	2	2	0	0	0
	香川	9	3	3	3	0
	愛媛	23	1	11	10	1
	高知	6	2	2	1	1
九州・沖縄	福岡	96	38	9	32	17
	佐賀	15	7	1	6	1
	長崎	11	3	3	4	1
	熊本	46	15	5	24	2
	大分	16	5	2	8	1
	宮崎	21	9	5	4	3
	鹿児島	28	4	7	13	4
	沖縄	7	1	3	1	2
合計(全国計)		2,489	967	411	906	205

表2-4 都道府県別の事例件数(重金属等)

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	40	24	8	6	2
	青森	40	29	3	6	2
	岩手	33	13	6	13	1
	宮城	60	18	6	14	22
	秋田	9	4	2	3	0
	山形	34	26	5	0	3
	福島	19	12	6	1	0
関東	茨城	64	49	5	10	0
	栃木	20	8	1	11	0
	群馬	22	13	6	2	1
	埼玉	80	47	8	16	9
	千葉	302	255	15	22	10
	東京	26	5	6	8	7
	神奈川	70	31	11	20	8
北陸・中部	新潟	111	90	12	7	2
	富山	16	9	5	1	1
	石川	24	13	9	2	0
	福井	10	7	2	0	1
	山梨	7	4	2	0	1
	長野	22	13	5	1	3
	岐阜	52	36	3	1	12
	静岡	19	7	6	5	1
	愛知	182	96	31	41	14
近畿	三重	28	22	2	4	0
	滋賀	47	33	2	10	2
	京都	37	21	1	8	7
	大阪	119	53	19	34	13
	兵庫	94	45	9	22	18
	奈良	18	6	2	7	3
	和歌山	8	5	0	3	0
中国・四国	鳥取	20	10	0	3	7
	島根	15	9	0	5	1
	岡山	26	17	2	3	4
	広島	36	20	15	1	0
	山口	9	4	4	1	0
	徳島	0	0	0	0	0
	香川	5	2	1	0	2
	愛媛	19	14	4	1	0
	高知	2	0	1	1	0
九州・沖縄	福岡	130	108	13	2	7
	佐賀	10	4	3	3	0
	長崎	13	3	1	3	6
	熊本	42	32	6	1	3
	大分	12	7	0	1	4
	宮崎	3	2	1	0	0
	鹿児島	28	18	2	1	7
	沖縄	22	5	2	7	8
合計(全国計)		2,005	1,249	253	311	192

表2-5 都道府県別の事例件数(硝酸・亜硝酸)

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	88	34	27	19	8
	青森	51	17	11	11	12
	岩手	51	9	6	32	4
	宮城	39	8	7	13	11
	秋田	12	6	3	1	2
	山形	17	3	9	5	0
	福島	31	15	8	6	2
関東	茨城	207	127	53	26	1
	栃木	80	42	21	17	0
	群馬	389	363	17	7	2
	埼玉	242	127	88	17	10
	千葉	510	465	29	9	7
	東京	67	20	17	16	14
	神奈川	176	68	39	51	18
北陸・中部	新潟	15	9	3	3	0
	富山	3	0	3	0	0
	石川	5	1	1	3	0
	福井	5	2	3	0	0
	山梨	16	9	5	0	2
	長野	93	32	24	20	17
	岐阜	15	8	4	1	2
	静岡	10	2	6	1	1
	愛知	70	30	14	23	3
近畿	三重	16	16	0	0	0
	滋賀	19	6	4	8	1
	京都	13	8	0	4	1
	大阪	71	26	11	29	5
	兵庫	51	15	15	18	3
	奈良	27	1	2	15	9
	和歌山	71	37	0	27	7
中国・四国	鳥取	6	1	4	1	0
	島根	3	2	1	0	0
	岡山	19	13	0	4	2
	広島	18	3	13	0	2
	山口	2	0	2	0	0
	徳島	9	4	4	1	0
	香川	23	9	10	3	1
	愛媛	49	21	26	1	1
	高知	12	3	5	3	1
九州・沖縄	福岡	97	74	11	9	3
	佐賀	4	1	0	3	0
	長崎	39	12	12	13	2
	熊本	77	24	32	9	12
	大分	33	10	4	10	9
	宮崎	13	8	4	1	0
	鹿児島	68	18	28	9	13
	沖縄	14	1	1	12	0
合計(全国計)		2,946	1,710	587	461	188

表2-6 都道府県別の事例件数(複合汚染)

都道府県		合計	件数			
			超過事例	一時達成事例	改善事例	調査不能事例
北海道・東北	北海道	0	0	0	0	0
	青森	1	0	1	0	0
	岩手	2	0	0	1	1
	宮城	0	0	0	0	0
	秋田	0	0	0	0	0
	山形	0	0	0	0	0
	福島	2	0	1	1	0
関東	茨城	0	0	0	0	0
	栃木	1	1	0	0	0
	群馬	5	4	0	1	0
	埼玉	12	7	1	4	0
	千葉	7	4	0	2	1
	東京	2	2	0	0	0
	神奈川	27	21	1	5	0
北陸・中部	新潟	4	3	0	0	1
	富山	0	0	0	0	0
	石川	0	0	0	0	0
	福井	1	1	0	0	0
	山梨	1	1	0	0	0
	長野	3	2	1	0	0
	岐阜	0	0	0	0	0
	静岡	1	1	0	0	0
	愛知	26	17	2	5	2
近畿	三重	6	6	0	0	0
	滋賀	0	0	0	0	0
	京都	1	1	0	0	0
	大阪	25	11	2	9	3
	兵庫	5	3	0	0	2
	奈良	1	1	0	0	0
	和歌山	0	0	0	0	0
中国・四国	鳥取	0	0	0	0	0
	島根	0	0	0	0	0
	岡山	1	0	0	0	1
	広島	2	1	1	0	0
	山口	0	0	0	0	0
	徳島	0	0	0	0	0
	香川	0	0	0	0	0
	愛媛	0	0	0	0	0
	高知	0	0	0	0	0
九州・沖縄	福岡	1	0	0	1	0
	佐賀	2	1	1	0	0
	長崎	2	2	0	0	0
	熊本	5	3	1	1	0
	大分	0	0	0	0	0
	宮崎	1	0	1	0	0
	鹿児島	0	0	0	0	0
	沖縄	2	1	1	0	0
合計(全国計)		149	94	14	30	11

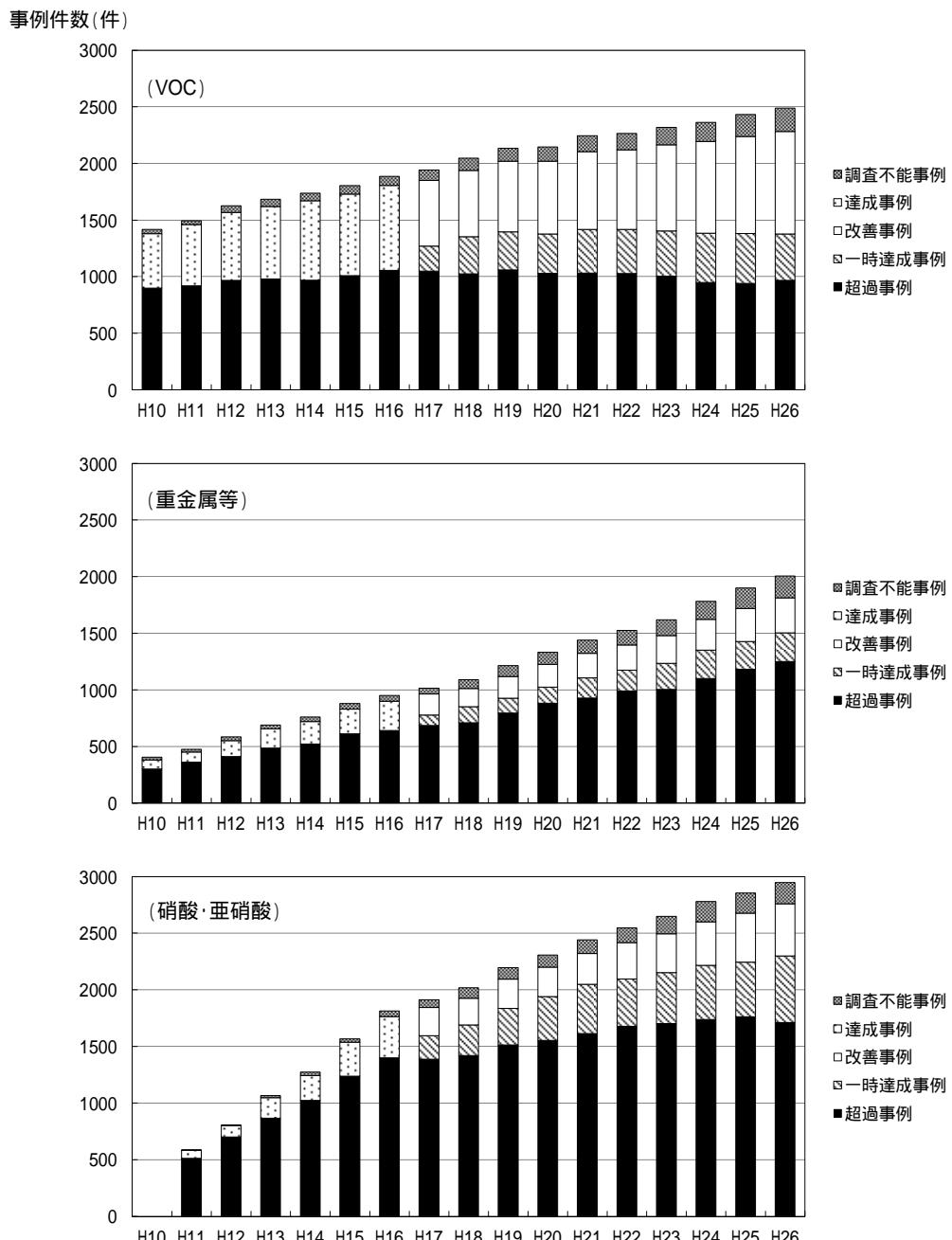
2.2 事例件数の推移

各調査年度において把握されていた事例件数の推移を図2-2に示す。

VOC事例の件数は、調査を開始した平成10年度から緩やかに増加しているが、この間に環境基準を達成した事例も増加しており、超過事例件数は約1,000件前後で推移している。

重金属等事例の件数は、平成10年度から平成26年度までに、約1,700件増加し、超過事例件数も増加し続けている。

硝酸・亜硝酸事例の件数は、平成11年度から平成26年度までに、約5倍と大幅に増加している。また、超過事例件数は、平成19年度に1,500件を超え、平成20年度以降も増加している。



注1：「達成事例」…平成16年度まで「一時達成事例」と「改善事例」の分類がなく、環境基準達成事例としていた。

注2：硝酸・亜硝酸は平成11年度調査より対象となった。

注3：複合汚染については省略した。

図2-2 把握事例件数の推移

2.3 汚染判明年度

全事例 7,589 件について、汚染判明年度を表2-7、汚染判明件数の推移を図2-3に示す。

汚染判明件数の合計は、地下水の常時監視を開始した平成元年度に急増し、その後一旦は少なくなったものの、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素の3項目が新たに環境基準項目に追加された平成11年度頃から数年間にかけて再度急増したが、その後大きく減少し、近年は減少傾向にある。平成26年度における汚染判明件数が最も多い事例は、重金属等の事例であり、99件の新たな汚染が確認された。

表2-7 汚染判明年度ごとの事例件数

汚染判明年度	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
昭和58年度以前	76 (34)	64 (26)	9 (6)	2 (1)	1 (1)
59年度	55 (24)	50 (23)	4 (1)	0 (0)	1 (0)
60年度	75 (33)	75 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
61年度	46 (21)	46 (21)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
62年度	60 (27)	54 (25)	2 (0)	2 (2)	2 (0)
63年度	98 (45)	94 (43)	0 (0)	2 (0)	2 (2)
平成元年度	236 (124)	215 (109)	16 (13)	2 (0)	3 (2)
2年度	210 (102)	180 (84)	21 (12)	5 (3)	4 (3)
3年度	146 (68)	122 (58)	18 (7)	5 (2)	1 (1)
4年度	116 (56)	91 (40)	16 (9)	4 (4)	5 (3)
5年度	143 (62)	62 (34)	55 (20)	24 (6)	2 (2)
6年度	148 (88)	63 (39)	56 (36)	29 (13)	0 (0)
7年度	165 (76)	62 (28)	44 (25)	59 (23)	0 (0)
8年度	163 (87)	53 (24)	54 (34)	56 (29)	0 (0)
9年度	184 (94)	42 (23)	56 (28)	82 (40)	4 (3)
10年度	285 (165)	137 (91)	40 (24)	102 (47)	6 (3)
11年度	345 (225)	93 (60)	72 (39)	176 (125)	4 (1)
12年度	427 (314)	87 (55)	106 (76)	224 (175)	10 (8)
13年度	385 (280)	68 (40)	78 (60)	230 (175)	9 (5)
14年度	393 (282)	69 (42)	79 (51)	239 (184)	6 (5)
15年度	455 (316)	73 (45)	86 (55)	287 (209)	9 (7)
16年度	410 (289)	89 (46)	107 (76)	205 (161)	9 (6)
17年度	367 (250)	100 (54)	113 (79)	145 (112)	9 (5)
18年度	358 (263)	93 (46)	108 (82)	139 (122)	18 (13)
19年度	354 (275)	81 (43)	127 (105)	139 (121)	7 (6)
20年度	314 (250)	50 (29)	119 (99)	133 (113)	12 (9)
21年度	295 (238)	62 (36)	98 (79)	129 (118)	6 (5)
22年度	272 (237)	40 (27)	97 (82)	130 (123)	5 (5)
23年度	256 (232)	46 (37)	96 (86)	108 (104)	6 (5)
24年度	239 (226)	35 (31)	110 (104)	90 (87)	4 (4)
25年度	289 (281)	52 (48)	119 (115)	116 (116)	2 (2)
26年度	224 (221)	41 (38)	99 (99)	82 (82)	2 (2)
母 数	7,589 (5,285)	2,489 (1,378)	2,005 (1,502)	2,946 (2,297)	149 (108)

注：括弧内の数値は、平成26年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

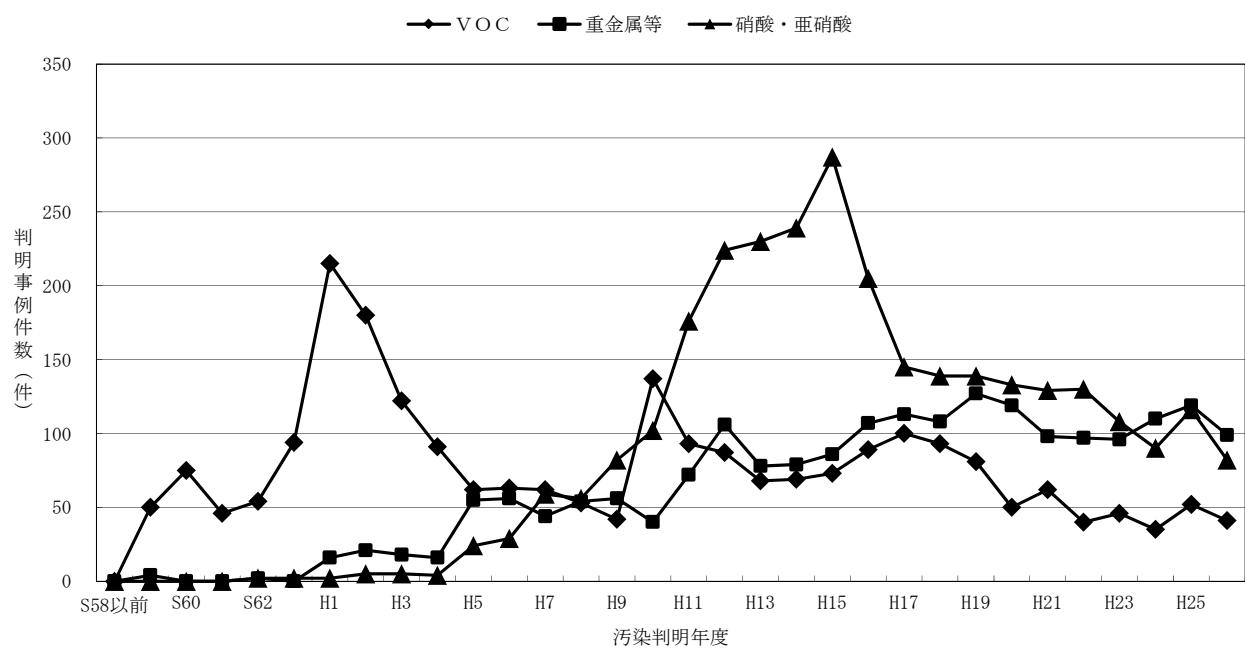


図2-3 汚染判明件数の推移(3分類)

2.4 汚染判明の経緯

全事例 7,589 件について、汚染判明の経緯を表2-8に示す。

全体で最も多いのは、「水濁法の測定計画に基づく調査」(4,757 件、全事例の 63%) であった。

項目分類別に見ると、VOC 事例は、「水濁法の測定計画に基づく調査」(850 件、VOC 事例の 34%) が最も多いものの、「(測定計画等以外の) 国や地方公共団体による調査」(595 件、同 24%) の他、「事業者等の自主的な調査」(573 件、同 23%) が比較的多い。これは、VOC 事例が、工場・事業場を原因とする場合が多いためである。

一方、重金属等及び硝酸・亜硝酸の事例は、「水濁法の測定計画に基づく調査」(重金属等事例の 68%、硝酸・亜硝酸事例の 85%) がほとんどを占めている。

表2-8 汚染判明の経緯

汚染判明の経緯 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
水濁法の測定計画に基づく調査	4,757 (3,443)	850 (467)	1,373 (1,025)	2,516 (1,938)	18 (13)
水濁法等に基づく立入調査	114 (58)	108 (54)	5 (3)	1 (1)	0 (0)
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	5 (5)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	0 (0)
土壤汚染対策法に基づく調査	96 (71)	54 (40)	30 (22)	0 (0)	12 (9)
条例・要綱等に基づく調査	159 (96)	92 (51)	55 (36)	0 (0)	12 (9)
地方公共団体による飲用井戸、上水道水質調査	356 (269)	159 (94)	87 (72)	109 (103)	1 (0)
上記以外の国や地方公共団体による調査	1,053 (681)	595 (317)	162 (128)	274 (220)	22 (16)
事業者等の自主的な調査	933 (599)	573 (333)	258 (189)	20 (15)	82 (62)
住民からの申し出等	162 (106)	91 (49)	37 (29)	26 (22)	8 (6)
その他	198 (118)	125 (63)	47 (38)	11 (7)	15 (10)
母 数	7,589 (5,285)	2,489 (1,378)	2,005 (1,502)	2,946 (2,297)	149 (108)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。(内数)

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

3. 地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

3.1 汚染判明以前の地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

地下水汚染が判明した場合は、人の健康を保護する観点から、まず飲用指導等利用面からの措置が都道府県等によって講じられている。全事例 7,589 件について、汚染判明以前の地下水の用途と汚染判明後の飲用指導等の措置の実施状況を表3-1に示す。

まず、汚染判明以前の主な地下水の用途は、以下のとおりであった。

- ・「生活用水」 (4,306 件、全事例の 57%)
- ・「個人等の飲用水」 (1,924 件、同 25%)
- ・「工業用水」 (904 件、同 12%)
- ・「農業用水」 (526 件、同 7%)

飲用指導等の措置の実施状況については、全用途で見ると、以下のとおりであった。

- ・「井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導」 (6,553 件、全事例の 86%)
- ・「上水道への切り替え」 (1,596 件、同 21%)
- ・「浄水器設置又はその補助や指導等」 (224 件、同 3%)
- ・その他、「井戸の掘換え、切り替え」、「汚染された層のストレーナーの閉鎖」など

用途が個人等の飲用水であった事例に限ると、「井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導」は 95% とほとんどの事例で実施され、「上水道への切り替え」も 38% の事例で実施されていた。

表3-1 汚染判明以前の地下水の用途と飲用指導等の措置の実施状況

汚染判明以前の地下水の用途 (複数回答有り)	件数											
	母数		飲用指導等の措置の実施状況 (複数回答有り)									
			井戸所有者への飲用方法・使用方法の指導		上水道への切り替え		浄水器設置又はその補助や指導等		その他		特に対応していない	
	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明	H26 判明
上水道源	88 (62)	3	78 (55)	3	28 (21)	2	10 (9)	2	22 (10)	0	5 (5)	0
個人等の飲用水	1,924 (1,535)	67	1,828 (1,466)	64	732 (575)	21	163 (151)	10	189 (109)	0	16 (12)	3
生活用水	4,306 (3,268)	142	3,954 (3,004)	121	1,059 (806)	21	123 (108)	9	435 (288)	2	204 (152)	20
工業用水	904 (574)	15	812 (510)	13	192 (127)	1	23 (14)	0	161 (96)	0	57 (42)	1
農業用水	526 (397)	25	497 (379)	25	102 (76)	1	24 (21)	0	52 (36)	0	18 (11)	0
その他	226 (170)	25	149 (123)	17	8 (7)	0	1 (0)	0	12 (10)	3	69 (41)	8
利用していない	1,187 (618)	18	762 (381)	1	86 (47)	0	4 (2)	0	129 (76)	1	327 (172)	16
不明	433 (230)	7	366 (190)	1	101 (77)	1	8 (8)	2	97 (41)	0	39 (23)	3
母 数	7,589 (5,285)	226	6,553 (4,618)	170	1,596 (1,164)	28	224 (193)	14	881 (525)	6	700 (433)	50

注1：括弧内の数値は、平成 26 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：1 事例の地域に、複数の用途の井戸が存在する場合や複数の措置を実施している場合があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

3.2 環境基準超過事例の現在の地下水の利用等の状態

環境基準超過事例について、現在の地下水の利用等の状態を表3-2に示す。

なお、ここに示す地下水の利用等の状態の分類とは、水濁法第14条の3の浄化措置命令の規定における「被害を防止するための必要な限度」を定めた水濁法施行規則第9条の3第2項各号に掲げられた地下水の利用等の状態に対応している。

「飲用井戸で環境基準超過がある」は713件（超過事例の18%）であり、硝酸・亜硝酸の事例が多い。また、「水道源井戸で環境基準超過がある」が14件、「災害用井戸で環境基準超過がある」が15件である。

表3-2 環境基準超過事例の現在の地下水の利用等の状態

現在の環境基準超過井戸の利用等の状態 (複数回答有り)	件数				
	合計	V O C	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
飲用井戸で環境基準超過がある（※1）	713	75	178	459	1
水道源井戸で環境基準超過がある（※2）	14	7	6	1	0
災害用井戸で環境基準超過がある（※3）	15	2	4	9	0
公共用水域汚染の主たる原因となり、又は原因となることが確実である地下水で環境基準超過がある（※4）	24	6	7	9	2
上記に該当しない	3,254	877	1,054	1,232	91
母 数	4,020	967	1,249	1,710	94

※1：人の飲用に供せられ、又は供されることが確実であり（以下の※2～4を除く）、その取水口で環境基準超過がある。

※2：水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第4項に規定する水道用水供給事業又は同条第6項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実であり、その取水口で環境基準超過がある。

※3：災害対策基本法第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされており、その取水口で環境基準超過がある。

※4：水質環境基準（有害物質に該当する物質に係るものに限る。）が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実であり、地下水の公共用水域への湧出口に近接する地下水の取水口で環境基準超過がある。

注：複数回答、無回答があるため、各件数の合計と母数は一致しない。

4 . 汚染範囲の把握及び継続監視の実施状況

4 . 1 汚染範囲の把握状況

地下水汚染が判明した場合は、都道府県等によって汚染井戸周辺地区調査等が行われ、汚染範囲が把握されている。全事例 7,589 件について、汚染範囲の把握状況を表4 - 1 に示す。

全体では、「把握済み」が 5,192 件（全事例の 68%）、「調査中」が 237 件（同 3 %）、「調査実施予定」が 114 件（同 2 %）であり、73%の事例で汚染範囲の把握が行われ又は行われる予定である。

項目分類別に見ると、「把握済み」・「調査中」・「調査実施予定」を合わせた割合は、VOC 事例が 93%、重金属等事例が 71%、硝酸・亜硝酸事例が 57%であり、硝酸・亜硝酸事例の汚染範囲把握が比較的進んでいないと言える。

表4 - 1 汚染範囲の把握状況

汚染範囲の把握状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
把握済み	5,192	2,221	1,321	1,521	129
調査中	237	67	69	95	6
調査実施予定	114	19	40	54	1
予定なし	2,045	181	575	1,276	13
母 数	7,589	2,489	2,005	2,946	149

注：一部無回答があるため、各件数の合計と母数は必ずしも一致しない。

4.2 継続監視調査の実施状況

(1) 継続監視調査の実施状況

地下水汚染が確認された後は、都道府県等によって、継続的な監視（継続監視調査）が行われている。調査不能事例を除く全事例（以下、これを全事例とする）6,993件について、継続監視調査の実施状況を表4-2に示す。なお、ここでは都道府県等が測定計画に基づき実施するもののみならず、事業者等が定期的に監視を行っている場合も含む。

全体では、「実施中」（3,715件、母数の53%）、「実施予定」（316件、同5%）、「終了」（1,369件、同20%）、「実施していない」（1,417件、同20%）という状況であった。

項目分類別で見ると、「実施中」及び「実施予定」を合計した割合は、VOC事例が64%、重金属等事例が55%、硝酸・亜硝酸事例が53%である。

表4-2 継続監視調査の実施状況

継続監視調査の 実施状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
現在、実施中である	3,715	1,393	899	1,333	90
実施予定である	316	79	97	131	9
終了した	1,369	648	305	389	27
実施していない	1,417	131	459	819	8
不明	176	33	53	86	4
母 数	6,993	2,284	1,813	2,758	138

注：一部無回答があるため、各件数の合計と母数は必ずしも一致しない。

継続監視の実施頻度の回答があった3,770件についてその頻度と件数を表4-3に示す。「1回／年」2,355件（62%）と「2回／年」707件（19%）がほとんどを占めている。

表4-3 継続監視調査の調査頻度

継続監視調査の 調査頻度	件数
0.5回／年未満	91
0.5回／年以上～1回／年未満	109
1回／年	2,355
2回／年	707
3回／年	32
4回／年	253
5回／年	3
6回／年	24
7～11回／年	7
12回／年	97
13回／年	2
14回／年	4
24回／年	1
26～52回／年	15
その他・不明	70
母 数	3,770

(2) 継続監視調査の実施主体

(1) で継続監視を「実施中」又は「実施予定」である事例 4,031 件についてその実施主体を表4-4に示す。

全体的には、ほとんどの測定が「自治体」(3,562 件、母数の 88%) により実施されている。

ただし、工場・事業場による汚染が多いVOCによる汚染については、「事業者（汚染原因者）」が実施している例(285 件、VOC事例の 19%) も比較的多い。

表4-4 継続監視調査の実施主体

継続監視調査の 実施主体 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合 汚染
自治体	3,562	1,213	849	1,459	41
事業者（汚染原因者）	441	285	103	1	52
事業者（土地所有者）	182	77	72	4	29
その他	19	6	13	0	0
母 数	4,031	1,472	996	1,464	99

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5. 汚染原因の状況

5.1 汚染原因の把握状況

地下水汚染が判明した場合は、都道府県等によって、汚染源の特定等の調査が行われている。全事例6,993件について、汚染原因の把握状況を表5-1に示す。

汚染原因が「特定又は推定」されているのは、VOCで1,284事例56%、重金属等で1,254事例69%、硝酸・亜硝酸で1,515事例55%であった。

汚染原因が「不明」の場合については、調査実施状況ごとの内訳についても整理した。硝酸・亜硝酸事例については、汚染原因が不明であるにも関わらず、「調査実施予定なし」の事例の割合が48%と、他と比較して非常に高かった。この理由として、以下のことが考えられる。

- ・汚染源に係る情報が不足している。
- ・状況的に汚染原因は想定できるが、特定は難しい。
- ・硝酸・亜硝酸の汚染は広範囲におよぶことが多く、原因究明調査が困難である。

このように、硝酸・亜硝酸事例の原因究明調査実施の困難性が多数挙げられている。

表5-1 汚染原因の把握状況

汚染原因の把握状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
特定又は推定	4,146 (3,262)	1,284 (778)	1,254 (1,089)	1,515 (1,323)	93 (72)
小計	2,847 (2,023)	1,000 (600)	559 (413)	1,243 (974)	45 (36)
不明	調査中	234 (195)	121 (96)	37 (35)	74 (62) 2 (2)
	調査実施予定	145 (131)	38 (36)	49 (43)	56 (50) 2 (2)
	調査完了したが不明	1,600 (984)	711 (400)	337 (221)	521 (340) 31 (23)
	調査実施予定なし	868 (713)	130 (68)	136 (114)	592 (522) 10 (9)
	母 数	6,993 (5,285)	2,284 (1,378)	1,813 (1,502)	2,758 (2,297) 138 (108)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。(内数)

注2：無回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5.2 汚染原因

5.1において汚染原因が特定又は推定された事例4,146件について、汚染原因を表5-2(項目分類別)、表5-3(項目別)に示す。また、工場・事業場が原因と推定される汚染判明年度ごとの事例件数を図5-1に示す。

各項目分類別の主な汚染原因是、以下のとおりであった。

(VOC事例)

- ・「工場・事業場」 (1,214件、母数の95%)

注：工場・事業場における排水・廃液・原料等による汚染。

- ・「廃棄物」 (175件、 同14%)

(重金属等事例)

- ・「自然的要因」 (1,062件、母数の85%)

- ・「工場・事業場」 (144件、 同11%)

- ・「廃棄物」 (30件、 同 2%)

(硝酸・亜硝酸事例)

- ・「施肥」 (1,412 件、母数の 93%)
- ・「家畜排せつ物」 (622 件、同 41%)
- ・「生活排水」 (598 件、同 39%)

その他の汚染原因として以下のようないいものが挙げられていた。

- ・鉛を使用した井戸配管からの溶出による汚染 (鉛)
- ・過去に使用した農薬による汚染 (砒素)
- ・浄化槽の工事による汚染 (硝酸・亜硝酸)

表 5 - 2 汚染原因 (項目分類別)

汚染原因 (複数回答有り)	合計	件数			
		V O C	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
工場・事業場	1,446 (918)	1,214 (743)	144 (108)	0 (0)	88 (67)
廃棄物	217 (136)	175 (104)	30 (22)	3 (2)	9 (8)
家畜排せつ物	622 (558)	0 (0)	0 (0)	622 (558)	0 (0)
施肥	1,413 (1,241)	0 (0)	1 (1)	1,412 (1,240)	0 (0)
生活排水	598 (527)	0 (0)	0 (0)	598 (527)	0 (0)
自然的要因	1,080 (962)	0 (0)	1,062 (948)	18 (14)	0 (0)
その他	70 (43)	41 (23)	23 (14)	5 (5)	1 (1)
母 数	4,146 (3,262)	1,284 (778)	1,254 (1,089)	1,515 (1,323)	93 (72)

注 1 : 括弧内の数値は、平成 26 年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。(内数)

注 2 : 下の例のように複数の汚染原因による事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

例 1) 工場・事業場内の廃棄物による事例などでは工場・事業場における排水・廃液・原料等と廃棄物(最終処分場・不法投棄)の両方を汚染原因としている例がある。

例 2) 硝酸・亜硝酸の事例で同地域の施肥と家畜排せつ物など明確に分離できない例がある。

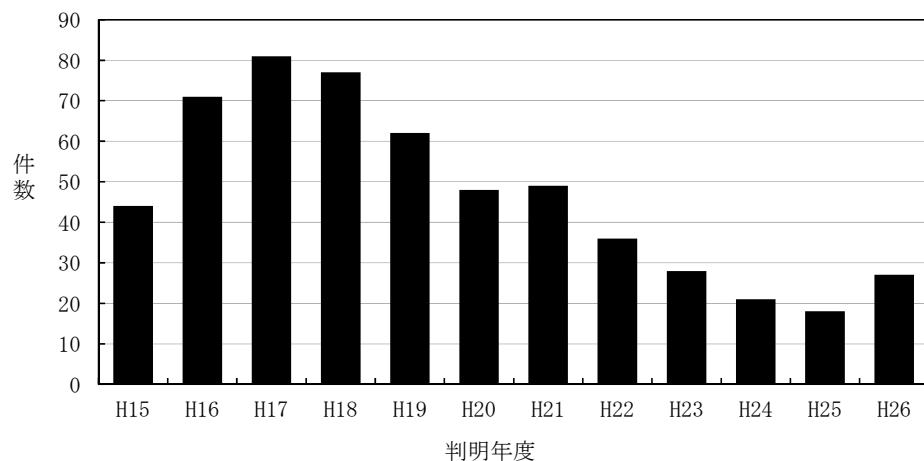


図 5 - 1 工場・事業場が原因と推定される汚染判明年度ごとの事例件数

表5 - 3 汚染原因(項目別)

汚染原因	母数	VOC												重金属等												硝酸・亜硝酸			
		ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1-トリクロロエタノン	1、1-トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロパン	ペンゼン	1、4-ジオキサン	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふつ素	ほう素		
工場・事業場	1,446	39	31	110	52	172	485	72	20	637	663	0	239	7	10	37	47	51	60	16	0	4	0	0	0	12	74	40	0
廃棄物	217	5	6	13	11	15	50	19	4	83	127	0	4	1	2	2	14	2	16	7	0	1	0	0	0	0	10	8	3
家畜排せつ物	622	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	622
施肥	1,413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,412
生活排水	598	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	598
自然由来	1,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	47	0	745	46	0	0	0	0	0	1	230	82	18
その他	70	1	3	3	1	4	8	6	1	15	22	0	7	0	0	3	8	3	9	0	0	2	0	0	0	0	3	3	5
合 計	4,146	43	39	115	60	180	502	77	23	672	703	0	249	7	12	42	114	54	823	67	0	7	0	0	0	13	314	132	1,515

注：1 事例で複数項目の汚染がある事例や複数の汚染原因による事例があり、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

5.3 工場・事業場からの汚染に係る原因施設等の種別について

5.2において工場・事業場が汚染原因と特定又は推定された事例1,446件について、その汚染に係る原因施設等の種別を表5-4に、原因行為の種別を表5-5に示す。原因施設は有害物質使用特定施設(554件)、原因行為は汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩(256件)が最も多かった。

表5-4 工場・事業場からの汚染に係る原因施設等の種別

有害物質使用特定施設	554
特定施設(有害物質使用特定施設を除く)	44
有害物質貯蔵指定施設	7
貯油施設	167
油水分離槽	5
上記以外の施設、設備等	64
上記以外の場所	3
その他	34
経緯不明	577
母数	1,446

表5-5 工場・事業場からの汚染に係る原因行為の種別

施設の破損等による汚染原因物質の漏洩事故	129
施設・設備の劣化・老朽化、破損等による漏洩	56
廃液貯留設備、保管容器の亀裂等からの漏洩	8
施設の構造上の欠陥による漏洩	2
施設更新時の漏洩	1
施設の故障等による漏洩	2
詳細不明	63
汚染原因物質の不適切な取扱いによる漏洩	256
設備等の操作ミスや汚染物質の不適切な取扱いによる漏洩	59
通常の作業工程(洗浄など)中の漏洩(滴り落ちなど)	48
溶剤や廃液等の移し替え作業時の漏洩	21
溶剤等を使用する施設の不適正な管理(フランジの締め付け不足等)による漏洩	6
詳細不明	123
汚染原因物質を含む排水の地下浸透	120
廃棄物処理法施行前の廃棄物の処理	13
廃棄物処理法施行後の廃棄物の処理(原因行為が行われた当時の廃棄物処理法の規制に適合)	22
残土の処理	1
排ガス、排気中の汚染原因物質の降下、沈着等	6
その他	21
不明	952
母数	1,446

5.4 自然的要因による汚染とその判断根拠

5.2のとおり、自然的要因による汚染が存在している項目は、カドミウム（1件）、鉛（47件）、砒素（745件）、総水銀（46件）、セレン（1件）、ふつ素（230件）、ほう素（82件）、硝酸・亜硝酸（18件）の8項目であった。

自然的要因による汚染については、周辺の金属鉱床等に含まれる元素又は化合物に該当し、かつ調査地点における汚染物質に因果関係が認められること、また、調査地点周辺において汚染物質の使用履歴や不法投棄等が見当たらないこと等を確認した上で、専門家の助言を得て総合的に判断することが望ましい。5.2において自然的要因による汚染と特定又は推定された事例1,080件について、その判断根拠を表5-6に示す。

主な判断根拠は、以下のとおりであった。

- ・「周辺に発生源が存在しない」 (819件、母数の76%)
- ・「文献や過去の調査報告から自然的要因による汚染地域であることが以前からわかつっていた」 (346件、同32%)

表5-6 自然的要因による汚染と判断した根拠

自然的要因と判断した根拠 (複数回答有り)	合計	件数							
		カドミウム	鉛	砒素	総水銀	セレン	ふつ素	ほう素	亜硝酸・硝酸
ボーリング調査、地質調査の実施により判断	42	0	4	33	6	0	3	0	0
水質の解析や土壤ガスの解析により判断	201	0	9	132	12	0	40	23	0
地理的・地質的特徴から判断	295	1	5	188	8	0	82	42	1
周辺に発生源が存在しない	819	0	36	601	25	1	145	51	16
文献や過去の調査報告から自然的要因による汚染地域であることが以前からわかつていた	346	0	5	246	22	0	90	14	1
その他	33	0	3	21	1	0	8	6	2
根拠不明	15	0	3	9	1	0	0	0	2
母 数	1,080	1	47	745	46	1	230	82	18

注：複数回答及び複数項目による事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

6. 工場・事業場を原因とする地下水汚染対策の状況

6.1 汚染原因者の特定状況

5.2において、工場・事業場が原因とされた事例1,446件について、その汚染原因者の特定状況を表6-1に示す。

汚染原因者が「特定又は推定」されていたのは、1,391件（母数の96%）であった。

表6-1 汚染原因者の特定状況

汚染原因者の特定状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
特定又は推定	1,391 (880)	1,165 (710)	140 (104)	0 (0)	86 (66)
不明	55 (38)	49 (33)	4 (4)	0 (0)	2 (1)
母 数	1,446 (918)	1,214 (743)	144 (108)	0 (0)	88 (67)

注：括弧内の数値は、平成26年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。（内数）

6.2 汚染原因者（工場・事業場）の主たる業種及び汚染原因行為が行われた時期

1. 6.1において、汚染原因者が特定又は推定された1,391件について、その主たる業種について表6-2（項目分類別）、表6-3（項目別）に示す。

汚染原因者の主な業種は、以下のとおりであった。

- ・「洗濯・理容・美容・浴場業」（368件、母数の26%）
- ・「その他の小売業」 (180件、同13%)
- ・「金属製品製造業」 (174件、同13%)
- ・「輸送用機械器具製造業」 (113件、同8%)
- ・「電子部品・デバイス製造業」 (89件、同6%)

有害物質使用特定事業場からの有害物質を含む特定地下浸透水の地下への浸透については、意図的・非意図的に関わらず禁止されている。

汚染原因者の地下水汚染の原因となった行為（意図的・非意図的問わず）が終了した時期について表6-2右欄に示す。（ただし、この表の集計対象となった工場・事業場の全てが有害物質使用特定事業場であるとは限らない。）汚染原因者の地下水汚染の原因となった行為が終了した時期は、「平成元年度より前」が228件（16%）、「平成元年度以降」が459件（33%）、「不明」が704件（51%）であり、時期がわかっているものについては、「平成元年度以降」の事例が多い。

表6 - 2 汚染原因者(工場・事業場)の主たる業種(項目分類別)及び汚染原因行為が終了した時期

業種	合計	件数				汚染原因行為が終了した時期		
		H26判明	V O C	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染	平成元年度より前	平成元年度以降
農業	6 (3)	0 (0)	4 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	3 (2)
織維工業	35 (21)	0 (0)	31 (21)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	7 (4)	6 (1)
化学工業	68 (53)	0 (0)	42 (30)	10 (8)	0 (0)	15 (14)	11 (7)	24 (17)
ゴム製品製造業	17 (16)	0 (0)	15 (14)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	5 (5)	6 (5)
非鉄金属製造工業	36 (25)	0 (0)	25 (15)	8 (8)	0 (0)	3 (2)	6 (6)	13 (11)
金属製品製造業	174 (113)	4 (4)	120 (73)	41 (28)	0 (0)	13 (12)	35 (24)	56 (38)
はん用機械器具製造業	64 (46)	3 (3)	55 (38)	5 (5)	0 (0)	4 (3)	14 (13)	19 (15)
生産用機械器具製造業	31 (19)	0 (0)	28 (17)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	7 (6)	7 (3)
業務用機械器具製造業	35 (23)	1 (1)	30 (18)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	3 (3)	14 (11)
電子部品・デバイス製造業	89 (60)	0 (0)	77 (51)	9 (8)	0 (0)	3 (1)	18 (15)	16 (11)
電気機械器具製造業	73 (47)	1 (1)	61 (39)	5 (3)	0 (0)	7 (5)	20 (14)	17 (13)
情報通信機械器具製造業	41 (25)	0 (0)	34 (21)	2 (1)	0 (0)	5 (3)	7 (5)	10 (7)
輸送用機械器具製造業	113 (84)	1 (1)	89 (68)	12 (7)	0 (0)	12 (9)	19 (16)	29 (18)
ガス業	16 (12)	0 (0)	2 (1)	7 (6)	0 (0)	7 (5)	11 (9)	2 (1)
その他の小売業	180 (63)	6 (5)	176 (62)	1 (0)	0 (0)	3 (1)	6 (5)	103 (31)
洗濯・理容・美容・浴場業	368 (239)	9 (9)	363 (237)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	67 (46)	103 (79)
廃棄物処理業	8 (7)	0 (0)	8 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)
その他	118 (82)	2 (2)	78 (49)	33 (27)	0 (0)	7 (6)	25 (17)	40 (29)
母 数	1,391 (880)	27 (26)	1,165 (710)	140 (104)	0 (0)	86 (66)	228 (164)	459 (284)
								704 (432)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。(内数)

注2：複数の業種に該当する工場・事業場を原因とする事例があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

表6-3 汚染原因者(工場・事業場)の主たる業種(項目別)

業種	合計	VOC												重金属等										硝酸・亜硝酸				
		ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1、2-ジクロロエチレン	1、1-ジクロロエチレン	1、1-ジクロロエタノン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1、3-ジクロロプロペーン	ベンゼン	1、4-ジオキサン	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	ふつ素	ほう素		
農業	6	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
織維工業	35	0	0	2	1	4	12	0	0	14	26	0	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	
化学工業	68	13	9	10	24	9	19	2	5	26	29	0	20	6	6	1	12	2	21	7	0	2	0	0	0	7	14	5
ゴム製品製造業	17	1	1	3	0	4	7	3	0	13	9	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	
非鉄金属製造工業	36	0	2	4	0	7	14	2	0	24	12	0	1	0	1	0	3	1	3	0	0	0	0	0	0	3	7	2
金属製品製造業	174	3	5	19	3	25	68	12	3	103	39	0	0	0	0	12	4	29	6	0	0	1	0	0	0	0	11	12
はん用機械器具製造業	64	0	3	6	4	11	27	5	0	47	23	0	2	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1
生産用機械器具製造業	31	0	1	1	1	5	13	3	0	25	14	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
業務用機械器具製造業	35	1	1	2	2	6	14	8	0	29	19	0	0	0	1	0	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1
電子部品・デバイス製造業	89	1	0	16	2	11	48	8	1	65	24	0	0	0	0	2	4	0	1	0	0	0	0	0	0	1	9	0
電気機械器具製造業	73	3	0	12	2	15	53	8	2	56	31	0	4	0	4	0	3	0	6	2	0	0	0	0	0	1	5	3
情報通信機械器具製造業	41	1	1	6	2	10	20	4	1	33	15	0	2	1	0	3	2	1	3	1	0	0	0	0	0	1	2	1
輸送用機械器具製造業	113	8	2	9	9	33	67	12	5	83	41	0	4	0	0	3	3	9	3	2	0	0	0	0	0	0	6	4
ガス業	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	9	0	0	14	4	0	3	1	0	0	0	0	0	1	1	1
その他の小売業	180	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	179	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
洗濯・理容・美容・浴場業	368	0	4	21	1	18	122	6	0	112	349	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0
廃棄物処理業	8	4	0	1	2	4	5	3	2	6	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	118	6	7	4	7	15	35	3	2	55	42	0	17	0	0	1	6	5	8	2	0	1	0	0	0	1	11	12
母 数	1,391	39	29	108	52	169	481	70	20	622	629	0	238	7	10	36	46	50	59	16	0	4	0	0	0	12	73	40

注：1事例で複数の項目あるいは複数の業種に該当する事例があり、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

6 . 3 工場・事業場の種類

特定事業場を原因とする地下水汚染があり、人の健康に係る被害が生じ又は生ずる恐れがあるときは、都道府県知事は、水濁法第14条の3に基づき、その設置者に対し浄化措置命令をかけることができる。ただし、この命令の対象となり得るのは、附則（平成8年6月5日法律第58号）第2条により、有害物質の地下への浸透があったときの特定事業場の設置者で、現在も設置者である者又は平成8年6月5日以降に設置者でなくなった者である。6. 1において、汚染原因者が特定又は推定された1,391件について、工場・事業場の種類を表6-4に示す。

表6-4 工場・事業場の種類

工場・事業場の種類 (複数回答有り)	件数
有害物質の地下への浸透 があったときの特定事業 場の設置者で、	現在も設置者である者 794
	平成8年6月5日以降に 設置者でなくなった者 49
	平成8年6月5日前に 設置者でなくなった者 22
廃止（過去、特定事業場等であった）	275
水濁法適用外（特定事業場外）	256
その他	45
母 数	1,391

注：一部複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

6.4 汚染原因者に対する指導の実施状況

都道府県知事は、汚染原因者に対して、状況に応じて水濁法第14条の3に基づく浄化措置命令、第13条の2に基づく改善命令をかけることができる。また、条例等に基づく指導を実施している例も見られる。6.1において、汚染原因者が特定又は推定された1,391件について、その汚染原因者に対する都道府県等の指導の状況について表6-5に示す。

何らかの指導が行われているのは、1,122件（母数の81%）であった。

浄化措置命令の発動は未だ1件もないが、「水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導」が295件（同21%）で実施されていた。その他、「行政指導などの指導」463件（同33%）、「条例に基づく指導」308件（同22%）などが実施されていた。

このように、実態としては、浄化措置命令は発動しないものの、これを背景として、浄化を行うよう都道府県等が指導を行う例が多い。また、水濁法以外の法令、条例又は要綱等に基づき、浄化以外の指導を行う例も多数見られる。なお、指導を実施していない理由は、「事業者が自主的に浄化対策を取っている」、「周辺に飲用井戸がない」、「事業者が所在不明」などがある。

表6-5 汚染原因者に対する指導の実施状況

汚染原因者に対する指導の実施状況	件数
指導を実施（複数回答有り）	1,122 (722)
水濁法の浄化措置命令	0 (0)
水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導	295 (212)
水濁法の改善命令	0 (0)
水濁法の改善命令を背景とした指導	8 (5)
上記以外の指導	840 (519)
土壤汚染対策法に基づく調査命令	17 (15)
土壤汚染対策法に基づく措置命令	18 (18)
土壤汚染対策法以外の法令に基づく指導	24 (16)
条例に基づく指導	308 (177)
要綱に基づく指導	56 (33)
その他の指導（行政指導など）	463 (298)
指導を実施していない	269 (158)
母 数	1,391 (880)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

注3：「水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導」とは、汚染原因者が特定事業場の設置者に該当する場合で、以下のようなケースが該当する。

- ①命令そのものは発動しないが、浄化措置の実施を指導したケース
- ②浄化措置命令の実施を目指して、その前段階として調査等の実施を指導したケース

6.5 汚染原因者に対する指導の内容

6.4において、都道府県等が汚染原因者に対して指導を実施している事例1,122件について、その指導内容について表6-6に示す。

主な指導内容は、以下のとおりであった。

- ・「汚染対策の手法」 (743件、母数の66%)
- ・「地下水質モニタリングの実施」 (580件、同52%)
- ・「汚染対策の期間」 (116件、同10%)
- ・「有害物質の適正管理・施設の改善等」 (109件、同10%)

表6-6 汚染原因者に対する指導の内容

指導の内容 (複数回答有り)	件数
汚染対策の手法	743
汚染対策の期間	116
地下水質モニタリングの実施	580
有害物質の適正管理・施設の改善等	109
その他	98
母 数	1,122

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

7. 廃棄物を原因とする地下水汚染対策の状況

5. 2において、廃棄物を原因とする事例 217 件について、汚染原因者の把握状況を表7-1に示す。うち、汚染原因者が特定又は推定された 190 件について、汚染原因者に対する指導の実施状況を表7-2に示す。うち、都道府県等が汚染原因者に対して指導を実施している事例 135 件について、その指導内容を表7-3に示す。

表7-1 汚染原因者の把握状況

汚染原因者の把握状況	件数
特定又は推定	190 (118)
不明	27 (18)
母 数	217 (136)

注：括弧内の数値は、平成 26 年度末時点の「超過事例」及び「一時達成事例」の合計数。
(内数)

表7-2 汚染原因者に対する指導の実施状況

汚染原因者に対する指導の実施状況	件数
指導を実施 (複数回答有り)	135 (83)
水濁法の浄化措置命令	0 (0)
水濁法の浄化措置命令を背景とした浄化指導	30 (16)
水濁法の改善命令	0 (0)
水濁法の改善命令を背景とした指導	1 (1)
上記以外の指導	105 (66)
土壤汚染対策法に基づく調査命令	1 (1)
土壤汚染対策法に基づく措置命令	1 (1)
土壤汚染対策法以外の法令に基づく指導	17 (14)
条例に基づく指導	13 (8)
要綱に基づく指導	5 (3)
その他の指導 (行政指導など)	73 (43)
指導を実施していない	55 (35)
母 数	190 (118)

注1：括弧内の数値は、平成 26 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答があるため、各項目の件数の和と母数は必ずしも一致しない。

表7-3 汚染原因者に対する都道府県等の指導の内容

指導の内容 (複数回答有り)	件数
汚染対策の手法	68
汚染対策の期間	18
地下水質モニタリングの実施	43
有害物質の適正管理・施設の改善等	30
その他	13
母 数	135

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

8 . 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策の状況

硝酸・亜硝酸による地下水汚染は、汚染原因が多岐に渡るとともに有効な対策が地域ごとに異なることから、地域の自然的・社会的特性、汚染実態、発生源等の状況に応じた有効な対策を講ずることが必要である。

環境省では、平成 13 年 7 月に、硝酸・亜硝酸による地下水汚染に対する汚染原因の把握や負荷低減対策等を推進する際の調査及び対策手法を示した「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」を策定した。

8 . 1 硝酸・亜硝酸対策に係る連絡組織等の設置状況

5. 2 のとおり、硝酸・亜硝酸による地下水汚染の主な原因是、施肥、家畜排せつ物、生活排水である。そのため、硝酸・亜硝酸による地下水汚染対策を推進するためには、対策対象地域の関係者（環境部局、農業・畜産部局、生活排水対策部局、水道部局等行政機関に加え、農業協同組合、自治会、事業者団体、有識者等）で構成する連絡組織等を設置し、この連絡組織において、汚染範囲、汚染原因、対策対象地域等の共通認識を持ち、窒素負荷発生源ごとの窒素負荷低減の目標の設定、目標達成のための対策について検討することが重要である。硝酸・亜硝酸の事例 2,758 件について、連絡組織等が設置されている事例の状況を表 8 - 1 に示す。

連絡組織等が設置された事例件数は 428 件で、硝酸・亜硝酸の事例全体の 16% であった。

表 8 - 1 硝酸・亜硝酸対策に係る連絡組織等が設置されている事例の状況

連絡組織等の設置状況	件数		
	合計	汚染原因が特定又は推定	汚染原因が不明
連絡組織等設置済み	小計	411 (388)	356 (339) 55 (49)
	都道府県や市町村等の広域単位や複数地域の合同連絡組織	353 (336)	303 (291) 50 (45)
	汚染地域単位の連絡組織	71 (65)	64 (59) 7 (6)
連絡組織等設置予定	小計	88 (86)	74 (73) 14 (13)
	都道府県や市町村等の広域単位や複数地域の合同連絡組織	35 (35)	34 (34) 1 (1)
	汚染地域単位の連絡組織	53 (51)	40 (39) 13 (12)
設置の予定なし・無回答		2,242 (1,817)	1,083 (909) 1,159 (908)
母 数		2,741 (2,291)	1,513 (1,321) 1,228 (970)

注 1 : 括弧内の数値は、平成 26 年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注 2 : 複数回答があるため、各件数の和と小計は必ずしも一致しない。また汚染原因の把握状況で無回答の事例があるため、各件数の和と合計は必ずしも一致しない。

8.2 硝酸・亜硝酸対策推進計画等の策定状況

硝酸・亜硝酸対策の推進のためには、都道府県等によって、窒素負荷低減目標及び対策、対策の進捗状況の確認手法等を明確にした硝酸・亜硝酸対策推進計画等を策定し、それに基づいて対策を実施することが重要である。このような硝酸・亜硝酸対策推進計画等が策定されている事例の状況を表8-2に示す。また、平成26年度末時点までに環境省で把握した計画等名称一覧を表8-3に示す。

硝酸・亜硝酸対策推進計画等が策定された事例件数は110件で、硝酸・亜硝酸の事例全体の4%であった。

表8-2 硝酸・亜硝酸対策推進計画等が策定されている事例の状況

硝酸・亜硝酸対策推進計画等の策定状況	件数 (各計画策定状況に該当する事例件数)		
	合計	汚染原因が特定又は推定	汚染原因が不明
策定済み	110 (100)	95 (85)	15 (15)
策定予定	203 (191)	197 (185)	6 (6)
策定の予定なし・無回答	2,445 (2,006)	1,223 (1,053)	1,222 (953)
母 数	2,758 (2,297)	1,515 (1,323)	1,243 (974)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：汚染原因の把握状況で無回答の事例があるため、各件数の和と合計は必ずしも一致しない。

表8-3 硝酸・亜硝酸対策推進計画一覧(平成26年度末時点)

都道府県等	硝酸・亜硝酸対策推進計画等の名称	策定期
北海道	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針	平成16年4月
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針に基づく実施要領	平成16年7月
山形県	硝酸性窒素削減対策計画	平成17年3月
愛媛県	愛媛県環境保全型農業推進基本方針	平成23年11月(改正)
長崎県	島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染対策の基本方針	平成18年1月
	第2期島原半島窒素負荷低減計画	平成23年2月
熊本県	荒尾地域硝酸性窒素削減計画	平成15年3月
	熊本地域硝酸性窒素削減計画	平成17年3月
熊本市	第3次熊本市硝酸性窒素削減計画	平成27年3月
宮崎県及び鹿児島県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画	平成16年6月
	都城盆地硝酸性窒素削減対策実行計画 (第2ステップ)	平成24年2月
宮古島市	第3次宮古島市地下水利用基本計画	平成23年3月

注：この調査によって収集した情報のみならず、環境省が以前から把握している内容を含む。

(参考：http://www.env.go.jp/water/chikasui/no3_project/index.html)

8.3 窒素負荷低減対策の実施状況

施肥、家畜排せつ物、生活排水による硝酸・亜硝酸汚染は、広範囲に及ぶ場合が多いため、発生源対策、すなわち地下水への窒素負荷低減が重要な対策となる。具体的な内容としては、施肥については都道府県等が定める施肥基準等の土壌管理に関する指導内容の遵守、家畜排せつ物については「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく措置の推進や野積み・素掘り等の不適切な管理の解消、生活排水については下水道等生活排水処理施設の整備、生活排水の排水路等の整備といった対策がある。

硝酸・亜硝酸の事例 2,758 件について、窒素負荷低減対策の実施状況を表8-4 に示す。窒素負荷低減対策を実施しているのは 908 件で、硝酸・亜硝酸事例の 33% であった。汚染原因が特定又は推定されている事例で窒素負荷低減対策が実施されているのは、

- ・施肥による汚染事例 1,412 件中 641 件 (45%)
- ・家畜排せつ物による汚染事例 622 件中 474 件 (76%)
- ・生活排水による汚染事例 598 件中 415 件 (69%)

であった。

一方、汚染原因が不明である事例については、窒素負荷低減対策に取り組む割合は少ない (1,243 件中 229 件、18%)。窒素負荷低減対策の推進のためには、その前段階である汚染原因の究明を、より一層推進する必要があると考えられる。さらに、汚染原因の全てが明確になっていない段階でも、負荷発生源と汚染との間に相応の関係が認められる場合は、負荷低減対策を実施することが必要である。

表8-4 窒素負荷低減対策等の内容

窒素負荷低減対策の実施状況	合計	件数		
		汚染原因が特定または推定 (参考)各原因による硝酸・亜硝酸事例の件数		汚染原因が不明
窒素負荷低減対策実施 (複数回答有り)	908 (837)	679 (630)		229 (207)
家畜排せつ物の適正処理	672 (623)	474 (440)	(家畜排せつ物による汚染の件数) 622 (558)	198 (183)
施肥量の適正化	862 (794)	641 (594)	(施肥による汚染の件数) 1,412 (1,240)	221 (200)
生活排水の適正処理	544 (500)	415 (392)	(生活排水による汚染の件数) 598 (527)	129 (108)
その他	11 (10)	9 (8)		2 (2)
検討中	483 (419)	350 (308)		133 (111)
予定なし・無回答	1,387 (1,061)	506 (405)		881 (656)
母 数	2,758 (2,297)	1,515 (1,323)		1,243 (974)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：窒素負荷低減対策に複数回答や汚染原因の把握状況に無回答があるため、各件数の和と母数や合計は必ずしも一致しない。

9. 地下水浄化等の対策の実施状況

9.1 地下水浄化等の対策の実施状況

汚染された地下水については、現在或いは将来の用途を考慮し、浄化等の対策を推進することとされている。6.4のとおり、水濁法第14条の3に基づく浄化措置命令が発動されたことはないが、都道府県等の指導によって、或いは事業者の自主的な取り組みによって地下水浄化等の対策を実施する例が見られる。また、汚染原因者が不明である場合には地方公共団体等によって地下水浄化等の対策を実施する例も見られる。全事例6,993件について、このような地下水浄化等の対策の実施状況を表9-1に示す。

浄化等の対策が実施されている事例は、1,224件（全事例の18%）であった。

汚染原因別に見ると、原因者が特定又は推定されている工場・事業場を原因とする事例は1,391件中1,000件（72%）、原因者が特定又は推定されている廃棄物を原因とする事例は192件中124件（65%）と、汚染原因者が判明している事例では、6割以上で浄化等の対策が実施されていた。

自然的要因による事例では1,080件中6件（0.6%）、汚染原因が不明の事例では2,847件中129件（5%）と、それぞれ僅かながら浄化等の対策が実施されていた事例があった。

表9-1 地下水浄化等の対策の実施状況

地下水浄化等の対策の実施状況	母数	件数								
		汚染原因が特定又は推定の事例の汚染原因					施肥・家畜排せつ物・生活排水	自然的要因		
		工場・事業場		廃棄物						
		原因者特定・推定	不明	原因者特定・推定	不明					
実施済み・実施中	1,224 (768)	1,000 (632)	9 (4)	124 (73)	10 (6)	3 (2)	6 (1)	129 (87)		
検討中	479 (426)	133 (112)	5 (4)	19 (6)	2 (1)	228 (210)	9 (9)	91 (80)		
予定なし・無回答	3,805 (3,173)	265 (143)	41 (30)	48 (32)	15 (11)	1,259 (1,091)	1,064 (951)	1,134 (929)		
母 数	6,993 (5,285)	1,391 (850)	55 (38)	192 (120)	27 (18)	1,545 (1,349)	1,080 (962)	2,847 (2,023)		

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。（内数）

注2：汚染原因に複数回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない。

9.2 地下水浄化等の対策の実施主体

9.1で浄化等の対策が実施されている事例1,224件について、対策の実施主体を表9-2に示す。

原因者が特定又は推定されている工場・事業場を原因とする事例では、「汚染原因者」(953件、母数の78%)が大部分を占めたが、「土地の所有者」(166件、同14%)、「地方公共団体」(81件、同7%)の事例も見られた。廃棄物を原因とする事例についても同様の傾向であった。

汚染原因が不明である事例については、主に「土地の所有者」(77件、母数の60%)、「地方公共団体」(24件、同19%)などによって実施されていた。

表9-2 地下水浄化等の対策の実施主体

対策の実施主体 (複数回答有り)	母数	件数						
		汚染原因が特定又は推定の事例の汚染原因				施肥・ 家畜排せつ物・ 生活排水	自然的 要因	汚染 原因 不明
		工場・事業場		廃棄物				
原因者 特定・ 推定	不明	原因者 特定・ 推定	不明	施肥・ 家畜排せつ物・ 生活排水	自然的 要因	汚染 原因 不明		
汚染原因者	953 (588)	891 (556)	0 (0)	103 (58)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	18 (12)
複数の汚染原因者	14 (12)	12 (11)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
土地の所有者（注3）	166 (96)	65 (37)	7 (4)	12 (8)	3 (2)	0 (0)	6 (1)	77 (47)
地方公共団体（注3）	81 (64)	48 (41)	2 (0)	9 (7)	4 (2)	1 (1)	0 (0)	24 (19)
その他	19 (14)	11 (8)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)
不明	12 (10)	3 (3)	0 (0)	3 (2)	3 (2)	1 (1)	0 (0)	4 (4)
母 数	1,224 (768)	1,000 (632)	9 (4)	122 (71)	10 (6)	3 (2)	6 (1)	129 (87)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答や無回答があるため、各件数の和と母数は必ずしも一致しない

注3：「土地の所有者」及び「地方公共団体」が汚染原因者である場合は、「汚染原因者」に分類している。

9.3 地下水浄化等の対策の内容

9.1で地下水浄化等の対策が実施されている事例1,224件について、その対策の内容を表9-3に示す。

各項目分類別の主な対策の内容は、以下のとおりであった。

(VOC事例)

- ・「地下水揚水処理」 (692件、母数の73%)
- ・「土壤ガス吸引処理」 (250件、同26%)
- ・「汚染土壤の処理」 (356件、同38%)

(重金属等事例)

- ・「地下水揚水処理」 (102件、母数の56%)
- ・「汚染土壤の処理」 (115件、同63%)

(硝酸・亜硝酸事例)

- ・「その他」のうち「井戸管理の適正化」(1件)

表9-3 地下水浄化等の対策の内容

地下水浄化等の対策 (複数回答有り)	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・ 亜硝酸	複合汚染
地下水揚水処理	863 (569)	692 (447)	102 (71)	0 (0)	69 (51)
バイオレメディエーション	107 (72)	95 (64)	2 (1)	0 (0)	10 (7)
原位置処理(上記以外)	141 (63)	113 (48)	12 (6)	1 (1)	15 (8)
土壤ガス吸引処理	268 (194)	250 (182)	1 (1)	0 (0)	17 (11)
汚染土壤の処理	519 (288)	356 (189)	115 (65)	0 (0)	48 (34)
その他(注3) (「原因物質除去」、「封じ込め」、「バリア井戸設置」など)	164 (129)	120 (94)	25 (20)	4 (3)	15 (12)
母 数	1,224 (768)	949 (583)	182 (117)	5 (4)	88 (64)

注1：括弧内の数値は、平成26年度末時点の超過事例及び一時達成事例の合計数。(内数)

注2：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

注3：調査回答中の「継続監視の実施」や「硝酸・亜硝酸事例の窒素負荷低減対策」等は別で集計しているため、ここでは対象外とした。

10. 地下水汚染の公表の実施状況

10.1 地下水汚染の公表の実施状況

全事例 6,993 件について、地下水汚染の公表状況を表10-1に示す。

公表されているのは、6,703 件で全事例の 96% であった。主な公表内容は、以下のとおりであった。

- ・「汚染の状況（測定結果等）」 (6,607 件、全事例の 94%)
- ・「汚染原因究明調査結果（汚染原因者を除く）」 (550 件、 同 8 %)
- ・「汚染原因者」 (452 件、 同 6 %)
- ・「地下水汚染対策・負荷低減等対策の実施内容」 (409 件、 同 6 %)

表10-1 地下水汚染の公表状況

公表の実施状況	合計	件数			
		VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
公表を実施	6,703	2,138	1,732	2,710	123
公表内容（複数回答有り）	汚染の状況（測定結果等）	6,607	2,082	1,715	2,693
	汚染原因者	452	316	81	7
	汚染原因究明調査結果（汚染原因者を除く）	550	270	172	87
	地下水汚染対策・負荷低減等対策の実施内容	409	284	75	5
	その他	178	64	38	73
公表していない	290	146	81	48	15
母 数	6,993	2,284	1,813	2,758	138

注：複数回答があるため、各件数の和と母数は一致しない。

10.2 公表の方法

10.1で何らかの公表を行っている事例6,703件について、公表の方法を表10-2に示す。

表10-2 公表の方法

公表の方法 (複数回答有り)		合計	件数			
			VOC	重金属等	硝酸・亜硝酸	複合汚染
汚染井戸所有者に個別通知	自治体による	5,408	1,486	1,358	2,500	64
	事業者による	27	10	12	1	4
周辺井戸所有者に個別通知	自治体による	698	309	227	145	17
	事業者による	27	15	7	0	5
地域で説明会の実施又は回覧の実施	自治体による	516	201	134	170	11
	事業者による	233	143	62	1	27
事案毎に報道発表等の公表	自治体による	979	491	318	126	44
	事業者による	143	84	43	1	15
常時監視結果一覧として公表		4,052	1,227	945	1,844	36
不明(過去の事例等)		212	104	66	36	6
その他		214	115	55	27	17
母 数		6,703	2,138	1,732	2,710	123

注：複数回答があるため、各件数の和は必ずしも母数に一致しない。